

天保の頃久住村に重助といふ喜和助歌名人あり。山縣家、庄屋をつとむる人。文學に造り高き者なり。文學及傳記部参照。發想について記せるものあり。本郡史料中修しきものなればここに記す。

喜和助聲曲五段の本意

初段は東にして西なり。朝日の上昇する如く、靜にして其勢甚だ強し。二の段は陰なり。夕日
の西に没するが如く、勢にして安かたし。三の段は中央なり。世界に亘る。其心大に廣し。四の
段は南の陽にして、春夏なり。草木身たる榮ふるが如き心を顯はす。其味は花の匂ふに同じ。五の
段は北の陰にして、秋冬なり。陰陽相合して、草木枯り、風に紅葉の散るが如く、其味深し。以上
東西南北中央とも陰陽相合して、此一段を、歌といふ。
是元來佛傳にして、無類極秘の聲曲なれば、智者といへども、此道に入らずして、此本意を知るこ
と能はずれば、反て邪智をふくみ日賢く云々わし、喜和助の文句なきことを誹謗する人あり。又道
に入らざといへ共、愚にして未だ本意を得ざるものどもは、世の人口を聴て止る人あり。我これを愛
して、此意をあらはし乞ふ人の眼に知らしむる者也。

六 月

喜和助門業 久住の重助

尙喜和助の聲曲を、世の人深き味を知るす。其場々々面白きことば、氣を誇めるのみ、名高き
靈場にも、其名の殘りどゞまゐる事を感じぬ。

一、二、三、四か五音にもひかたがひ、幾代かはる喜和助の語。

第七章 交 通

第七章 交通

第一節 總叙

本郡の交通系の因由する所を探究するには、文献の徴すべきもの甚だ少しと雖、出雲風土記より見たる東南道を初め樂々福神社由緒に基く巡路、長谷部信連本郡謫居の史實、陰徳太平記に依る戰國爭亂軍兵馳驅の往還、國司郡司の位置より貢米運漕、驛馬、傳馬の往來、本郡古地圖の表示せる諸道、伯耆誌民談記、民諺記より得たる驛路と一里塚、一里松、道標等によりて、郡の古道を探り、往來の變遷に説き及ほし藩政時代太名道路及道路を記載し。水路に至りては不完全なる川舟のあるのみ、驛傳、馬次、助郷、關塞、剗、番所の制度も其大要に止めんとす。

第二節 道路

一、出雲風土記東南道、風土記仁多郡の條、阿志毘緣山(阿毘緣の地)に通する古道あり。吉備より伯耆(奥日野)を経て、出雲に入る。この處阿志毘緣の剗あり、この沿道古墳多きは、注意すべきことなり石見、日野上、山上の三地方殊に多し。左に編者の研究推定せる東南道付驛傳考を擧げん。

東南道付驛傳考

出雲風土記の東南道については、己に沿革部に述べたが、此道こそ上代に於ける陰陽連絡の主干道にして、太古に於ては大陸より隱岐を経て、出雲へ、それより吉備の國へ通する直道なりしなれ。出雲の國廳より出でたる國道は、大原郡を得て、郡界辛谷村より仁多郡に入り比比理を経て、郡家(今の龜

嵩村の郡)に至りそれより伯耆國に向ふ。

出雲風土記抄(原漢文)

東南道 郡家より去ること二十三里一百八十二歩郡の東南の堺仁多郡比理の村に至る。又東南一十六里二百四十六歩仁多の郡家に至りて分れて二道となる。其一道は東三十八里一百二十一歩。註仁多郡の條には廿五里一百五十歩とあり。今の十五町の差あり仁多郡の條の分、實際に近きが如し。國の東南の堺に至る。伯耆國日野ノ郡に通じ又一道は南三十八里一百二十一歩備後國堺、遊記に至る。

仁多郡郡家より伯耆國日野郡阿志毘縁に向ふについても、先づ一考察を加ふるの要あり。

今、龜嵩村に就て其地勢を見るに、地圖に示すが如く、略東南へ向け二道あり。一は右折小峠をこゝて簸の川上流に出で、廻りて竹崎を経て船通山北麓の險坂を超えて伯耆國今の阿毘縁に出るもの即ち現今の本道にして、一は左行比田村に出でし雲伯の境なる御墓山(沿革傳説參照)の麓をこゝて阿毘縁に出で、前記の道と合するものなり。

一般に考へらるゝは前者にして、後者は實地を見且つ種々各方面より考察したる上にて、此道によりしならんと首肯せらるゝものなりとす。荷田春満出雲風土記考に「今俗にトナミタワ通と云とあるも此道なり。内山眞龍の風土記解にはトナミノタニ通りと稱し、竹崎道をもあげて、此二道のうちなるべしといへり。更に進みて伯耆國に入りて、日野郡石見村なる郡家に達する迄の道路を考察するに、人煙僻遠道普き今日を以て、人家頗稀疎にして、而も狼などの出沒せる(狼は徳川時代にも屢々あらはれ人畜を害したる事記録にもあり)千年有餘の昔を律すべきにあらず。近く明治十八年新道の作られし迄の日野川兩岸の道路の如き、殆んど現代青年の豫想し難き程(次項舊道參照)に

て、日野川十數里の間に橋梁僅々二箇所に過ぎざりし時轉今昔の感に堪へざると共に、眼を新にして考究せざるべからざるを感せずんばあらず。今考察の標準を示せば凡左の如し。

- 一、古墳群落地點を目標とすること。
- 二、由緒ある神社及傳説地をも顧慮したること。
- 三、和名抄日野六郷の位置を重視したること。
- 四、可成近距離のところをとりしこと。
- 五、深谷峽間(殊に狼の出沒するを恐る)を避けたること。
- 六、平坦なる小平地を流るゝ川に沿へる自然の利用。
- 七、險難なる土地をさけたること。
- 八、見はらしよき山々通過を認めたること。

右の諸點を考慮し實地につきて取捨して大體左の如く推定せり。

仁多郡郡家↓龜嵩本部落↓ヒラ坂越↓西比田↓お墓山巡り↓阿志毘縁劃↓阿毘縁村の内大菅(熊野神社)↓下阿毘縁↓阿毘縁峠↓山上村大字茶屋の内大内谷↓大字福萬來の内葉侶(左方へ阿太道)野呂山越↓後谷↓日野川沿岸霞(此川上樂々福神社、崩御山、古墳群落)↓霞劃↓田ノ原古墳群落↓田ノ原越↓石見村の内鍛冶屋↓大倉巡り↓河合(神戸郷分道)↓銀山↓是次↓郡家(月瀬神社近し)因に大倉山は出雲青垣山烽に繼げる烽燧場ならん。母里の青垣山より大倉山へは見通しの能くき

く所にて、非常時にあたり狼煙をあげ、軍團郡家等互に急を告げたる條件に適せり。東南道に對して北方を通過せる本道ありしならん。即天萬の剗より今の二部村(古の野上)へ、それより津地峠をこけて藤の渡(日野川最大の渡場)に出で奥渡を通り眞住、高尾金持を経て四十曲にこゆるものこれなり。此線は後富田街道にして、必ずや尼子氏も最古の道をたどりて往復せしことを推定せんとす。又この二道をキ字なりに縦貫せる川筋線ありて日野武庫二村をつなぎたることは亦推定に難からず。

驛傳のこと、古書絶えて所見なし。由來本郡の事情の中央に紹介せらるゝもの少く、全く草昧の地として見捨られたるの感あり。ヒノ川の流域鳥上峯の懷にあり、日本無比良鉄の産地として、夙く既に大山祇族の蟠居地出雲民族活躍地帯にありながら、王朝時代に入るに及び尙式内の名神なく、驛傳の設なき理なし。驛傳の例と遺跡地勢等によりて考ふるに東南道に於ては今の下阿毘縁、(剗)福万來(葉侶)霞(剗)中石見(郡家)の四箇所を指定して可ならんか。又中部横斷線にては三部(野上)渡(日野)金持(武庫)を縦斷線にては多里、宮内、霞、黒坂、渡、武庫、溝口等を推定すべきものならん。

二、藩政前の古道 今本郡に於ける、藩政前の古道を釋ぬれば、古來の川筋道、出雲風土記東南道、富田街道の三とすべし。日野川沿岸斷崖の地、多く川に添ふを以て通則とせるが如しと雖、時に河を跋涉し、時に山角を攀ち登り、密林を行き、荒野を過ぎ、跋涉日を経て通したる人烟稀薄の昔日の交通路は、古老の口碑傳説によるの外なし。川筋道を從斷線とすれば出雲路吉備路は横斷線なり。横斷線中古道に加ふべきは出雲風土記東南道最も古くして仁多郡郡司所在地たる郡より本郡司所在地郡家に通

したるものなることは前述の如し。

川筋道 道路は事情の許す限り設けられたるものにて今は主要道路の順路を示さん。支線あり矢倉峠道これなり。

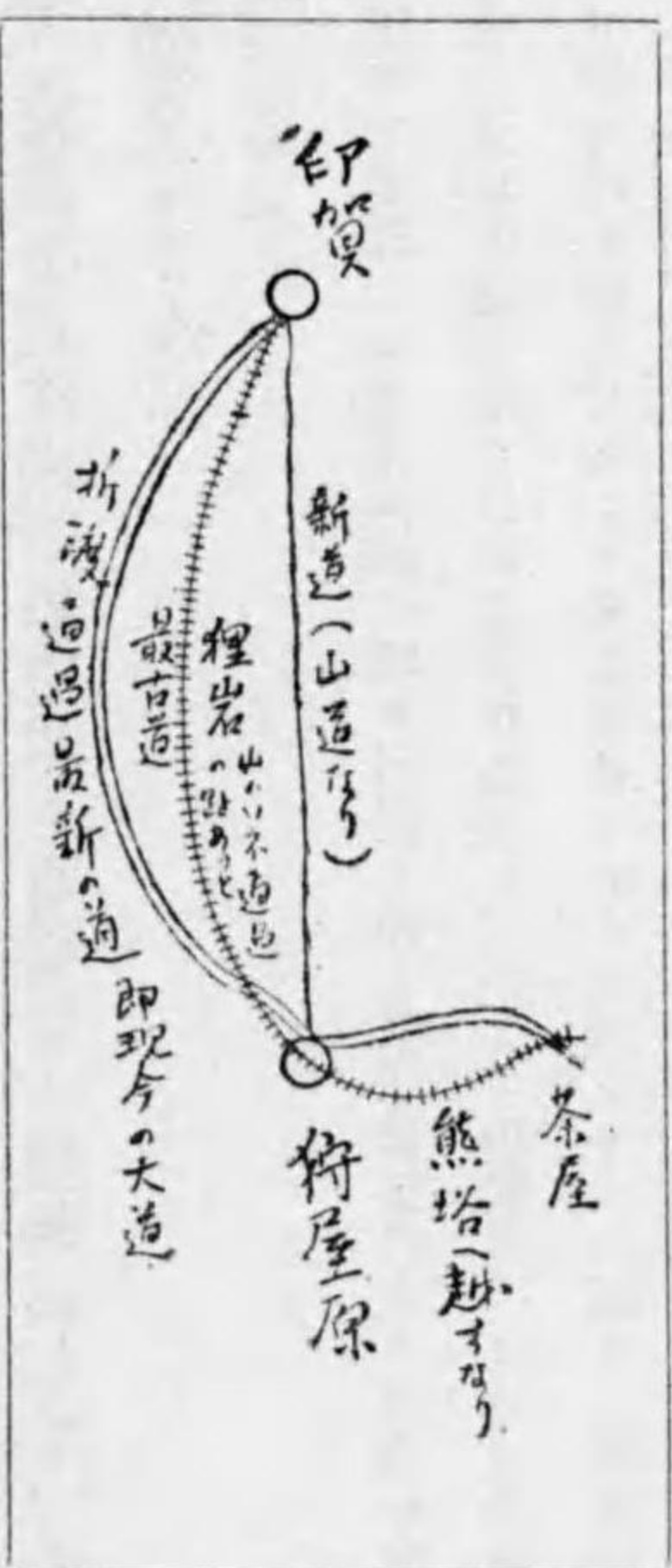
右岸部 會見郡(今の西伯郡)より入り根雨に至り左岸に入る下菅より再び左岸に入る。

左岸部 根雨より日野川を越ね、野田より根妻に至り、右岸下菅に入更に黒坂より多里に至るものとす昔時は沿岸斷崖の箇所は掘開を試みずして、一上一下山角懸崖を攀ち時に峠を越し、棧道を踏破せるが如く藩政時代に入り文化の進歩に伴ひて道は次第に河岸に接近し勾配を緩め長さを短縮せるもの、如し茲に古道の一例として黒坂村附近の一例を擧げん。

黒坂より霞に到るものを擧げて参考に資せん。

黒坂―横手―姫宮谷―峠―小河内―小河内谷―峠―布勢谷―峠―宮谷―楡原―吉延谷―六郎谷―小栗谷―栗谷尻―後谷―峠―印賀川―峠―板井谷尻―霞

左に山上村附近の一例を略圖にして示さん。



最古の道は山のソネを通りたる例

富田街道 富田街道は横断線中最も重要な線路にして、南北横断線中の樞要線路たり今左の文書を擧げて詳細を示さん。

富田街道

尼子持久出雪の守護となり富田城に城き出雲を治し其子清定に至り我意の振舞あり斥られしが嫡子經久兵を擧げ鹽治の一族を追ひ文明十八年正月富田城を復し以來尼子氏盛にして是より山陽道へは母里及會見郡天方村を経て池野より日野郡三部に入り二部を経て畑中より津地峠を越え津地より川を涉り下渡り別所を上り三栗より明智峠を越え備中阿賀郡花見村に通ずるものと又下渡り根雨金持を経て板井原の四十曲峠を越え美作真島郡新庄に通ずるものと此兩道を通せしより慶長四年吉川廣家富田城を去られし後は自然出雲街道に變れり(日野郡野史)

三、藩政時代の道路 藩政時代に入りては古地圖の存するあり、巡檢使御案内の手帳、宿次帳、諸家日記々録の類多く比較的明確に知ることを得べく、尙一里塚一里松の現存せるあり、道票のあるあり推定に難からざるなり、今此の時代の道路を分ちて左の二種とす。

大名道路

一般道路

織田右府の頃三十六町を一里とし、一里松を點植せるよしものに見えたり。

一里塚

一里塚は一里毎に路傍に松等を植え大木と爲し里程の表示とす其起原は詳ならざれども永祿四年既しと國史大辭典に見えたり慶長九年二月家康東北三道に命じ道程を定め榎樹を植三十六町を以て壹里と爲す既にして西南四道皆之に倣ふ(落穂集 同月五畿七道に始めて壹里塚を築かしめらる(事物原始)當郡内左の地所に壹里塚の字残れり是は出雲街道の外なり 二部村の福岡字一里塚下も

黒坂村の下黒坂字壹里塚の元

同村の福長字吹の原家の上壹里塚

印賀村の折渡字壹里塚の本

福桑村の豊榮字中河原壹里塚

一里松にして現存せるもの黒坂松ヶ河岸(一里松に因める名か考ふべし)にあり。他は皆拂下を受けて伐採したるが如し。

(日野郡野史)

郡内の一里塚

出雲街道に屬するもの

中租字樋口大井手

二部字壹里塚

間地峠字植松

三谷字一里塚の元

金持字池の本屋敷廻

板井原字一里塚の上

其他のもの

二部村大字福岡字一里塚下モ

黒坂村大字下黒坂字一里塚の元

黒坂字光明寺河原

福長字才木谷尻

同 字吹の原家の上一里塚

印賀折渡字壹里塚の本

福榮豊榮字中河原一里塚

一、大名道路 大名往還、巡檢使通過の道にて、比較的整頓せる道なり。先づ巡檢使御案内手帳、其他により其の線路を擧ぐれば。

1 四 十 曲 線

大江—溝口宿(川舟あり)—宇代—中祖—古市—父原—(谷川あり)—三部—二部宿—間地—(間地峠あり)—舟場—(川舟あり)—根雨宿—高尾—金持—板井原宿—峠根—(四十曲峠あり)—美作に入る

2 川 筋 線

根雨宿—野田—津地—安原—下板—根妻—(孫四郎橋あり)—下菅—(番所あり)—(川舟あり)—黒坂

3 横 ケ 峠 線

黒坂宿—小河内—(鞍卸しの險あり)—檜原—久谷—(横ヶ峠あり)本山—中原—(谷川あり)—中都合—(五倫峠あり)—會見に入る

4 矢 倉 峠 線

二部宿—畑中—池田—合原—下代—上代—(矢倉峠あり)—下黒坂—黒坂宿

5 池 野 線(富田街道)

二部宿—三部—池野を経て米子に至る。

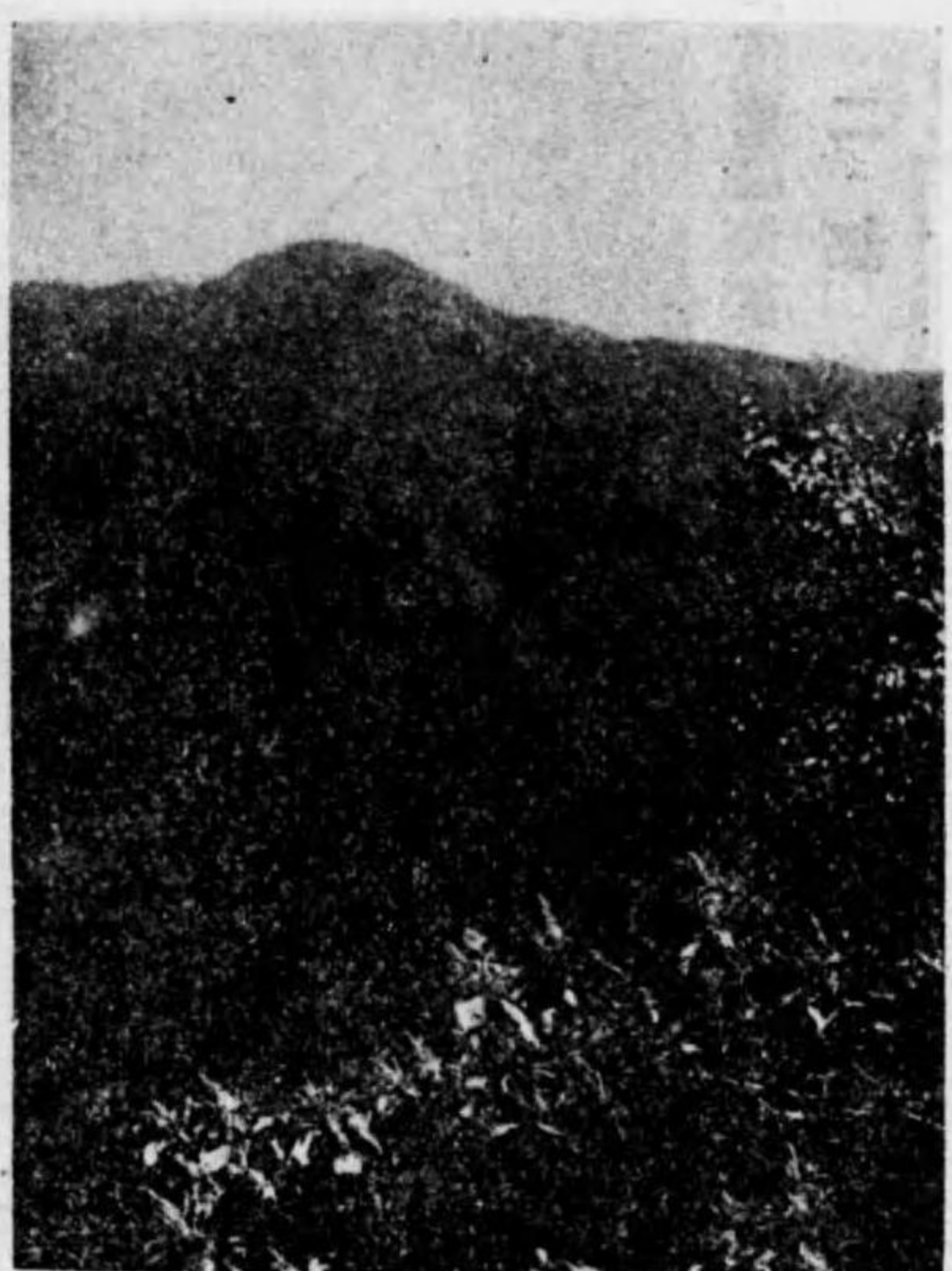
此の線路は溝口宇代間日野川の川支あり、川舟の通せざる時に困難せる天明年間巡檢使入郡の時の如きこれなり、幕末に至り設けられたりといへり。(古老實話)

當時三十六町を以て一里とすれども、川舟の場所は八町として計算せりといふ。蓋し乗降の時間に八

町行程を費すと規定せるなりといふ。

改に一里の間に渡舟あらば、河幅を假に二町あるものとすれば、其の里程は三十町となるなり。八町渡しといへる語あり味ふべし。

松江森濱田等の藩主參勤交代に通過し幕末天下騷擾長州征伐に往來頻繁を極め巡檢使の通過も屢々なり。



上 頂 道 舊 曲 十 四

殊に四十曲線に至りては、伯雲石隱の上方往來とて旅客の往來織るが如く、大名行列の雲助歌

伊勢參宮連の伊勢音頭大峯詣行者の法螺の音實にも般賑を極めて、京阪地方四十曲の名を知らざるは無かりき、溝口二部根雨板井原黒坂等の宿には何れも大名の旅館たる御茶屋とて美盡し善盡し、或は中食或は宿泊す、何れも、富豪の家なり驛馬の嘶き助郷の雜鬧、問屋の店頭は人馬を以て埋めたり。草鞋脚絆の旅装にては、一日の行程も十里内外なれば伊勢參宮に三十日を要したりといふ、殊に江戸行には親子の水盃の例話も遺れり險坂川支には行程を短縮しても宿泊すれば宿場の繁昌は言はん方な



藩政時代股盛なしり部宿

に道票は大正十四年修復成れり。

二部の道票

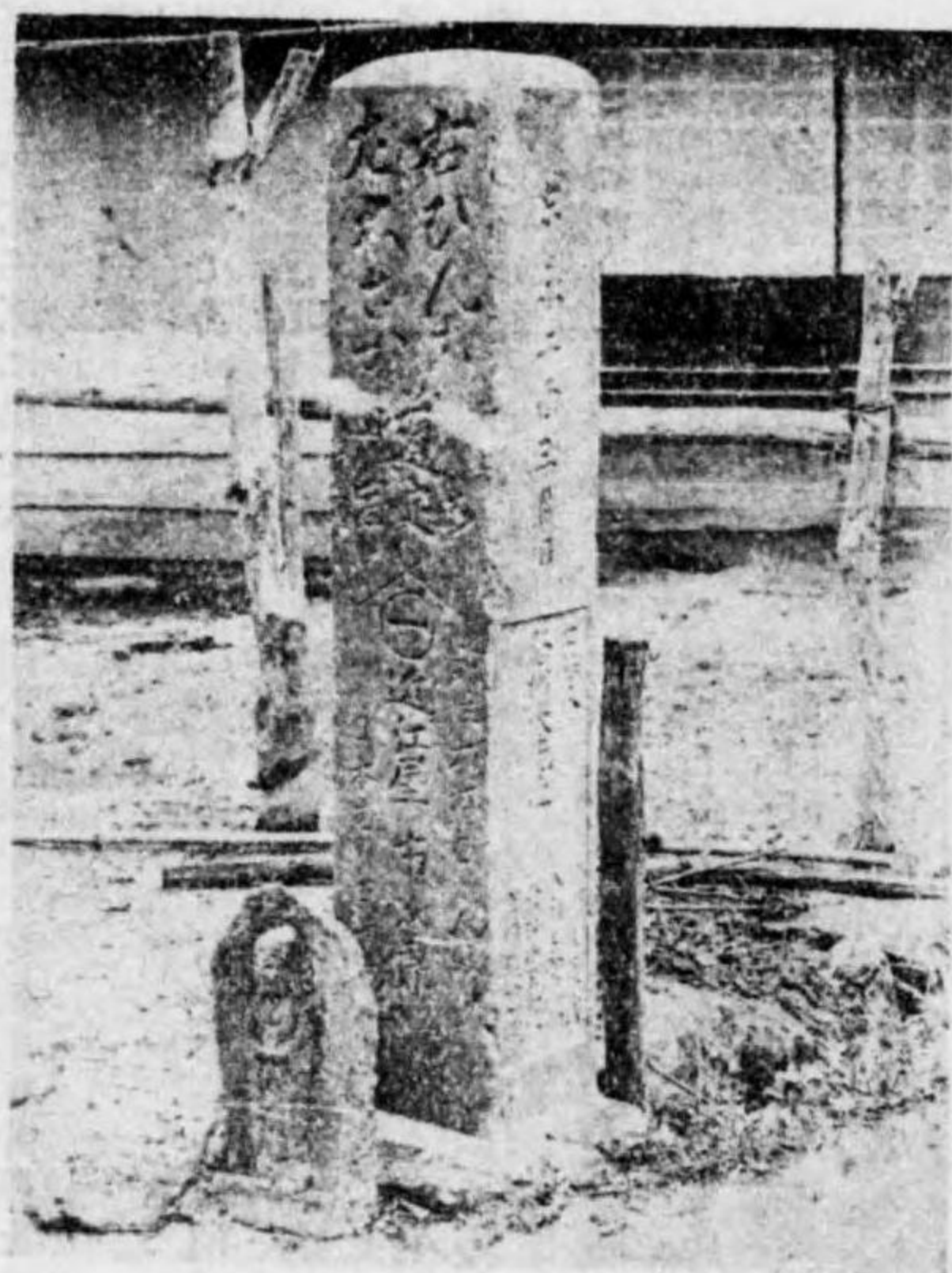
八寸	一尺一寸	八寸	一尺一寸
右側面	正面	左側面	裏面
嘉永二西三月	右びんか 左大さか	右米子 左黒坂	記入ナシ
日	御宿	人夫	
世話人	願主	二部宿中	
伯州大先達	近江屋市次郎	世話人	
入藏	大阪道とんほり	甚右衛門	
入藏	日本はし南つめ	右衛門	
長			

長約五尺

し。今日宿場にして衰微の傾向を認むるは二部板井原二宿にして全く藩政時代の股盛に反して交通線路大變動の影響を受けたるや明なり。今尙當時の形態を存して昔を偲ばしむるものあり、板井原は四十曲峠の險坂を控へ、二部は間地峠日野川の難所を前にしたればなり。二部より間地に入る分岐點に道票あり。蓋し郡中に其比を見ざる大道票にして、一度これに接せんか忽ち其當時の人となりて低回顧望の念を禁せざるものあり。然るに近時顛倒挫折徒に厄介視せられて塵芥場裡顧みるものなくあたは歴史の建造物の末路を物語らんとす會々これに接して刻文を寫す以て往時此の道票によりて行路の人幾千万其便を感せしものならむ。茲に之を記して後昆の尙古的精神の作興に力めんとす。因

一尺一寸	八寸	一尺一寸	八寸
左側面	右側面	裏面	記入ナシ
右米子	左黒坂		
人夫			
二部宿中			
世話人			
甚右衛門			
右衛門			

因に記す寛政五年高尾村に板井原新屋忠右衛門の建てたる道票あり。
 二、出雲街道と御茶屋



二部の道票

二部の足羽五兵衛(出雲候御本陣宿)根雨の恩田市郎左衛門(大庄屋)緒形一郎右衛門(多里平野より轉住の財産家板井原の矢田貝七左衛門(庄屋後に中庄屋)桂藤傳右衛門(後に宗旨庄屋)の諸氏の働きにて間地峠を修理し中安井に渡舟を造り舟場と稱し板井原の作州峠四十曲を改修し此線路を出雲街道と公稱するを得其功に依り前記の人々を出雲候の御本陣或は御茶屋の亭主を許されたりと云

（ヘリ）されば足羽家の御本陣緒形家の御茶屋も之なるべし（日野郡野史）
後又溝口の川支へを顧慮して富田街道の線路に復したり。

松江藩候通行 松江藩候は従前出雲街道を通行せらるゝ例なりしが文久元年より松江發米子會見郡の川西天万池野を便宜とし之を
經て日野郡三部に出で夫より出雲街道の二部根雨板井原を通行せらるゝ事となれり（日野郡野史）

出雲街道之由來 豐嶋氏の談

豐臣氏の末に當り堀尾山城守は雲州富田に封ぜられ中村伯耆守一忠は米子の城を築きて之に治す堀尾氏封ヲ除かるゝに及び越前候
秀康の子松平出羽守直政は大阪陣の軍功によりて出雲を賜ひ松江に治す之を松江藩の始祖と爲す其入國の際まで雲州より上方への
通路ハ備中國哲多郡（今の阿哲郡）と本郡との境上なる明智峠より渡村（今の奥別所より本郷に下る）を經て日野川を渡り安井村大字
津地村の津地峠を通過し二部村へ出でたるものなりし由

因に日地方の口碑傳ふる所に云ふ元弘の昔後醍醐天皇隱岐へ御遷幸之砌にも此筋を御通過あらせられ御途次明地峠にて夜明けし
より其時の御言葉に因みて明地と命名せりと云ふ今も此峠に休み岩と云ふものあり且備中追野村々社（此峠の南麓）は此天皇を奉
祀し近傍なる木野山神社ハ又此村社より分靈奉祀する所なりとぞ車駕日野川の岸に到り玉ひて此處ハ渡り（渡津）なるかと宣はせ
給ひしより今の本郷地方の總名を渡村とは名けしなりと。

右の口碑ハ果して眞なりや否やは世の専門の士の研究に譲りて只古老の談ずるが儘を録す。

松平直政候は之を不便とせられしにや二部峠より本宿を通じて四十曲峠に由るの道路を改鑿せむことを企望せられたるに當時本郡
多里村字平野と云ふ所より本宿へ轉住したる一郎右衛門なる人（現今の茶屋緒形の祖先）及板井原宿なる今の桂頭豐七氏の祖先と二
人にて資を抛て其改修工事を負担助成せり之を明治十八度本縣の縣道改修迄唯一の出雲街道として通行したりし二部峠道路の起原
とすと云ふ。

爾來出雲候の御通行には右の功を嘉みし本宿及板井原宿に於て宿泊若くは休憩には必ず右兩人の邸を本陣となし且緒形氏の如きは
今の八幡小路より下も（山手側）の如きハ開き取りの有様に古有せられしものなりと云ふ（現今に至るも該地點ニハ緒形氏の所有

地多しと云ふ茶屋の號は即之に原因し始め御茶屋と稱し又其邸廐なるものもあり後分家（平野屋）して御廐の株を分たれしとぞ、其
後本宿ニ大火ありて町の下半部焼けたる時同家も罹災し且當時家勢亦昔日の如くならざりしものか新起の有力家梅林氏に出雲候の
本陣を改められ以て維新の際に及べりと。

板井原宿に於ても又如何なる事情によりてか中途出雲屋（家號）に改めらる。

出雲街道往來の頻繁を加へたるは今更贅言せずと雖、出雲松平侯の通過の如きは、其の最たるもの
にして次の文書によりて其一班を物語れり。

出雲候御茶屋代 出雲街道板井原宿御茶屋二十餘年前に焼失し其後は出雲候御小休の定所もあらざりしが明和四年秋通行の際俄に
雨降り同所庄屋忠右衛門（吉岡）の宅に御小休あり此時幸ひ餅搗きてあり國主殿始め供人へ一般に差上げしに殊の外稱美せられ夫よ
り小休ある毎に餡餅を差上る例となり板井原餅とて賞せられ且つ自然に此宅か御茶屋代となれり。

板井原御茶屋守給 出雲街道板井原宿の御茶屋へ明和二年迄は毎年米三石同三年より米五斗守給として鳥取藩廳より下付ありしか
同五年以後廢せらる。

出雲候根雨御本陣 出雲候御通行の際安永年中より根雨宿梅林家を御本陣に定められ其頃は之を大に名譽とし主人孫三郎氏以來繼
續勤め後に苗字帶刀を許され五人扶持を頂戴せらる。

御茶屋及問屋にして幕末のもの左の如し、但し御茶屋は松江藩通行の處に置かれたり。

溝口 御茶屋 後郷饗となる。

問屋

二部 御茶屋 足羽

問屋

根雨 御茶屋 梅林

板井原御茶屋 吉岡

問屋

同明治三年三月下旬より四月上旬に亘りて、藩主池田慶徳公の本郡巡視の事ありしも、こは臨時の大事にして此の時印賀青砥孫一宅を御本陣、歌あり交通史に關係少けれども茲に記して異例の一端とす。



根雨御茶屋梅林家



板井原御茶屋吉岡家

十返りの花咲く松を友として

此山里に千代やへなまし

檜原柴田甚壽郎の家に御休息

おなじ世におなじく人はあれいでて
民の貢を受くる我身か

根雨宿御本陣梅林にて(お茶屋本梅林今の茶屋旅館にあらず)

匂ひをも風にまかせて咲く梅の

柴のいほりを今日ぞ尋ぬる

大名にして前記大名道路以外に入りしは之を嚆矢とすべきか。

三、孫四郎橋

古來宮内に神通橋(現に入澤橋といふ)といへる橋あり、藩政時代には西村橋ともいへり。

奥日野二十二社詠歌なる寫本に著者の奥書あり左の如し。

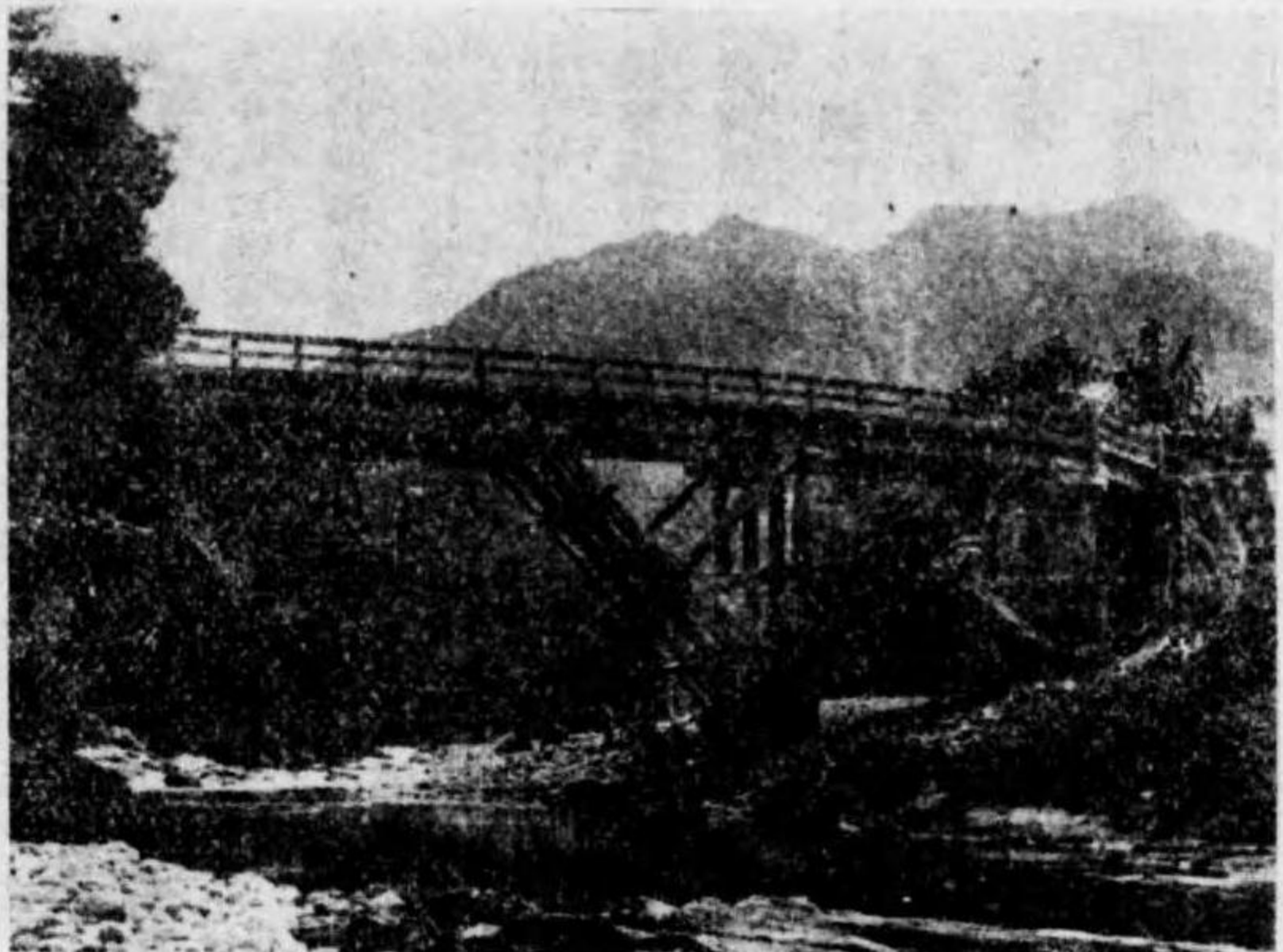
日野川の流れ橋本(宮内)といふ處に神通橋とて勾配甚しき橋ありてその行

桁水中に映りあたかも弓張月の如し依て取あへずうた

日野川の流れも清く住ぬれば

くまなく月の見え渡るはし

入澤橋と名づくるは、縣道布設の際宮内入澤氏橋梁費を寄附せるに基くといふ、希くは舊名に復して交通史上の大記録とせば可ならむ。日野川にこの一橋を存するのみにて、常に川支へを恐る。日野村大字本郷の人舟越孫四郎これに憂ふること久し。敷津の狭谷は岩石重疊奇觀に富めり中にも最狭き所兩岸岩石迫り天然の橋臺なり。遂に意を決し藩命により孫四郎橋と名づく。この橋一度成つて兩岸の利



日野上村大字宮内神通橋よりの上川を望む(入澤橋)

て、郡内を勸化(寄附募集)架橋に成功す、

便大に開け、交通史上の一新紀元を劃せり今左に古文書の寫擧げて其事蹟を偲ばん。
乍恐奉申上口上之覺

一式村郡日野川之儀は伯州一國之大川至て荒瀬耳にて少しの出水にても所々渡舟差支別而洪水之刻は三四日も往來之支御座候に付人々大に迷惑仕候儀に御座候然處幸ひ式村傍示岩田と申所川幅狭双方より岩石出迎最上の橋懸に付年來思立橋造建仕度存居申候得共漸御高拾六石斗取持仕御百姓大嬉罷在候程之私儀迎も微力に出來不仕免哉角哉と年月を相送り候儀に御座候乍去數年之思立縦に仕候段。だ残念奉致無止事四年以前寅年御郡中頭立候者へ助力相勤候處何れも心能出したし吳可申と之儀に付早速造建可仕と奉存候得共 右之儀は御上様江御達不申我儘に取斗候儀奉恐入依之翌 卯春其段御達申上候處御開届被仰付候當年三月より橋普請取懸四月中に相濟年來之大望成就大悦至極仕る儀に御座候尤後年に至修覆等差支候ては折角出來候ても無詮儀に付以後修覆御郡中村々江此上助力相勤仕候御高拾石取扱之御百姓江稟拾把宛之積りを以て相勤仕山代銀を元銀と仕體成徳人衆中江相頼預ケ銀に仕右利足を以て修覆可仕と奉存候然は往年に至り候ても斷絶におよひ候儀は有御座間敷と愚考仕り候乍恐微力之私へ右等造立仕丈候段御憐察被爲遺右橋ノ私ノ呼名を以て名日被仰付被爲下候は、永々子々孫々に至る迄規模を以蒙奉存候此段偏ニ奉願上候 以上

天保四年巳二月 日

日野郡渡村 孫 四 郎
日野郡渡村 孫 四 郎

右之者日野川出水之節者所々舟渡し差支人々難儀致候ニ付式村傍示岩田與申所江板橋懸申度數年思ひ立罷在候得共微力ニ不致出來年月を相送り候處徒ニ成行候段残念ニ存四年以前御郡中頭立候者共江助力相勤右存念之趣一昨春願出承届候處早速出來其上以後斷絶不致様に與後年迄之修覆手當等をも致候段重々志厚奇特之候ニ付御稱美被遺候右ニ付橋名之儀願出候趣尤之事ニ候間自今孫四郎與唱可申事

天保四年巳二月十六日被仰付

日野郡渡村 庄屋 孫 四 郎

其方儀御高三拾石斗所持五人家内にて睦敷相暮性質廉直にして農業精出し至極心得方宜且亡父孫四郎式村傍示岩田與申處江天保貳年橋普請相願懸渡候處當郡日野川筋出水之砌西村橋を除候外渡り場無之御用向始め旅人に至迄一統得便利因て孫四郎橋與相唱候様被命られ當時之孫四郎に至候ても亡父之志を續前後三度懸替 致世話繕ひ始大雪之節堀捨等年々出精致し實に奇特成者に付別籠壺軒爲相立候間其廉を以諸役目被免候様大庄屋申立候處容易に難承届儀に候得共申立之廉も有之に付格別ニ被免候事

明治四年未三月

民 政 局 印
渡小學校郷土史談

飯津橋一名孫四郎橋

日野村大字本郷の西端日野川を隔て、黒坂村の地に對する所字飯津といふ山脚兩方より河を狹めて其幅尤も狭し古來本郷村大字加勢地住舟越孫四郎氏之に橋を架し以て交通に便す日野川は激流也大水至れば所在の橋保つものあるものなし獨り此橋あり大概の出

水はこれに耐ゆ故を以て全郡共に利すること大なりし
本郷村大字加勢地舟越席次郎氏は目下村役場に書記たり孫四郎氏は氏の曾祖父なり就いてこれに問ふ左の答を得たり曾祖父孫四郎氏天保二年初めて之を架す費額三拾八貫五百目郡中各村の合力に依て以て架設す又年々修繕に充つる爲郡中より俗に云ふつなぎなる寄附を得たりと凡て上官に出願許可の上施行す

- 一文政十三年架換ス費額三十九貫目計リ
- 一嘉永六年祖父孫四郎氏第三回架換ス費額凡三百五拾兩
- 一慶應三年第四回ノ架換ヲナス
- 一明治拾年郡中ヨリ合力ノ義集集方不相成ニ付以後凡テ自費修繕
- 一同拾五年十二月父金三郎該橋大破ノ爲修繕ス此修繕郡中ノ合力ヲ得ラレサルヲ以テ里道修費へ編ミ入レ下金可相成旨ニテ五十四

圓余ヲ以請負修繕セシモ其ノ後請負金ノ下附ハ支障アリテ無之實際ノ費額ハ百圓餘也ト

一明治十九年八月大洪水ニテ流失ス

孫四郎橋は明治十八年縣道を布設しヤツツ敷津橋或るに及て廢せらるる明治四年民政局より其の功を追賞せらる。

(日野郡野史)

渡村船越家の先代に孫四郎と云へるあり至て篤志の人にて其頃通行の不便を患ひ字岩田と云ふ所を見立て天保二年日野川に橋を架け公衆に便利を與へられしに付官廳より左の賞狀を授けられたり是にて此橋の起原をも知らる其後明治十八年より懸造と成り橋も少し上みの敷津に架換られるものは岩田の巖に堀込の橋柱の跡のみ又彼の孫四郎と云へるは今の船越虎次郎氏祖先なり。

左に久住の歌人山懸重助の狂歌を擧げん。

いつまでもくちぬ心の石居イシズエ

名さへいわたの孫四郎橋

世の中にいわたの橋のなかりせば

涙の川に名をや満さん

なかたちもいらぬいわたの橋姫を

たのみにかけよ妻がほしくば

行く水はすめどにこれど諸人の

世渡りやすき孫四郎ばし

渡場に舟手形を置けり

溝口根雨黒坂の渡し舟時に出水運漕困難を極め川支の厄に遭ふこと少からず出来期若し大名其他の官憲にして通行する時は必ず米子

深浦の水手十數人來りて其任を全ふせりといふ(古老實話)

溝口渡舟は廣島街道成り明治十七年より黒坂は玉島街道成りて之を廢す。

助郷は沿道の各村之に服従し他は加助郷となり臨時の大事に服せるが如し。長州征伐の頃早飛脚の過ぎたるは此の道なり。幕末に至り行旅人取締の爲各要地に番所木戸締を設けて、誰何、檢閲、旅客大に困しめり其一般は次の矢田貝家文書にて知ることを得ん。

四、御番所と木戸締

要衝の地は施客貨物の檢査所を設け非常の警戒に備へたり(矢田貝家文書)

此度左之通御兩國共往還數ヶ所へ御番所御居置間道之村々へは木戸締被仰付浪人者は勿論惣而自他不審體之者出入并拔荷積御改海陸御締合之儀被仰出候に付ては他所より參込み候もの別けて御取糺し仔細無之候得ば御番所に於て印鑑相渡し通行爲致候間驛場溫泉場を始め在中村々にても行暮宿を乞候者有之節右印鑑を証據に爲致止宿出立之節旅人之名前泊りの月日相認め若日數逗留致候得ば其趣をも認め止宿屋名前相記し印鑑居へ相渡し可申印鑑所持不致者に宿貸之儀相成依之以後他國者印鑑所持不致宿を乞ひ候節假令一夜たり共宿役人共村役人手前へ達し置宿貸可申右等嚴密之御締合被仰付候上は第一驛場溫泉井に旅宿屋之者共旅人所持印名鑑表之國所名前所用月日等之記事不洩寫し取可申何れの御境通行一篇之者某々所知因なしにて溜滯之者或は神佛參詣之者諸方用向き出入之者等各其所用に就き旅客の様子を考へ其都而印鑑表と齟齬致候類有之不審之慮見請候得者は早速可及内許萬一利慾に取迷ひ隱密之取斗致候儀相顯れ候はゞ嚴數御咎め可被仰付事但溫泉場共宿改之者壹人宛相撰名前書付可申達事

一御境々之難所經間道を越込み何方へ如何様之者罷在候程も難斗候間日々之農業山野之稼に罷在候節に堂宮岩屋山村迄無油斷心を付非人乞食類都而不審成るもの居申候得ば片時も足留不爲致早々近き御國境へ村送りにし追拂可申若帶刀致し候もの隠れ居村方力に不及候得ば早速方角之御番所并最寄之儀ハ奉行御郡役人へも申達し可請差圖候將又他所書類承届け候得ば願面へ朱書入印鑑居相渡候間其段向々之御番所へ相達し罷通し可申事

一 武器米穀は勿論諸産物一切他國へ差出し申間敷候尤只今差出し來り之品々有之及難澁候類は前以て願出候得ば見斗之上差圖可申付事但拔荷拔積等致し候得は品物御取上可被仰付事

一口日野郡根雨宿御番所○板井原宿木戸番所○濁谷村木戸締○榎市村同斷○江尾村御番所○下蚊屋村木戸締○助澤村同斷○俣野村同斷

一 奥日野郡中菅村御番所○花口村木戸締○神戸上村同斷○下石見村御番所○月瀬村木戸締○飛時原村同斷○大坂村同斷○多里宿御番所○萩山村木戸締○大宮村御番所○上阿毘綠村木戸締○礪波村同斷○奥栗谷村同斷○下栗谷村同斷○建岩村同斷

右之趣村々末々迄不洩様可申渡もの也

慶應元年丑五月

此度御番所御模様替ニ付鹿奴御番所御止×相成右之所々へ御番所出來ニ付其方義口會見郡小浪村へ場所替被 仰付左之通り請持被仰付候間右小浪村へ引越可申依之御番士下番等左之通り有之候間動向之義へ別紙之通り相心得御番士之面々へも申渡猶御締合等別而嚴重可相勤旨被仰出候

但御番士始×追而可被 仰付事

- 口日野郡根雨宿 御番所
- 番頭 小浪持
 - 御番士 三人
 - 下番 四人
 - 外三部山奉行兼務
 - 右持場
 - 板井原宿 木戸番所
-
- 所式所山奉行請
- 下番 四人
 - 湯谷村木戸締 村持
 - 榎市村 右同斷
 - 江尾村御番所
 - 番頭 小浪持
 - 御番士 三人
-
- 下番 四人
 - 外山奉行一人
 - 右持場
 - 下蚊屋村 木戸締村持
 - 助澤村 右同斷
 - 俣野村 右同斷
 - 奥日野郡中菅村御番所

- 番頭 小浪持
 - 御番士 二人
 - 下番 四人
 - 外山奉行 一人
 - 右持場
 - 花口村 木戸締 村持
 - 神戸上村 右同斷
 - 下石見村御番所
 - 番頭 小浪持
 - 御番士 二人
 - 下番 四人
 - 外山奉行 一人
-
- 右持場
 - 月瀬村木戸締 村持
 - 飛時原村 右同斷
 - 大阪村 右同斷
 - 多里宿御番所
 - 番頭 小浪持
 - 御番士 三人
 - 下番 四人
 - 外式所山奉行 兼務
 - 右持場
 - 萩山村木戸締 村持
 - 大宮村御番所
-
- 番頭 小浪持
 - 御番士 二人
 - 下番 四人
 - 外 栗谷山奉行 兼務
 - 右持場
 - 上阿毘綠村 木戸締 村持
 - 礪波村 右同斷
 - 奥栗谷 右同斷
 - 下栗谷 右同斷
 - 右栗谷 同斷山奉行兼務
 - 建岩木戸締 村持

五。一般道路

一般道路も亦大名道路に準すれども施設不完全到底其の比にあらざりしなり。大名道路を除く外は悉く一般道路に屬すれども其間多少の相違なしといふべからざれども大同小異の山道なり。古道三線(川筋線、東南道、中央道(富田街道)を意味す)を除きたる線路を記さん。

川筋道 1 右岸線其一
 溝口—宮原—白水—佐川—小江尾—江尾—武庫—半ノ上—
 貝原—三谷—根雨—漆原—下渡—下菅—追見—上菅—古川
 —荒神原—間谷—(持ヶ瀧あり)—松本—下石見より東南道
 に合す
 2 左岸線其一
 宇代—中祖—古市—庄—(美女石あり)—久連—洲ヶ崎—下安
 井—船場—野田より中央道に合す
 3 左岸線其二
 根妻—下黒坂—黒坂より大名道路に合す
 4 左岸線其三
 檜原—漆原—印賀原—生山—小原より右岸に渡る
 5 右岸線其二
 小原—(川あり)—霞—法道寺—(川あり)左岸に渡る
 6 左岸線其四
 矢戸—西—川上—萩原—多里—野組—(三坂野に越ゆ)
 河東諸線(河東河西の語伯書誌々見れば用ふ)
 1 大山横手線
 助澤—下蚊屋—御机—三平山腹—烏山々腹—大山々腹
 2 丸山線

西伯郡—須—丸山—大山横手線に合す
 3 小林線
 西伯郡—別所—久古—番原—眞野—小林—大山横手
 4 金屋谷線其一
 大江—上野—原—金屋谷—岩立—大山横手
 5 金屋谷線其二
 溝口—長山—上野—金屋谷
 6 大内線
 上野—添谷—福永—大内—大山横手
 7 大内御机線
 大内—末鎌—大瀧—小野—大河原—御机
 8 小浅線
 谷川—大倉—小浅
 9 大瀧線
 白水—大阪—枋原—大瀧—大山横手
 10 小野線
 小江尾—小野—大山横手
 11 御机線
 江尾—宮市—貝田—栗尾—御机—東伯郡野村道
 12 御机線其二

武庫—杉谷—宮市—貝田—栗尾—御机—大山横手
 13 俣野線
 武庫—俣野—御山口—助澤
 助澤—下蚊屋
 助澤—眞庭郡信助道
 御山口—穴ヶ峠
 御山口—三平廻り
 14 濁谷線
 コラ
 高尾—門谷—濁谷—秋繩—三栗—明智峠
 秋繩—横路—備中蓬道
 横路—三土—板井原
 三土—フシ谷村道
 15 榎市線
 下渡—榎市—別所—三栗—備中花見別所—小原—若荷峠道
 16 若荷峠線
 中菅(ウツイ原)若荷峠—備中花見
 17 瀬線
 中菅—(角力峠あり)—花口—(三本松峠あり)—石原—山根—
 駒崎—月瀬
 花口—栗尾峠
 花口—畑—上菅
 畑—追見
 花口—大原—松本
 石原—神戸上—(佐住峠—釜
 幸平峠—成地)

18 月瀬線其二
 月瀬—友廣—郡家—宗金—是次—銀山—下石見—松本
 月瀬—谷田峠—備中
 月瀬—下道場—高瀬道
 宗金—神戸
 銀山—塚原—下石見—田原—生山
 19 上阪線
 塚原—立岩—宮田—高代—井原—大阪—上阪—出立峠—湯谷
 —多里
 白谷—櫻子—法道寺
 高代—(虫祭峠)—東—西
 井原—(長陽峠あり)—川上
 神戸—飛時原—高瀬道二つあり
 大坂—高瀬道
 大坂—若杉—(三室に通ず
 持丸に通ず)
 河西諸線
 1 津地峠線
 畑中—谷中—(津地峠あり)—津地
 2 金山線其一
 三部—福吉—船越—藤屋—須鎌—金山道
 3 金山線其二
 二部—上名—藤屋—須鎌—金山道
 4 金山線其三

- 下代—焼杉—須鎌—金山道
- 5久住線
- 黒坂—久住—大木屋道
- 6本山線
- 印賀原—井原—本山—中原より大名道路に入る
- 7大戸線
- 細屋—大戸—小濁狩場線に合す
- 8矢原線
- 日谷—(大松峠あり)—大戸の一角—細谷の一角—矢原狩場線に合す
- 9日谷線
- 見田—葉侶—稗田—日谷矢原線に合す
- 10狩場線
- 小原—尾郷—下多田—見田—狩場—小濁—大内谷—(畦道峠あり)—下阿見線
- 11大入線
- 矢戸—(大入峠あり)—悪田—日谷線に合す
- 大内谷—うね道峠
- 12田中線
- 日谷—大原—山裏—(田中峠あり)—田中—木谷
- 13上萩山線
- 萩原—上萩原—(八川村あり)—龍ヶ駒峠

- 14油木線
- 新屋—(山道)—備後油木道
- 15下山線
- 上代—(立ウツボ峠あり)—久住—菅澤—中原—秋原—榎垣内—大宮
- 折渡—大原—下阿見線—上阿見線—(番匠峠あり)—出雲竹崎村道
- 中都合—呼子—出雲小竹村
- 榎垣内—立石—(永井峠あり)—出雲小竹村
- 榎垣内—寶谷—阿太—上新道
- 寶谷—佐木谷
- 折渡—久谷坂
- 折渡—坂原峠
- 折渡—栗谷—(庄五郎越寺太峠)
- 大原—磯波—大菅—出雲西比田村道—(註出雲風土記東南道にあたる)
- 磯波—東比田村道
- 16狩屋原線
- 尾郷—佐木谷—狩屋原—折渡ノ上
- 尾郷—(井原あり)—井原
- 17新道線
- 大宮—山越—(所謂新道なり)—狩屋原—間谷—大内谷矢原に至る
- 18細屋線
- 矢原—鉄穴内—細谷—(大谷越あり)—上阿見線

へ、道路改修 日野野郡吏記載、印賀宿貴宮山下道路改修、石見村大字中石見銀山、町阪の石疊、及舟場道の改修は其顯著なるものなり。殊に銀山の石疊は延長數町に亘りて急坂に切石を敷設したり其難工知るべきなり。

舟場道の修繕

舟場村の堤家佐々木先代丈助と云ふ人は久しく庄屋を勤め又嘉水の頃私費を以て大に間地峠の道路を修繕した其功を賞し鳥取藩候より上羽の御紋付三つ重の木杯を賜りき同家の重寶たり

銀山の石疊 (碑文寫)



山銀村見石碑古修改路道

此道路也自往古難嶮之切處而凸凹陰阻殆倍乎九折矣爰以老少男女重擔乎之商客盲人牛馬士徒苦途幾許也矢忠子不忍其勞適促普請工役隣鄉相與併力布滑石運土砂費業間數年徐而乎越落成候嗚呼往還之君子思之量之哉因而謹焉備徒鑿云

本願主 銀山村

寶曆九年辰宿己卯 林鐘穀旦 矢田貝忠衛門

貴宮山下關道記

余謫子伯州黒坂之野數月利之醫人大淵氏寄狀及吾圖請曰日野郡貴宮山之齋瀨籾水之處爲西堤衢路而崖巖峭絶三町許古來架棧道纜通人牛馬則折而涉流達前岸陸行頃之又涉流復本路其迂且險可知矣而祁寒霜雪不得不然也人或欲鑿崖腹關道皆不能而止粟谷村山林監吏西村久恒以其在管内慨然以爲己任意匠有年遂自董役截擊角鋤葺葺從前以有不可爲者一朝變爲坦途人畜永獲免朝涉之慘焉其費若干亦自有處置不毫煩土人于時文久癸亥九月也久恒稱半右衛門爲人慈仁憂人之憂頗有陰德此舉特其一端爾故僕欲爲刻真氏以垂不朽君盡爲記之嗚呼澆季之世士大夫含墨成稍存濟物之意者幾希

矣今山林監吏官卑俸薄乃能然余雖未與相識而以此推之蓋古循吏之徒也因書其所言與之
元治紀元歲在甲子冬十一月中辭

佐善元立撰



貴宮山下關道碑

ト、驛遞の制に至りては、交通と相待ちて不完
全なり、僅に飛脚の往來に待つの外なく、最急を
要するは早飛脚（早といふ）により通例は大阪
江戸間の三度飛脚（略して三度といふ）に準して
三度便ともいへり。上流は文箱を用ひたり、今明
治四年頃郵便制度の創業に付、左の文書により、
て其消息を得ん文書の出所不明なるを遺憾とす
是迄東京江用狀毎月五日廿日相認郵便ヲ以テ差出候ニ付無
餘儀書狀ハ右序ヲ以テ速被遣可候旨（可被遣か）相達置候處

從
朝廷御達之郵便右取扱申付候當分ノ内左之通心得相對之分都而同人手前ニ可相廻可申事

郵便發足日之定

每月五、十ノ日夕五字限發

但シ小ノ月ハ廿九日

神戸迄陸運同所ヨリ蒸氣郵舟ヲ以可達賃錢

書狀目方

二匁以下二匁迄

二匁以上四匁迄

銀札壹匁五分

同 三匁

四匁以上六匁迄

拾 匁

同 四匁

同 七匁五分

右者急度天變無之共難申候得共總而大切之書狀等ハ左之心得ヲ以差出候時ハ姫路ヨリ郵便ヲ以相達シ候事

書狀目方

貳匁以下貳匁迄

貳匁以上四匁迄

銀札四匁五分

同 九匁

四匁以上六匁迄

同 拾三匁五分

右之割合を以目方毎ニ銀札四匁五分宛相増候事右繼立方届方相違有べき筈ハ無之候狀多分書得共多分ケ所取扱所候事故岐度間違無
之與難受合故尙大切之品ハ壹封ニ付右賃錢之外四匁宛手數料を拂ひ來ニ而書留郵便江可差出書狀ハ都而長曲尺一尺九寸巾三寸迄限
らるべし書狀表面へ郵便切手貼附候ニ付先方之名當地名之表而ニ記し切手之場所を明ケ候様可致事

一東京江是迄月々飛脚差出し來り候處向後五日廿日認大阪迄飛脚差出し同所ヨリ郵便ヲ以相廻し候條御用書別而嵩高ニ不相成様包
立是迄之通認日前日無遅々少屬江相廻可申事

十二月四日

但御用物多分有之節者無餘儀東京迄飛脚差出し候間前以其段可届出且又右御用向之内ニ相對狀決而包込ミ中間數事

縣 廳

一他所詰之向江要用之外一切書狀往復致候間數旨兼而及布告置候處此度東京江御用向月々五日廿日相認郵便ヲ以相運候ニ付而者
無余儀書狀は右御用序ヲ以運遣し候間別段之趣別而相辨成丈ケ薄紙封ニして前日迄ニ飛脚頭江可相廻事

辛未十二月（註明治四年）

鳥 取 縣

第三節 川 舟

交通不便の藩政時代は、陸路の馬背に對して水路の筏を使用し、竹木の運漕に從事せり。天保の末年黒

坂緒形四郎兵衛川舟(高瀬舟か)を創設す、今日野郡野史の記事を左に記さん。

天保の末年緒形四郎兵衛氏の考案にて日野川の内矢戸根雨六里斗りの所川路を修理し川舟を通はせ砂鐵等を運搬しめ鐵業の便利を圖るを目的として此の修理は重に村内にて人氣の宜しからざるものに出夫せしめ一時成工して數回通舟せしめられしも洪水のある毎に舟路破壊し好果を得られざりしといふ今少々残れるものは所々堰の傍に舟路の跡と根雨神社の後に港河原といへる名を止むるのみなり。

此工事人夫を要すること、二萬四千五百七十六人五分、經費總額四十七貫二百七十七匁二分四厘は、各鉄山主の醸出金にして、川舟は自費を以て造り五百匁を要したりといふ。

弘化年間荒神原畑田成(開墾)の時、水神瀧に堰を設く、高さ二十尺郡内に於て高さことこれに及ぶものなかりき、緒形家の舟路あり石疊を以て堰の右岸に舟路を作り、水神瀧の岩壁に穴を穿ちて杭を打ち込み綱をかけて川舟上下の際滑車(サンキリ)を利用したりと、今尙其穴を存す左の文書はこの川舟設置の人夫費用等を知るに格好の史料なれば詳細はこれにつきて見るべし。

天保十五年辰

日野川筋矢戸より根雨迄之所船道出來川舟通路致し候様相成候發端眼目鐵砂里向不自由奥邊小鐵澤山捌兼川舟ヲ以積下ヶ候ハン

地方融通與申所より追々御手懸り御普請被仰付

辰十一月十二月二ヶ月入用辻(註辻ハ合計の意)

一人夫壹万三千九百七拾九人 但八郷八ヶ村除出夫此賃銀拾貫四百八拾四匁貳分五厘壹人ニ付七分五厘、上より被遣

己二、三、四、三ヶ月入用辻

一同壹万五百九拾七人五分

此賃銀七貫九百四拾八匁壹分三厘壹人ニ付右同斷

右御普請ニ付御郡中懸り左ノ通

辰十二年己春兩度分

一九貫九百三拾五匁五分六厘

御普請中御下奉行并大工石工宿賄其他入用辻

御郡中惣高割百石ニ付三拾匁壹分三厘四毛ツツ

一貳拾六貫九百四拾壹匁六分八厘

堰々入用木代ノ高

八郷高貳千五百貳拾貳石五斗九升七合餘

百石ニ付九拾八匁壹分

右御普請ニ付出精銀左之通

一銀札六貫六百目

内 譯 ケ

久谷山	二百目	花口山
久住山	二百目	上代山
奥渡山	二百目	仲屋山
西畑山	二百目	舟場山
□山	二百目	金ヶ谷山
金山	二百目	間地山
船越山	二百目	奥山
×貳貫八百目		

第七章 交通

一貳貫八百目

阿毘綠四ヶ村山ノ上不殘川筋不殘

但シ人夫ハ除

右村々鐵穴口ノ取小鐵駄數ノ割出精爲致候事

外に五百目出精近邊平右衛門

右 藩廳御懸リ

御吟味役 澤住左次馬

御普請目附 中村平之丞

御普請奉行

巳谷口次郎衛左門
辰年 岡田與兵衛

日野川に公設の渡舟ありて、藩に於て維持經營を圖れり。

溝口。舟場。(日野村) 黒坂。

の三箇所にして藩より渡守を置き渡守給を與へたり渡舟に付き人夫を要する時は各所御渡舟手組を設けてこれに従事せしめたり。

大名通行の際は特に米子深浦より水夫を呼びて鄭重に渡したりといふ陸路八丁を行くだけの時間を要したれば俗に八丁渡しともいへりといふ。

(久代直太郎藏秘事録)

請取申上渡守給米之事

一、米四石八斗 溝口宿渡守

一、米四石八斗 舟場村渡守

一、米壹石九斗貳升 黒坂村渡守

合拾壹石五斗貳升

右之通日野郡右三ヶ所渡守給米破爲遺體ニ受取夫々江相渡申候以上

天保拾壹 丑正月 日

日野郡大庄屋

西古彌三右衛門

近藤平右衛門

御構様宛
御渡舟手組村

(日野郡野史)

天保二年の記御渡舟手組

○舟場村御舟手組武庫、俣野、下安井、洲賀崎、舟場、渡り、奥渡、根雨、眼角、板井原、金持、貝原、野田、津地、以上拾四ヶ村

○黒坂村御舟手組黒坂、安原、上菅、下榎、楡原、久住、小河内、中菅、下菅以上九ヶ村

川舟には兩岸の交通に便したる私設のものあり。

上菅。野田。洲ヶ崎。久連。庄。

の五ヶ所は何れも渡場と舟を有し官許を受けて旅客の交通に便したり、運上銀(營業税)は次の文書に依りて知るべし。

覺

一、船數 六艘

御運上五十目

右ハ日野郡川船御運上銀上納仕候以上

其村々

庄屋手前

一六五三

第七章 交通

亥三月

緒形市兵衛殿
足羽伊右衛門殿

一六五四
印形致し候事

前書之通取立差上申候以上

日野郡大庄屋

亥三月

足羽伊右衛門
緒形市兵衛

一、渡船壹艘

上 菅 石田正藏殿
村中持

御運上拾匁

同 壹艘

野 田 村中持

御運上拾匁

一、同 壹艘

洲河崎 村中持

御運上五匁

一、同 壹艘

久 連 村中持

御運上拾匁

一、同 壹艘

庄村ノ内鐵山船

御運上五匁

一、高瀬船壹艘

溝 口 茂 助

御運上拾匁

船數合六艘

惠 助
清 助

御運上銀五十目

右之通船數御改之通相違無御座候以上

右村々

庄屋年寄

印形致し候事

弘化四年未十二月

日野郡村々川舟御改帳

一、渡し船壹艘

上 菅 村中持

御運上拾匁

一、同 壹艘

野 田 村中持

御運上拾匁

一、同 壹艘

洲ヶ崎 村中持

御運上五匁

一、同 壹艘

久 連 村中持

御運上拾匁

一、同 壹艘

庄村ノ内鐵山船

御運上五匁

第七章 交通

一六五五

第七章 交通

1. 高瀬船壹艘 溝口宿 茂助

御運上拾匁 安右衛門

1. 草刈船二艘

内一艘 下黒坂村中持

一艘 同村安平持

1. 中高瀬船五艘 黒坂村惣右衛門

御運上五拾匁

船數合拾八艘

御運上銀合百四匁

右之通船數相改之上相違無御座候以上

弘化四年未十二月

庄村年寄

源右衛門

同村庄屋

吉左衛門

久連村年寄

幸助

同村庄屋

元助

洲ヶ崎村年寄

與左衛門

同村庄屋

正助

野田村庄屋

丈助

上菅村年寄

平七

同村庄屋

甚右衛門

下黒坂村年寄

武平

同村庄屋

甚助

溝口宿年寄

茂助

同宿庄屋

柳藏

黒坂村年寄

惣左衛門

同村庄屋

勘四郎

第七章 交通

右之通私共構内吟味仕相違無御座候以上

緒形四郎兵衛殿
近藤平右衛門殿
野坂彌一右衛門殿
近藤壽一郎殿

近藤壽一郎
野坂彌一右衛門
近藤平右衛門
緒形四郎兵衛

伊藤和三郎様
林爲左衛門様

(米子深浦詰御船手也)。

是等渡舟の維持經營に付き、上菅に船^〇田^〇地と稱するものあり。其の小作米を以て之に充當したるは其の適例なり。船田地とは同村に寶曆年間與三兵衛なるものあり、其死後、後家更に入夫してこれが所有地を相續せるが、何れも死して絶家し、其田地は(傳説に依れば遺言なりといふ)其の當時の庄屋これを村中持となして船田地と稱し、渡舟の維持經營費となして明治に至る。後に渡舟を廢して期節間の假橋となしこの費用に充てたり其文書の寫し左の如し。

上菅村船田地文書其一

(小谷福三郎所藏)

寶曆十二年午三月 日

永代相定申大原柿木田作舞覺帳

庄屋上菅村

藤

七

大原柿木田貳反五畝九歩之内助右衛門と分地之所與三兵衛持分

一下田壹段五畝九歩

高壹石四斗八升九合

外壹合不足高割かつき

右之田地與三兵衛所持居申候所與三兵衛儀相果申[□]後家持居申武兵衛方へ改嫁致候所又武兵衛も相果申後家所持居申所寶曆十一年

巳十一月後家相果申子孫も無之者故右之田地取揚

先夫與三兵衛改名

宗光禪定門

後夫武兵衛改名

觀山常念信士

後家改名

貞圓禪定尼

右三人靈位へ祠堂米壹人へ米貳斗宛附近六斗右田地へ付置年々三割宛ニメ壹斗八升宛且那寺黒坂泉龍寺へ上ヶ申儀定永々末代無相違右田地利米ヲ以壹斗八升宛寺へ渡シ相殘分ハ年々留置上菅ミ田渡瀬渡シ舟入用仕管相定申候然上は後々末世至テも右之田地賣買致事不相成候後々末世誰人如何様申者出來候ても右之儀定相違致間敷事

一右田地儀定之通常村小谷氏本家ニ居申者より取作廻異變無之様可致候若又取作廻不埒致候ハ、村方津判人孫々より吟味致彌以儀定之通永々相違相續致候様可仕事

一右利米殘元米ニテ預リ置作廻可申事

本願施主上菅村

寶曆十二年午三月 日

同上文書 其二

文政十年亥八月 日

上菅村渡舟何角覺帳

一 上菅村渡し船之儀同村柿ノ木田持主與三兵衛初メ家内死絶申候ニ付親類等も無御座村方相談之上寶曆十一年より右田地地利米壹石貳斗宛私方へ預り置右地利米之内壹斗八升右之者共祠堂米ニ年々旦那寺へ遣シ井五升宛舟小屋屋敷年貢差上拾匁宛舟御運上銀ニ年々差上申候殘ル地利米利なしニて小谷本家へ預り置永代舟作可申儀定ニ相違無御座候然ル所文政二年之頃大庄屋手嶋伊兵衛様御役中之節村方之者より右渡し船相やめ可申與右地利米ハ氏神修繕入用米ニ可致與申出し候共寶曆年中より村方相談之上永代之儀定致候事故私得承知不致右之越手島伊兵衛様へ御窺申上候所船相やめ候儀不相成先年より右等ニ儀定いたし御用等も無差支相成申候殊ニ御運上銀年々差上申候事故渡舟相やめ申候儀は決て不相成最非右等之我儘申つもの候者有之候ハ、發頭人初メ無殘召連罷出申候様被仰付既ニ村方之者召連何月何日罷出可申與申合候所其節眼角村ニ變化御座候ニ付手島様御用多ニ付兎や角召連罷出不申之所其節村方申合前々之通渡舟可仕與私方へ及返答夫故手嶋様へも罷出事相濟申候所又々文政十年村方之ものより申出候ニは私方へ舟作申候様ニ仕來り之外木挽手子大工手子并船板取舟之網一切私方へ可致様申出し無左候得ば右地利米を村方へ相渡し可申様村方より舟作一切仕可申與申出し候得とも寶曆年中より右等之儀定いたし候事故其儀得承知不致候ニ付其節大庄屋緒形市兵衛様御役中之節右之趣内々御窺申上候所私方至極尤ニ被思召時々橋原村元平殿上菅村年寄喜右衛門殿同村政右衛門殿右三人之衆中より舟之綱繩を不殘私方より出し可申與之御評議被致候得共早速ニは如何様共得返答仕不申然ル所同年八月十六日緒形市兵衛様御差圖ニて黒坂村庄屋廣右衛門殿御出被成村方之もの被召寄右渡舟之儀先年より右等ニ儀定いたし候事兎や角我儘申出

候儀甚不屈之由被仰聞先年之通仕候様被仰聞事御濟被成此儀ニ付村方之者緒形様へ御呼出しニ相成り申候てハ發頭人ハ急度可被仰付之所時節柄之儀御慈悲ニてケ様相濟し可申與御意之趣役々被仰候ニ付村方之者奉畏前々之通り相濟申候爲後日覺之如斯書印置申候以上

文政十一年亥八月 日

因に記すこの船田地は上菅の部落有なりしが大正二年十月黒坂村菅福村を合併して黒坂村を置き部落有財産を統一す。この時右の文書を村會に提出して特買を受けて共有地となし此の外五分糶藏の貯糶及倉庫及敷地を合して共有財産としたり後全部を賣り拂ひて數千圓を備ふ偶々上菅に停車場設置の運動起り遂にこれが成功を見今はこれが大部分をこれに投じたれども今後殘額を以てこれに利倍増殖の計劃をなせりといふ。

渡舟の外に高瀬船を營めるものあり前記文書に見ゆ交通不便の本郡が流れ激しき日野川の急流に舟運の道を講じたるは蓋し已を得ざるの一策といふべきかな其他運上銀を納めて草刈船を營めるものもありき。

第四節 宿驛及宿馬

本郡主要の宿驛溝口、二部、根雨、板井原、江尾、黒坂、上石見等には諸國旅人宿あり大名往還には大名の宿泊休息所なる御茶屋の設ありしは前述せるが如し。

宿驛には宿馬の設けありて古の驛馬傳馬の如し。安永年間根雨に馬立場ありて、乗馬の休息所に當てたりなほ板井原、根雨、二部、溝口、黒坂には馬匹を備へて、本馬と輕馬とにて、運賃を異にしたり本馬とは大葛籠二箇宛兩側に負はせ染めたる苧糸にて結び、これを荷物の制限となすものにてこの馬を備へ資金は藩より三年賦にて借入れたり。輕尻

とは大葛籠一箇宛兩側に負せ中に人を乗せたり。次の文書にて知るべし。

根雨の馬立場

馬立場は乗馬の休息所にして安永年中より根雨字屋敷に二十餘軒厩を設置し出雲候通行の便に供したりしが參勤交代廢止と共に廢絶す

(日野郡野史)

宿馬の設備

文政十二年宿馬代價三年賦返済にて拜借左の通設備す板井原宿本馬拾四匹代銀貳貫六百貳拾五匁根雨宿本馬拾四匹代銀三貫百五拾匁

本馬輕尻人足賃

文政十二年調本馬輕尻人足賃

溝口二部間本馬八十四文輕尻六十文人足三十六文二部根雨間本馬百四文輕尻八十八文人足四十八文根雨板井原間本馬九十六文輕尻八十文人足四十八文板井原新庄間本馬百十七文輕尻九十三文人足四十八文。

御郡中宿馬辻

(霞久代家文書)

一本馬十四疋

板井原

馬銀貳貫六百二十五匁

一本馬十疋

二部宿

馬銀三貫目

一本馬十疋

根雨宿

馬銀三貫百五十目

一本馬十四疋

(宿名欠)

溝口宿?

馬銀四貫目

一本馬十四疋

黒坂宿

馬銀貳貫六百廿五匁

馬ノ六拾二疋

馬銀ノ拾五貫九百目

但し三年賦相借也

駄賃人足賃覺

溝口ヨリ二部迄

二部ヨリ根雨迄

一本馬八十四匁

一本馬百四文

一輕尻六十文

一輕尻八十文

一人足八十六文

一人足四十八文

根雨ヨリ板井原迄

板井原ヨリ新庄迄

一本馬九十六文

一本馬百拾七文

一輕尻八十文

一輕尻九十三文

一人足四十八文

一人足四十八文

本馬輕尻人足賃

文政十二年調

本馬

輕尻

人足

溝口二部間

八十四文

六十文

三十六文

二部根雨間

百四文

八十八文

四十八文

根雨板井原間 九十六文 八十文 四十八文
 板井原新庄間 百十七文 九十三文 四十八文
 文久三年三月駄賃帳抄 (宇田家文書)

一八十文 人足一人
 右者淀江より溝口迄

伯州 驛馬所 淀江

因に近藤家其他の豪商が京坂地方と交通する場合に、天領の威光を利用するがために、大山寺の繪符提灯を借り用ひたりと。近藤家に大山寺へ寄進の文書の多く保存され居ること、山上砂子田三上家が、大山寺に石階を寄進せるが如きは、この消息を物語るものなり。

一五十四文 人足一人
 右者從溝口二部迄

伯州 人馬所 溝口

廿八日 人足一人

右者二部より黒坂迄

伯州 人馬所 二部

三月廿八日

第五節 旅館及茶屋

黒坂宿高野屋は本郡内古き旅人宿にして、今尙榮わたり、同家所藏本に厭蝕太平樂記といへる古本あり。旅客の無聊を慰めて「憂さ晴らし」杯いへり。客に文筆を弄ぶものあらば、これに樂書せり、中に安政年間に於ける江戸の俳人菊池鶯谷の俳句あり、鶯谷は梅の屋と號し通稱源次郎。

さら／＼と吹く風涼し竹の月
 人の氣も廣がる頃よ初櫻
 明月や又來る人も酒くさき

此の外高野屋所藏のものを舉げて其當時文人往來の狀況を示さん。

(黒坂高野屋藏)

鶏頭やちらぬ油断を吹倒れ 大 燕

註大燕は鳥取の俳人通稱鼠屋久兵衛吹万堂風々曲と號自居の門月居は燕村の門なり文政十七年九月十七日歿

未の元春日 橋 則 光

(高野屋藏)

しづかなる今日あらたまとかきかへ

神代の法を祝ひそめけり

其他黒坂判屋二部吉田屋、根雨油屋茶屋、板井原吉岡溝口住田等は其の最古きものなりといふ。

間地峠は出雲街道の要衝に當り、往來の人馬多かりしは想像に難からず、峠茶屋の繁昌も推して知るべきなり左の文書は此の間の消息を知るに好箇の史料たるを信す。

間地峠出茶屋ニ付和濟書

(淀江徴古館藏)

和濟一札之事

一式村庄右衛門親嘉助茂近年間地峠ニ而出茶屋仕居候處少々入割有之當七月九日村中より右小屋取拂候ニ付其後双方中争中今般福吉村作兵衛殿御取咄被下右出小屋村方より相建是迄之通出茶屋仕庄右衛門嘉助より壹日壹分宛爲冥加錢年七拾貳匁ノ内三拾六匁盆切三拾六匁十二月切年々無相違村方江拂出可申議定尤以後爲熟和酒壹斗庄右衛門より村方江差出し可申事右之通双方納得之上内熟仕候段相違無御座候然上者向後水魚之交り仕此一條ニ付御役介筋毛頭無御座候爲後日村中連印濟書差上置候條仍而如件

二部 宿之内

間 地 村

萬延元年申十月十七日

一六六六

庄右衛門印
同村惣代

小頭

市右衛門印

同 斷

彌右衛門印

同 斷

伊兵衛印

同 斷

助左衛門印

同 組頭

喜左衛門印

庄屋

久兵衛殿

溝口の七里茶屋 出雲街道中溝口宿に七里茶屋在り是ハ出雲松江藩公の通行せらるゝ街道中七里毎に茶屋を設置し常に番人を置かる番此番人は脊に圓徑四寸位の紋付の上着を着し居れば一見此番人たること能く解る里人之を七里様と云へり文久元年此茶屋廢せらる。

第六節 往來手形

天明三年八月朔夜七つ時同行七人の順禮が洲ヶ崎半ノ上辻堂に宿りて狼害を被り二人即死せるを官の見改をうけ村民一同保護をなしたる一束のこの書あり。そのかみ如何に交通の不便にして草枕の苦多

かりしかを察すべくこゝにその内の一人が所持せる旅券と立退願等を採録して、百五十年前に於ける交通状態を窺ふ料とす。

往來手形之事

一信州小左方郡

原口村

市

助

右之者此度修願御座候ニ付西國四國順禮罷出候條宗旨代々禪宗紛無御座候所々御關所無相違御通し可被下候萬一何方ニ而茂死仕候共其御所之御國法ニ御取置可被下候其節國本へ御届ニ及不申爲後日之一札如件

天明三年卯二月 日

同國同郡原口村

禪行寺印

同國同郡大庄屋

忠右衛門印

御關所御役人衆中

奉願口上之覺

一私共儀追々齒疵御見改之上御吟味被 仰付委細申上候通ニ御座候所久々村方御役介ニ罷成治療等御丁寧ニ預御介抱御座ニ而追日疵ニ癒仕難有仕合奉存候先達而申上候通四國通路仕度心願ニ御座候間當村立退申度奉存候何卒願之通一日も早く罷立候様御聞届被遺候ハ、重々難有奉存候乍恐此段書付を以奉願候以上

信州小左方郡田領原口村

市 助

同人妻

む め

右之通村方へ御預り申上置候旅人市助齒疵平癒仕候ニ付妻娘壹所ニ當村立去申度段奉願候何卒願之通御聞届被 仰付被下候ハ、於村方も安心仕一統難有奉存候以上

洲河崎村年寄

九月日

與三右衛門
太郎兵衛

大庄屋

緒形三郎右衛門殿

宗旨庄屋

飛田惣左衛門殿

第七節 御觸

東海道中山道甲州道日光道奥州道中旅籠屋は勿論脇往還其外村々にも宿を取旅人煩候はゞ其所之役人立會醫師を懸療養を加へ置其旨御科は御代官私領は領主地頭へ相届五海道奉行へも宿送を以致注進右旅人快無之趣に候はゞ其宿在所之村役人等へ申遣候て親類呼寄せ對談之上可任存寄若療養不加村繼杯にて送出し候儀於顯は五街道は旅籠屋問屋年寄其餘之村々にては宿致し候者村役人共に急度御仕置可申候

一右之外通懸け相煩候旅人も其所之役人立會醫師を懸療養を加勿論懷中に往來手形有之候哉相糺御科は御代官私領は領主地頭へ致注進右病人早速快無之趣にて在所へ歸度候得共路用貯之無間送届吳候様申候はゞ書付取り其最寄に支配之所有之候はゞ訴指圖を請又は支配之所無之場所は其旨致注進置其所之役人共得と逢相談右病人頼之趣を認め相添次村駕籠にても送り夫より次村々にても病人之様子次第服藥爲致同様に取計在所へ可返遣事

但旅人申立候在所へ送届方萬一其在所之者に無之候はゞ不取逃様に其所へ留置其筋へ訴出べし
一途中にても相果候はゞ次村へ不繼送支配之役所へ注進致其所にて假埋に致置其者之在所親類村役人へ懸合之上其所に葬共望に可任若道心者廻國之類杯懷中に何國にて相果候共所へ葬候様に本寺觸其在所之寺院或は親類等髓成る書付有之候はゞ支配之役所へ訴在所へ不及相届其所へ可置勿論最初に候行倒相果罷有節は取計も同様之事右之通相心得萬一療養も不相加或は内々にて於繼送は是又急度御仕置可申候

一都て右類諸入用は享保二十年五街道へ相觸候通病人は各在所より指出候は格別無左候へば宿割村割に致べし
右之趣可相守者也

亥十二月
右之通可被相觸候

(明和四亥年公儀より御書出し同五年子四月初日寫す)

都て道中往來致候者宿々へ對しかきつ成儀不致荷物實目も彌改所におゐて相改候間御定之通相守可申候

一百姓町人賣荷之分宮門跡方堂上方重き家柄え繪符手寄を以借請致往來族も有之趣相間候以來宿々へ役人差出相改若紛數繪符荷物は留置奉行所におゐて嚴敷可令吟味條紛數繪符決て相用申間敷候

一往來之旅人より宿役人は勿論馬士人足并旅籠屋等へ對し不法之儀有之におゐては奉行所へ訴出候筈に候間兼て其旨可存候

一川々渡越之儀川會所へ川越人足相履道々越立可申答之所近來は川越共遠方迄出迎旅人欺過分之賃錢酒手等ねだり取旅人も川會所へ懸り候ては出水之時節又は夜越等危故人足不差出砌川越共と直相對を以渡越致候趣相間候依之以來は往來之旅人川會所へ相懸り人足相履川越可致候尤極々賃錢之外酒手等ねだり候か又は此以後旅人と直相對致候はゞ御仕置被 仰付候段嚴敷申渡候相履候人足酒手等ねだり候共聊も不差遣川役人共之内へ其旨相達往來可致候

一宿々馬士人足等旅人へ對し定賃錢之外酒手等ねだり旅人難儀致候由相間候以來右體之者は嚴敷御仕置被 仰付候間其者名前次宿之役人共へ申達候共又は御料は御代官私領は領主地頭役人へ申出候共道中奉行へ訴出候共可致候

一東海道筋宿々之内祝儀取と唱江戸京大阪其外より持出候通日雇人足より酒手等ねだり取候由人足共通し日雇人足共も若途中にて病氣等之節は右祝儀取共致世話候故常に酒手等遣置候儀有之趣相聞不筋之事に候通し人足稼之者共若道中にて病氣等之節は問屋役人へ申問候得者差支之儀無之候條以來祝儀取杯と唱へ所行不致様被急度申付候間酒手等遣置候儀致間敷候

一右通し日雇人足共儀宿々にて品々不法不束之儀も有之様相聞不届に候以來右體之儀有之においては當人は勿論請負之者迄可爲曲事條急度可相憤候

右之趣在町共御料は御代官私領は領主地頭より不洩様可相觸候
右之通可被相觸候

三 月

(寛政元西年往來方)

御用にて道中往來之面々御朱印人馬之外添人馬多相立候由相問候前々も申達候通無用之人馬出させ候儀堅可爲停止候
御朱印員數之外に可入人馬之分者御定之賃錢無相違急度相拂せ可被申事

一御用に付て往來之面々或在番或は諸大名總て道中往來之輩人馬割之役人有之事に候間 御朱印人馬并賃人馬可入程相立させ賃
人馬之分は賃錢無相違拂候様人馬割役之者間屋場に相殘し委細途吟味候様可被申付候先觸之外人馬爲差出候は去る辰の年も相觸
候間無忘却印鑑を以爲差出賃錢急度相拂候様家來并雇之者へ可被申付候宿々之者へも右之通可心得旨申渡候事

一往來之面々其家來并末々雇之人足近年は主人之權威を以道中にて非分之仕形等有之或は猥に手替り之人足を取或は自分に可持道
具をも人足に持せ其者は馬駕籠に乗賃錢をも不拂又は宿々之者に對し非分之儀共申懸若宿々之者申旨有之候得はあだをなし候由
相聞へ不届之至に候向後は江戸京大阪雇人足請負之者に申渡し人足請負候度々人足共に急度申付右之通之不届不仕若無據子細有
之手替り之人足取又は馬駕籠等に乘候節は御定賃錢無相違拂之旅籠錢等之儀も是少しも非分之儀爲仕間數候自今以後不法之
旅人も有之は道中宿々て改之家來并雇之者たりとも其人之姓名其者之姓名承り糺し或は其役人重立候者へ申斷候上早速道中奉行
へ相訴候様詮議之上當人は不及申請員人迄急度可相告條其旨可被存事

一往來之面々家來并雇之者に至迄駄賃旅籠錢等無相違拂候様急度可被申付候旅籠錢等不相應に減候て相渡し或は無相違請取候由証
文仕らせ相拂さる輩も有之由相聞候向後右之通之儀 於有之は是又早速道中奉行へ可申訴之由宿々へ申渡候間可有其心得事

一諸荷物貫目之儀御定之通無相違様可被申付候尤荷物貫目御改所若御定より重荷物於有之は貫目に應じ賃錢相増候哉又は荷物作替
候共改所之御定を守可申若又異議候はゞ新出候答ニ候改所之外宿々へも申渡し置候旨も有之候間其心得可有之且又在番之面々京
大阪駿府三飛脚荷物近年者貫目重くかき高成物有之夜通しも往來之由相聞へ候飛脚請負之者其外商人の荷物まじへざる様堅被申

付在番之面々自分の荷物も御定之通を以猥に貫目重荷物差立間數候古來より夜通し之飛脚は猥に相通さる事に候間向後其様子
細にて夜通し之飛脚出候はゞ番頭へ其旨達し番頭之証文を以可被差出飛脚請負之ものへも此等之趣急度可被申付候道中にても
其心得を以改之若貫目重き荷物有之か又は証文無之夜通し相通し候はゞ早速道中奉行へ可訴之詮議之上飛脚宰領之者は不及申右
諸員人迄可爲曲事旨申渡候間其心得可有事

一江戸京大阪其外國々より町人請負にて令往來候御用諸荷物近來貫目も重く荷數も多道中人馬大分相立其上御用之儀を申立人馬賃
錢不足相拂其外不埒之仕形共有之由相聞へ候向後御定之外少も非分之儀仕間數旨其御用達之面々より念を入被申付向後右類之儀
無之様可被申渡候道中にて改之若貫目重く候か又は猥に荷物數多不審之議も候はゞ早速道中奉行へ可訴之詮議之上怪數儀於有
之は荷物宰領は不及申請員人迄可爲曲事候事

一道中宿々之者不埒之儀有之節は旅人により其所之間屋年寄等二日路三日路も召呼又は訴訟之ために附添參候儀も有之由相聞へ候
たとひ宿々之者不届之仕形有之候共間屋年寄召呼候ては其宿人少に成御用も差支申事に候間向後者間屋年寄召呼候儀は不及申訴
訟之ために附添參候事も相止させ其趣をば道中奉行へ被申達奉行より詮議之上急度可申付條可有其心得事

一旅人之内定を破り不法成議有之候は觸書之趣を以申斷若不相用候はゞ其所之領主之役所へ達し役人より其段旅人へ申聞其上にて
も不法之筋候はば差留置候共又は姓名承之道中奉行へ訴候共可致旨并御代官所之儀も右之趣に準し可取計旨宿々へ申渡候間是又
其旨を可被存事

一町人へ繪符を渡し武家之荷物に爲致候儀有之由相聞候自今堅可爲無用候事

一川々渡越之儀會所へ相懸り川越人足相雇順々に越立可申著に候處近來は川越共遠方迄出迎旅人を欺過分之賃錢酒手等ねだり取旅
人も川會所へ懸り候ては出水之時節又は夜越等は危故人足不差出砌川越共と直相對を以渡越致候趣相聞候依之以來は往來之旅人
川會所へ相懸り人足相雇川越共と直相對は決て致間數候萬一川越共極候賃錢之外酒手等ねだり候か又は旅人と直相對致候はゞ御
仕置被 仰付候段數申渡候間相雇候人酒手等ねだり候共聊も不遣川役人共之内へ其旨相達し往來可被致候事

一東海道富士川渡船留り候節是迄歩行越明き候ても馬越留り候節は乘馬之分も越立不致處以來乘馬之分は歩行越明き候はゞ見計ひ

壹艘に壹正乗にて越立候者之事
 一先觸致候處人馬差支候旨を申又は問屋宿役人居合旨申或は酒手等ねだり惣て旅人へ對し不法之筋にて難相捨候は御代官所は右役人私領に候は其所之役所之役人へ申届候共名前等相糺道中奉行へ申届候共可被致事
 右之趣意前々も被 仰出候所近來猶又不筋之取計も有之權威強或は過實之荷物等も有之宿驛難儀之趣相聞候に付鑿穿之上被 仰出候條急度可被相守之候段組中支配并家來之不法有之候は其番頭御役人主人之不行届にも可相成間其旨可被存候尤宿驛之方にも如何之筋相聞候間此度嚴重に申付候事に候是迄作法宜旅行致候者も追々相聞尤之至に候猶又此趣一統心得可被申者也
 右之趣諸大名諸役人御旗本御家人之面々可被相觸候
 三 月

一筆申入候然者從 公儀別紙兩通被 仰出候間被得其意村々末々迄可被申渡候右爲可申入如斯候恐々謹言
 九月 日 馬場 十 太 夫
 黑石 仁 左 衛 門

右之通被 仰出候間被得其意村々末々迄可被申渡候以上
 九月十六日

畑 太 三 郎
 緒形 三 郎 右 衛 門

(寛政元西年往來方)

道中往來之面々於宿々不法之儀無之様可致旨先年より度々相觸候處近年猥に相成道中宿々御定之外人馬多差出其外旅人不法之事共有之宿々助郷村々迄及難儀由相聞候間先年より度々被 仰出候御書付之趣彌相守以來は諸荷物實目は御定之通急度申付何人持と銘々付札致指出可被申事
 一繼人馬之儀は前日か前々日にても宿割之家來差出候宿々印鑑壹枚宛渡置先觸外之馬駕籠人足等右印鑑無之者へは決て指出間敷旨

申渡置召連候家來雇之者へも其旨兼て申聞置通行之筋指懸り病氣又は痛所等にて馬駕籠人足等入用に候は御役人へ申達馬駕籠等之譯印鑑へ認入申請右印鑑ニ引合馬駕籠人足等爲指出跡より致出立候賄方之家來右印鑑を取上賃錢急度相拂候條可被申付候様尤右之趣宿々へも道中奉行より申渡置候間其旨相心得往來之度々無間違様可被申候事
 一出立刻限者朝七つ時より泊者夜五つ時までを限り往來有之宿々泊之儀も無據子細有之變替候儀は格別爲指儀も無之ニ兼て定置候泊宿に繰替候儀被致間敷可成たけ夜通之飛脚差立候儀も相止可被申事
 一以來町人繪符を賃渡公家衆門跡方并武家之荷物爲致候儀急度相止可被申事
 一人馬賃錢宿次を以先達て拂置通行いたし候銘々も有之候得共右之内には賃錢致不足先宿まで不行届も有之由相聞候間向後右體之儀無之様取計万一不足之節は通行當日急度相拂候様可被申付事
 一向後宿駕籠長持等持人足御定之通急度不相減人馬賃錢旅籠代等迄無相違相拂六尺井通し人足宰領之者共に至迄急度申付自分に可持道具を人足に爲持其身は無賃之馬駕籠に乗候儀不致金錢等ねだり取候儀は勿論人足共より酒代等取て差戻候儀は決て致間敷段召連候家來并請負人共まで急度可被申付右之趣兼て宿々へも申渡置大體之取計有之節は道中奉行へ訴へ詮議之上家來并請負人等まで急度可相答候條其旨可被相心得事

右之趣向後急度可被相守候假組中支配并家來之不法有之候共其番頭御役人主人之越度可相成候條其旨可被心得者也
 六 月

右之通可被相觸候
 一筆申入候然者 從公儀別紙之通被 仰出候間被得其意村々末々迄可被相觸候右爲可申入如斯候恐々謹言
 七月二十六日 和田 治 郎 兵 衛
 每野 治 右 衛 門

大 庄 屋 當
 宗 旨 庄 屋
 第七章 交通

右之通被 仰出候間村々末々迄可被申付候爲其如此候恐々謹言

八月朔日

飛田惣左衛門
緒形三郎右衛門

(天明四年往來方)

寛文四年八月朔日興禪院松平相模守光仲公ノ時定

一駄賃ノ荷物一駄四十貫目并ニ乗掛ノ荷物十八貫目ノ事

一駄賃ノ荷物一駄ニ付一里五分難所ハ六分宛ノ積リ也脇道輩モ此趣ヲ守ル可シ荷物ナクシテ合乗ハ一里ニ付テ三分五厘難所ハ四分

宛夜通又ハ急ノ時ハ荷ナシニ乗ルト云フトモ一駄ノ賃ヲ取ルヘキ事

一人足ノ荷物一人五貫目ヲ限ルヘシ夫ヨリ重キ荷物ハ持チ運フヘカラス人足賃ハ一里ニ付テ丁銀二分五厘難所ハ三分宛タルヘキ事

一乗掛ノ荷物五貫目迄ハ荷物下乗駄賃同前タルヘシ夫ヨリ重キ荷物ハ本駄賃可取之事

一宿賃ノ事主人并ニ馬ハ丁銀二分下々ハ一分宛タルヘキ事

一人馬ノ賃宿賃以下御定ノ外増金ヲ取ル者在之ハ可爲曲事

一道路筋其外在々所ニ於テ人馬ヲ使フ事夫々奉行手形次第無滞可出之若手形ナク使フ輩アラハ其村中ノ者出合捕之鳥取ヘ來ルヘキ事

右可相守此旨モノ也

享保七年七月大廣院松平相模守宗泰公ノ時定

一馬次駄賃ノ事今迄定ノ外向後一里一駄ニ付テ一分増タルヘシ人馬賃ハ如前々タルヘキモノナリ

(板井原村 吉岡忠一郎所藏)

明和四年公儀より御書出之寫

旅人送物之事

東海道中山道甲州道中日光道中奥州道中旅籠屋は勿論脇往還其外村々にても宿を取旅人煩候ハ其處之役人立會醫師を懸け療養を加

へ置其旨御領は御代官私領 領主地頭へ相届五街道本行へも宿送を以致注進右旅人快無之趣に候はゞ其宿在所之村役人等へ中遣候て親類呼寄せ對談之上可任存寄若療養不加村繼杯にて送届候儀於顯は五街道は旅籠屋間屋年寄其餘の村々にては宿致候者村役人共に急度御仕置可申付候

一右之外通懸け相煩候旅人も其所之役人立會醫師ヲ懸療養ヲ加勿論懷中に往來手形有之候哉相糺御領は御代官私領は領主地頭へ致注進右病人早速快無之趣にて在所へ歸度候得共路用貯無之間送届吳候様に申候はゞ書付取り其最寄に支配之所に有之候はゞ訴指圖を請又は支配之所無之場所ハ其旨致注進置其所之役人共得と懸相談右病人頼之趣を認め相添次村駕籠にても送り夫より次村々にても病人之様子次第服藥爲致同様に取計在所之可返遣事

但旅人申立候在所へ送届萬一其在所之者に無之候はゞ不取送様に其處へ留置其筋へ可訴出事

一途中にても相果候はゞ次村へ不繼送支配之役所へ注進致其處にて假埋に致置其者之在所親類村役人へ懸り合之上其所に葬共望に可任若道心者廻國之類等懷中に何國にて相果候共其處へ葬候様に本寺觸頭其在所之寺院或は親類等慥成る書付有之候はゞ支配之役所へ訴在所へ不及相届其所へ可取置勿論最初に行倒相果罷有候筋は取計も同様之事右之通相心得萬一療養も不相加或は内々に於ては繼送に是亦急度御仕置可申付候

一都て右類諸入用は享保廿卯年五街道へ相觸候通病人は又は在所より指出候はゞ格別無左候はゞ宿割村割に致べし

右之趣可相守者也

亥十二月 日

右之通可被相觸候

(明和五年子四月朔日寫す)

第八章
產業

第八章 産 業

第一節 總 論

一、地勢氣候 本郡の地勢氣候及土質については、既に前篇に於て、明細に記述したるを以てついで見るべし。今その概要を述べんに、本郡は氣候一般に温暖にして濕氣多く、雨量少からず。奥部及大山山麓は冬期數尺の積雪を見ることがあれども、口部平坦部は雨雪量も比較的少く、雪の下も亦短し。殊に二部、旭、溝口、八郷の一局部に於て氣候暖なる所には柑橘類をも生ず。奥部にても石見方面は山陽道に近く、山ノ上、方面に比して雪少き所なり。要之農作物の發育に適し、稻作は奥部山麓の部落に至るまで、行はれざる所なし。地勢は全面積の九割以上は山にして、山地は出雲に近き船通山山麓即ち山ノ上方面と、備中備後に接する、所謂石見谷方面と、北方大神山麓との三部に大別すべく、日野川其の間を貫流して、狹長なる低地を作り、所謂川筋なる沖積層を作る。従つて交通の便宜しからず。本郡が文化に後れたる原因主としてこゝにありしならんも、亦特種の産業即ち製鐵、製炭の如きもの發達せる所以の者、故なきにあらず。地質は基底は花崗岩にして、地味肥沃なりといひ難きも、日野上村を主として、山上村の一部、及根雨町の一部等には結晶片岩の露出せるあり。多里村の水成岩、大山山麓方面一帯の火山灰土のあるあり。特用植物なる大麻、煙草の適地も少からず。現行地質圖以上に複雑なる地層を有すること、既記せるが如し。以上の如き風土なるを以て古來全郡

大抵純農村たる形勢にして、農業の傍、製鐵、製炭等に從事したるは、これ亦必然の結果といはざるべからず。

顧ふに我日野郡奥部は採鐵事業のために、漸次開拓せられたるものなるべく、山の土地方の如き、其の形跡歴然たり。上古來諸民族の移動は既記せるが如く、其他尼子氏敗殘の武士の入り込みたるもあべく、口部は海岸部より移住せるもの最も多かるべく、こゝに一大農園を作りたるものと推定して可ならん。

二、上代より近世に至る産業概観

本郡内に散在せる製鐵所の跡として、尤も古き野鐵の現に發見せられたるもの、みにても數百箇所(後段參照)の多きに及ぶを見ても、上代夙くも日本唯一の産鐵地として重視せられたるを見るべし。(製鐵のことは後節に特記すべし。原始時代の鐵は蓋し錮くわの類なりしならん。)製鐵業の起るに伴ひ、鐵砂、採集のために山岳を掘り崩し、土砂を洗ひ流し、土着民を生じ、中央行政の普及と共に次第に今日の發達を見るに至りしなり。殊に山間部は多く流し跡地の田畑となりしもの今尙歴々として見るべし。そもく此地方は太古に於ける出雲地方に屬し、大國主命少彥名命の民政に浴したること比較的夙かりしを察すべし。由來我國は地味氣候の上より農を以て國本としたるを以て、上代の産業といへば、農業といふも不可なきの状態にあり。本郡の如き明治に至るまで殆んど製鐵と農業を以て主業となし産業上著しき進歩發達のあとを見ず。其急に發展せるは明治時代の半以後のことに屬す。農政上については、主として政治篇に委しければ、參照しつゝ、次々に掲ぐる史料についてその一斑を窺ふべきなり。

伯耆誌所載産業記事

一郡彼の山谷多く田土寡きが故に一國の大郡なるに高(缺文)因て租貢を米穀に取らず、産物を以てこれに易ふ。所謂調法なり。其産物の最大なるもの(郡内)に出る所の(鐵・鋼)なり。是を遠近に交易し、其盛なること會見郡の綿に相敵す。故に豪富所々に散在して総て民に疾苦の訴あること無し。

編者曰右文の空所寫本全く漏脱せり。その何の故なるを知らず。本郡租貢を米穀に取らざりしことは、何時の比なりけん。藩政時代は米納なりしこと明也。調法とあるは大化改新當時の祖庸調の調法をさせるものか。即ち地方の産物を貢納したるをいふ。其産物の最大なるの下缺所は、思ふに本郡産物中の王たる鐵ならん。鐵は實に本郡特有の産物にして、全國より見るも、少くとも歴史的に重要な地位を占むることは本書中屢々記述し且つ力説する所なり。

伯耆民調記に常郡の物産を擧げて鋼(印賀)多葉粉(溝口)豆腐(黒坂)温石(宮内)皮茸(下安井)と記せり。此外に「めぐひの木あり。山谷の温地に生ずる小木なり。此木表皮を去り、肉皮を漬け流行の眼病を療す。幹枝に刺あり。故に目杭と呼ぶなり。美作備中備後出雲等の當國に隣れる所には往々あり」と云へり。

編者曰現今煙草は日光米澤等を以て(大原原腐植質土壤にして、大工原博士の研究あり。)名産地とす。温石とは雲母片岩にして、昔はこれをやきて腹部を温むるに用ひたり。皮茸は香茸ともいひ、櫟櫓の若林に群生し、全郡の名産といふべし。此外茸類には、口部殊に八郷の松茸溝口旭の初茸(俗に藍茸といふ、奥部赤松林中にも稀に見る。)奥部のしめじ、鼠手(そよご、あせびの根に寄生す。)大はぎ、小はぎ、しばかつぎ、このもと(かべぎのこ)等あり。稀に岩茸あり。特記すべきは主として奥部一帯に生ずる自然生の椎茸なり。目杭を特記せるは何の故なるかを知らず。頗る滑稽の様にも

感せらるれども、思ふに民諺記の著者が、偶々、温石と共に藥物的趣味の上より珍奇のものとしてあげたるならん。本郡到る處の山地には、この外藥草類頗る多く、黄蓮、せんぶり、黄蘗、翁草、忍冬、商陸、龍牛兒、いかりさう、くさのわう等枚舉にいとまわらず。食用植物としてウコギ、令法、くさぎな、等の木本類より、にら、らつきよ、あさつき、やぶかんざう、せり類等到る處に叢生せり。

三、近世に於ける農政一斑 農政機關としては、郡奉行、山奉行、大庄屋、庄屋等により、監督指導したるものにて、現今の如く系統的に一貫せる施設方針の完備せるものなしといへども、其發達改善に苦心せる跡を窺ふに足るものなきにあらず。(政治經濟部参照)寛永十年には戸口土地等を調査し所謂御圖帳(水帳ともかく)なるものを製せしめ今尙各村に現存せり。

寛政八年御條目

一 農業大切成事少しも怠り申間敷候上を敬ひ親に孝行を盡し身を詰め我儘なく他人にても年かさのものへは順ひ云々

二 (上略) 昔より士農工商とて庶人の頭なり。賤き商人のわざをよき事とおもふまじく候

とあり。西古文書中天保九年戊四月、御巡檢様一件諸事控に地方諸役人が巡見使に答申すべき返答案文を豫定したるものあり。その一節に

在中御百姓と御の字を付可申事

とあり以て農事をば重要視したる一端を見るべし。各村には大抵地倉と稱する凶荒豫備糶藏の設けあり、飢饉に備ふること、せり。貸付けたる糶には鼠切りと稱して、相當の利子を附して辨償すること

ゝなり居れり。これによりて交通閉塞の時代に於ける救急法が行はれて、社會政策上、偉大なる効果を奏したるや疑ふべからず。

各村に御圍糶藏あり。日野郡大字本郷字横畑にありし藏の棟札には安政三年丙辰九月吉日とあり(棟札政治篇に入る)この種の倉は五歩糶倉とて凶荒豫備糶貯藏所なりき。(政制經濟部参照)

又年貢米を入る殿倉と稱するもの各所にあり。現存する山上小學校にはその殆原型のまゝを存せり。舊社木等を集めて作りし跡歴然として、材木頗雄大堅牢、藩の權勢を忍ばしむるものあり。山上校の土臺は悉く樺の引割材を用ひ、梁の如き周圍丈餘の松材なり。床板は厚さ一寸二分の松材、柱は六寸角の杉の挽材にて殿倉なりし舊時に於て長二十餘間の建物に内部一本の柱を見ざりき。明治四年には全郡の郡倉は山上、下石見、黒坂、根雨、溝口の五箇所に統一せられたり。由來文祿の檢地(天正の石直)までは、永何貫を以て地租を定めたるが、それ以來主として檢見又は見取りとて、毎年實地調査をなし、租税を定むることになり、更に徳川八代將軍の時に至りお高即ち收獲高に請免(數年の平均をとりたる率)を掛けたるものを物成と稱し、官納することになりしより大體に異動なし。(法制經濟部参照)

小作法は現今行はるゝものと大差なく、小作米は段毎に凡そ其の收獲高の半位を地主に納むるを例とす。

因に小作米のことを地利米といひ、小作人のことを下作人といへり。借地料は米納を主とせるも、矢戸宮内川上三榮は扱苧にて、阿毘縁大宮は大豆にて取引せり。(但畑丈)農業獎勵の法として、精農家

を表彰すること行はれ、巡見使もこゝに着目せるもの、如く、現存せる文書によれば藩より表彰せられたるもの日野村舟場平藏(安政三年)山上村尾郷直重(慶應三年)等あり(傳記参照)文政六年には其他地力薄き土地の、免租せるものにして、年期後尙ほ實らざるものは、無期免租とし、手離種作場とする等、農民の保護法のたてらるゝあり、農政上特殊なる方法とす。慶應二年には農業指導の爲め農會が設けられたりと見えて印賀青砥家文書に

孫右衛門農會組頭拜命の記事並に辭令あり。

又凶年には相當の保護を與へたること、吉岡文書吉川文書等によりて、その一斑を窺ふべし(天變地異の條参照)

天明三年九月

吉岡文書

本年凶作に付作高三分通御米被遣旨仰渡さる。云々

天明六年丙午年

吉川文書

凶作ニ付爲御救米正米八十石丸山より三机迄格別ニ被仰付之候割合帳

新開地に對しては開作として、相當の手當を給したるもの、如く

天保九年戊四月、西古卯録、御巡見様一件諸事扣中、開作御手當之儀御尋御座候はゞ、人別作高相應三步米を限御貸被成候様可申上候事(經濟部参照)とあり。

飛田家文書によるに六代源兵衛に關するもの文政二年作高引合人文政十二年御郡中作高帳懸頭、天保五年地全圖調懸御郡中見廻頭取役、天保十一年地續再調并地改懸御郡中頭取役等を命せられたるもの

あり。

租税其他については政治經濟部に譲りてこゝに載せず。

第二節 農 業

産業中第一に擧ぐべきは、前述の如く、先づ農業なり。本郡民は、古來、殆米食のみにて生活したるもの、如く、口部に於て僅かに麥を作るに過ぎず。黍稗の如きは、間食、救荒、又は牛馬飼料として作らるゝのみ。故に農業といへば、主として田地米作のこと、なるの感あり。

一、田畑の發達及開墾事業 上古開拓の事は、社會發達史の範圍を漏るゝことなきは明かなるも、

本郡に關する田制其他文献の徴すべきは皆無ともいふべし。

本郡に田畑が開け始めたるは、和名抄に日野六郷の擧られたるにより略々推定する外なく、降つて源平時代より南北朝時代となりては、未開ながらも漸次擴張せられたるものなるべきは、當時長谷部の事蹟墳墓寶篋塔の點在せること、金持黨等の活躍等によりても窺知すべし。戰國時代に入つては前述の如く富田城没落の將士の入郡したるものも少からざるが如く、五輪塔の分布愈々繁く、民間の記憶も稍々新なるものあり。

かくて本郡が、現今の状態に近きものとなりたるは、享保開などいふ名の残るによりても知らるゝごとく、徳川氏の中世比よりなるべし。寛永十年の御圖帳の現存せるものによりて見るもなほ寥々たるものなりしを覺ゆ。開墾事業として計畫的に經營したるも新らしきことなるべく、山上村釜ヶ谷は

内藤家の祖釜太夫が尼子時代に開拓したるを以て名づけられ、同村狩屋原村の開拓が、池岡家の祖長右衛門父子によりて安永年間より始められたる、黒坂村三輪甚兵衛が寛政十二年より始めて本郡各所に水路を設けたる、同村久住の元祿の昔早くも小原儀平によりて開拓されたる、佐野川の寛永より文久元年に至り、七代にわたる吉持家によりて開墾せられたる等。(傳記部参照)、各村共隠れたる偉人によりて計画的に開拓せられたるもの多々あるべし。今文献の徴すべきもの、みを大凡年代順によりて列挙し、その一斑を窺はん。

一、寛文六年八月より文化元年にわたり、黒坂村の内畑村開墾五代矢田具久兵衛(もと花口村の住人)畑村沼田八兵衛十五代孫左衛門 百三十餘年間、遺志を紹ぎて田八町六段二十九步(高六十一石五斗一升九合)を開拓せり。此地もと慶安四年下札あり。當時僅に五段八畝六步、高六石六斗二合の地なりしと(依日野郡野史二十)

一、貞享より元祿の間、今の福榮村大字豊榮の内上坂に渡邊譽兵衛なるものあり。開拓に努めて蛇が喰(萬治元年上坂と改稱)を良田に化す。現に蛇が喰屋連綿たり。

一、元祿十二年、今の大宮村、寶谷開墾せらる。開拓者は榎垣内の太四郎といふ人。先之、寛永元年、井上次郎右衛門といへる備後國三谷の浪人來り、太四郎方の養子になりしよし井上先祖日誌にあり。

一、正徳六年申三月二部宿三郎兵衛新田改帳に、田畑畝數二町五段三步、高三十石四斗六升九合、元祿十五年壬午八月洪水にて永荒に成りしを新田とす。(享保元年十月検査、中田文書)正徳年中野田村

飛田宗兵衛、字前ヶ市新田開墾、御高二拾石餘也(同家系圖關係書)

一、享保年間溝口村宮原井手開墾、由來宮原田地は、主に溜池より灌漑せる所なりしが、用水十分ならず、同地ノトロ屋松尾五右衛門といふ人、大阪字尼子より白水シロ水を経て宮原まで、延長壹里半餘の水路を新鑿或は改修し、宮原田地二十五町歩餘に灌漑の便を得せしめしと云傳ふ。

因に氏は享保十六年七月十七日死亡と記せる石碑蘆立家の奥津城内にあり(野史十五に據る)

一、元祿の末年赤穂の臣、小平儀平なるものあり、今の黒坂村の内、大字久住村に來り住し、開拓に従事す。村民その徳を忘れず。今に祀を絶たず(陰曆六月十五日)(日野郡野史十二)

一、寶永元年の比清水勝四郎祖先添谷村高瀬原を開墾し同村宮の後より引水の爲め巾三尺深三尺延長二十町の井手を掘れり。灌漑反別五町に餘れり。(野史十五)

一、安永年間より四十餘年にわたりて、今の山上村大字福壽實の内、狩屋原部落をば、池田長右衛門、長八父子開拓、天保十五年十月、年米下賜(傳記参照)

一、袋原(日光村の内)御改新開墾手形之事

開料として遣し下さる事、御成米の外、一ツ二步、高懸り等永代可相立申候云々

一、寶曆八年大河原吉川家は、自費を以て、今の日光村の内西成開墾數町歩一部落となせり。主管大山寺は田租の幾分と同地住民の大山勤役を免じ、吉川家につとめしめたり。同九年三月山上ナカノ松開墾成る。これは本家坪倉好兵衛、富田屋坪倉善五郎共同起業せしものなりと(野史に依)

一、寛政十二年より文政四年に至る二十二ヶ年にわたる三輪甚兵衛の本郡各地に於ける水路工事及開

墾事業總延長七千三百餘間、開墾六十九町餘にして、本郡開拓上貢獻著大なり。(傳記部に詳細列擧したれば就いて看るべし)

一、文化元年八月着手荒神原畑を開墾して田となす。總坪數四町四段一畝七步。初め水神瀧の根に高一丈三尺長四十五間の堰を設けて引水せしが、弘化二年石見川の水を引くことせり。功勞者は荒神原五人組頭清吉、上菅五人組頭利左衛門兩村年寄及上菅八十兵衛庄屋(荒神原長尾家文書に據る)

一、文化十四年、今の日光村の内小淺村用水路、御机村より九十町餘の長井手を作る。(今木谷井手となる。日野郡野史二十)

一、文政八年同村内大瀧村栃原村小柳用水路開墾(日野郡野史二〇)

一、文政十二年添谷村(日光村)永見鹽之壘、前村尻井手鑿通、灌漑田段別壹町餘。

一、嘉永三年、今の日光村の富江、南井手、發起人、遠藤泰善、起工者、大倉村清藏、庄屋爲藏、年寄兼世話人定藏、五人組頭金藏、頭百姓新左衛門、清藏、榮助以上の諸氏の協力にて、同五年に成功せり、其由南原の耕地整理の記念碑に彫込あり(日野郡野史二十二)

一、嘉永六年、日光村富江井手(大瀧地内より富江村字原に通ずる水路)の開墾に着手せり。該工事は大倉村篠田清藏の受負にして、(大山領のものならではなす能はざるを以て、岩立村に寄留したりと。)工事中斷崖崩壊死者を出せるを以て一時工事を中止するの止むを得ざるに至りしが、大山寺の裁許により(水路全通によりて得る開墾地五町歩の半額を清藏に與ふること)清藏再び立つて、地方未曾有の隧道七十間を鑿通したり。

一、嘉永の頃、今の溝口村の内、金屋谷地内、大山道の兩側に段の原と稱する一帶の畑あり。大内の松本源八郎安富、これを田に爲さんとして、自費を以て、自村内字松が瀧より二里半餘の水路を開墾し墾田せり。

その後万延元年までに田地九町餘、文久二年に田拾町餘を成就せり。(依同書)

一、明治三年、添谷 井手成る。末鎌の字河原平ら、通稱、粕谷尻より須の内川を堰込み、添谷部落の諸所に引用する水路なり。幅三尺、深三尺、延長約一里、其間數箇の隧道あり。灌漑田地段別、十二町四段餘。此新設協議甚困難にして多年辛苦を重ね、明治二年議漸く熟す。清水彌三郎、與右衛門太左衛門、元右衛門、文左衛門、利右衛門、以上六名殊に力を盡したりと。(日野郡野史廿六)

一、佐野川は主として西伯村開發を目的としたるものなれども、本郡一部にも關係あり。且我日野郡貫流の日野川水を割水せるものなれば、左にその史料を採録せり。

因に佐野川に對して、尾高井手あり。溝口裏手よりか、大江川と別所川とを併せ、西伯郡大幡、縣、大高の一部に灌ぐものなり。今その何人の功に歸すべきか、知るによしなきも記して先人の功を彰す。

佐野川の開墾

日野郡野史第二十四卷抄録

日野郡宇代村字島尻を水口とし會見郡長者原に至る水路を開墾し郡代佐野増藏氏の姓を取り佐野川と稱し日野川の水を引き長者原開拓の大事業成就せる次第を記せる紀念碑の文を左に記す會見郡金廻の水路の傍巖上に高三尺の素石の碑あり其文に

佐野川御普請皆出來 (普請關係役人名前は爰に省略す)

文久元年辛酉六月吉日

西伯郡坂長村に大記念碑建設あり其文に

長者原開拓元祖吉持吉十郎紀念碑

吉持吉十郎氏ノ祖先甚右衛門長者原曠野ノ開拓ヲ企圖セシヨリ代々其遺志ヲ繼キ經營苦心以テ氏ニ至レリ氏ハ一層ノ精勵ヲ加ヘ水路ヲ索メ險崖ヲ開キ苦心慘愴終ニ其功ヲ奏セリ蓋シ寛永ヨリ文久ニ至リ代ヲ累メルコト七代年ヲ經ルコト二百五十有餘年而シテ良田ヲ得ルコト幾ンド貳百町歩猶餘水ノ城外ヲ益スルコト數十箇町村ニ及ヘリ嗚呼其勞ト其功ノ偉大ナルコト想見スルニ足レリ何ソ以テ贅語ヲ要セン茲ニ其德ヲ景慕シ此碑ヲ建テ、紀念トナス云爾

明治參拾四年十月建之

佐野川普通水利組合管理者
幡郷村長 岩田順次郎

右の外もどより調査もあるべく、無名の功勞者も多々あらん。將又、一犁一鍬の勞を積みたる先人の勞は更に大なるものあらん。左に前後記述に關聯せる事項及文書の二三を追掲して、參考に供す。

佐川村河原墾田

享保十年の頃佐川村河原墾田の際用水を字阿彌陀免の上に長六十間許の大堰を設置し日野川水を引用せしも度々の洪水に破損するにより之を廢し明治元年の頃江尾宿德岡常右門と云ふ人の發起にて米澤村大字貝田字夏日より江尾村大字小江尾村字坂木迄凡百十間餘洞通し水路を新設せしに是又年々修繕費を要するも前者に比すれば大に便利を得たり此舉に力を致したるは太郎兵衛八右衛門利左衛門、文市等なり。

袋原新開場所手形之事

一袋原安永二癸己御改新開御名前場所元來私共爲下作人開立申度小柳村彌右衛門殿ヲ以御頼申候處其通り被成下承知仕開立申候然ル處此度私共元開料として右之場所永代ニ被遣被下候様ニ板原村民八殿小柳村彌右衛門殿ヲ以御頼申候處御阻届被下忝奉存候此上者右地利米として御成米之外に壹ツ貳歩其外高懸リ等永代相立可申候然ル上者右之場所何方江相廻リ候而も子々孫々に至迄相違無御座候爲後証券文仍而如件

安永四年未ノ正月日

袋原下作人	德兵衛	印	同	同	同
同	斷磯	八印	同	斷	傳四郎
同	斷	彦右衛門	同	斷	平左衛門
証人小柳村	彌右衛門	印	同	斷	板原村庄屋民八印
小柳村五人組	善右衛門	印	同	斷	甚右衛門
年寄	文治郎	印	庄	屋	儀右衛門
吉川右平太殿					

米原水の用水

申渡

小淺村大瀧村板原村小柳村

一小淺村夏分之食水無之ニ近年種々及評議彌此度堀田井手水

七分通 小淺村食水

三分通 大瀧村田水

右之通分水被 仰付候事

一前書之通被 仰付候ニ付大瀧村田水不足ニ付大瀧村へ板原小柳兩村ヨリ助水被 仰付候事

一八寸竹壹本通シ水小柳村ヨリ大瀧村へ取水

一八寸竹壹本通シ水板原村ヨリ大瀧村へ助水

右之通無相違助水可仕候事

一銀札五貫目四ヶ村へ被下置候事 此内

壹貫目 小淺村へ

第八章 産業

右ハ此度被 仰付候堀田井手山間等難澁之儀出來之節大瀧村小淺村兩村立會普請可仕手當當銀トシテ被下置候間年々廻シ置臨時用ニ可仕事

貳貫目 大瀧村へ

右ハ此度小淺村食水被 仰付候ニ付以後井手扇等難澁之儀出來之節小淺村大瀧村兩村立會ニ而普請可仕並早魁ニ而難儀之者救相兼手當トシテ被下置候間年々廻シ置臨時用ニ可仕事

壹貫目 板原村へ

壹貫目 小柳村へ

右ハ此度助水被 仰付候早魁之節難澁之者救手當銀トシテ被下置候間年々廻シ置臨時用ニ可仕事
右之通被 仰付候間可奉畏候後々ニ至リ候而モ於違背仕者急度可爲曲事者也

文政八乙酉三月

本坊本役所

申 渡

吉川勇藏

(大河原村)

吉川政太郎所藏

小淺村用水拂底ニ付村方及難澁依之昨年來井手等之儀段々丹誠いたし此度御机村之井手莫大之儀及出來骨折太儀新井手九十町餘有之長井手其上雪深き場所故年々修復相加不申候半而者保方不宜依而修復料惣而之儀御時節柄之儀ニ付上之御物入ニモ不相成様厚勘辨いたし取扱候旨忠勤之段感入依之爲御褒美向谷御樹林壹ヶ所被下之候向後諸事出請相勤可申候

丑九月

本坊御役所

編者曰、小淺村は今の日光村内富江也水用乏しきより改名せること郷庄村部にあり。

吉川家藏

於國々野田畑之義ニ付候而ハ享保並安永年中被 仰出候趣茂有之候處諸國川筋之儀速に押埋り水行惡敷相成候間自今以後諸國共私領に不限川通之附寄洲を新開取立候義ハ不及申眞眞孤等植出し候義堅く仕間敷追々生立候場所蒞拂此上附洲に不相成様可心懸候但し私領之内右田畑川缺等ニ相成居候分前後村方之差障りも無之起返ニ可取懸場所所有之候ハ、御勘定所へ問合得差圖可申候難相

分義も右之候ハ、見分之者差遣にて可有之候且亦一流水源より海口迄一領分ニ籠り候川筋附洲之義も本文之趣ニ准シ可相心得候右之趣可被相觸候

右御書付 仰江戸表到來候際洛中洛外へ不洩様可相觸者也

日野川堰修繕區

(日野郡野史廿一採録)

溝口堰、上野、眞野、大原、宇代堰、宇代、三部、福吉、舟越、藤屋、燒杉、上代、畑中、二部、福島、谷川堰、谷川、清山、大倉、同次堰別所、久古、番原、庄堰止村、宮原、白水、福水、末鎌、榎雨原、板原、佐川堰佐川、小江尾、貝田、杉谷、久連堰、久連江尾、宮市、無用、武庫堰武庫、貝原、牛の上、洲ヶ崎堰洲ヶ崎、下安井、武庫、俣野、貝原堰貝原、根雨、金持、板井原、野田堰、野田、舟場、津地、奥渡、濁谷、秋繩、渡り堰渡り、久住、小河内、花口、下柳堰下柳、安原、下黒坂、中菅、小河内堰小河内、中菅、下黒坂、久住、友廣、山根、神戸上、花口、荒神原堰上菅、繪原、是次、駒崎、神戸上
以上日野川堰修繕區は何れの時代に制定せられしものなるや詳ならざれども天保年間の書に記せり(松尾家記録)

矢 戸 村

(曆利文書)

(堰)

關數メ五ヶ所 井手筋メ拾貳筋

間數メ千三百二十五間

大 森 村

(堰)

關數メ三ヶ所 井手筋メ拾筋

間數メ千七百七拾九間

メ間數貳千七拾九間 (註二千五百四間ノ誤算ナラン)

内大森關高一丈、横拾五間井手長サ七百二十六間、横三尺、深四尺

塚原井手關横壹間半、立一尺五寸、井手長サ六百五十五間、よこ貳尺、深壹尺五寸

東 村

關八ヶ所 井手筋メ拾壹筋

間數メ貳千貳百拾九間

内井ノ原關横貳拾五間、立五間、井手千百六拾間、横貳尺、深貳尺五寸

三ヶ村

關數合拾六ヶ所 井手筋合三拾三筋

間數合五千七百二十三間

嘉永六年丑正月改

年寄常衛門
庄屋彌太郎

喰水大井手 (慶應二年寅六月文書)

(八郷村佐々木久米藏父信之助(信平の別名)發企溝口村大字宮原大江與三郎父文八合力。)

一須村は年々五月より遺ひ水なし後年に名を残す爲に水道を思ひ付元治の度大江文八へ具さに物語るに人間一生に人の手足の爲め致し置候は後世の爲也自分も出金可致と世に稀なる進方也其圖に乗り左の通

井手口より間樋口迄百廿三間間樋四拾八間夫より堀明より口迄七拾四間堀明廿五間源八宅東口より信平前迄六拾間

總費拾貫廿六匁壹分 但具元帳有堀明之頃米壹石=付四百四十五匁

内

官より 六百貳拾五匁

壹貫六百拾壹匁 須村中より

參貫五百匁

大江文八より

四貫貳百九拾目壹分 佐々木信平

但外に日間懸り大數なり

編者曰、間樋はトンネルにして、堀明とは一旦堀りて蓋をかけ、土を覆ひたるものなりと、又村中より差入たる感謝的の笑約書あり。省略す。

二、農法及農具

田地の耕耨は上代より夙くも牛耕を主とし、口部は馬耕を交へたるもの、如し。

明治維新前の農法は頗る幼稚にして、上代より傳はれる農法を傳統的に墨守するに過ぎず。徳川時代に於ても農民督勵の令は屢々下されたるも農業の方法について指示したるもの殆なし。例へば播種量の如き段當り、多きは二斗伏せを標準としたるが如き、如何に幼稚なる農法なりしかを窺ふに足らんか。

編者曰く段當り播種量は漸次減少せられ一斗となり八升となり現今尤も進歩したるものは二三升を用ふるに過ぎざるに至れり。

其他選種法、浸種法、插秧法、收穫法、等多少の進歩はありたるべきも顯著なる改良を企つるもの少かりしが如し。選種は箕を用ひ、浸種期間は種時前二十日間以上に及び種二十日の標語を生じた。挿秧は今日の素麵苗を一株十數本挿込み而も亂雜植にして歌大鼓にて所謂左下田植(風俗部參照)を行へり。

稻作本田の肥料は堆肥(柴草とて、養草山より刈採れる嫩葉と畦草とを牛馬にふませ糞と共に混合堆積したるもの)を用ひ、苗代田には人糞尿の腐敗せるを用ゆること略現今に同じ。たゞ從來の堆肥は野天に雨曝とせるを以て、乾燥して成分を失へるもの多く、從て、農民は夏期を通じて、一日中草刈に従事する有様なりき。人造肥料は絶えて用ひたることなし。農法幼稚なるを以て、反當り收穫高少く、川筋にて二石山の上は平均約一石五斗にして、奥部には一ヶ年の食米に窮して、他より買入る、村もありきといふ。種下ろし、田植田草取り、稻刈の時期は地方によりて多少の差あり。奥部山地は一般に早く、口部平坦部は一般に遅く、大體に於ては現今と大差なし。

犁は維新前は長床にて床の長さ二尺以上ありき。後短床のもの入り来り、床の長さ一尺位となり、次第に短くなつて現今は六寸位となり。

稻扱は百二十年前、文化の比までは、竹製の扱といふ器（長さ五六寸の二本の竹管に苧絲を通じてつなぎたるものにて、その間に穂をはさみ、にぎりて抜きおとすなり。）にて抜きたりしが。（この前後の事實は久住山口林太郎が曾祖母の物語より推定したるものなり。）文化元年の比より今の楯形の稱扱即センバ（思ふに一日に千把を扱くといふよりおこりしものか）を使用するもの出で来れり。

因に數年前より新式稻扱機出で、センバは全く敗滅に歸し水力も利用するに至れり。

收穫法は先づ蒔りたるものは、高くして廣き稻架（はでといふ）に掛け、乾すこと十數日にして、（ハデ二十日といふ）前記センバといふ鋼製の楯の如きものにて扱をこきおとし、竹製の粗篩（トホシ）といふにかけ次に唐箕と稱する簸器にて撰別し精糲とす。これを米とするには田臼と稱する土製、木楯齒の臼にてすり唐箕にかけ万石篩（何時の比か改良されてかく名づけしならん）にかくるを常とせり。俵装は略々現代に異なることなく五斗を以て制とせるもの、如し。偶々三斗俵のものあり（現今四斗入とす。）農具中、耕作用犁其他鐵鎌等現今と大差なく、何れも幼稚なるものなりき。

三、作物 本郡普通作物中最上位なる米作は前述の如く維新前はもとより幼稚の状態にありき。その産額は上代は措きて問はず。徳川時代に於ては、お高即ち官定の收穫高によりては、推知することを得べし。今かりに文化四年の全郡御高を總計すれば貳萬參千八百四拾八石七斗九升にして（寺領等多少の出入あり。今詳にする能はず。）これを大正十三年産米高八万一千五百七十五石に比すれば、思半

に過ぐるものあらん。二部村外構山根文書寛永九年のものに、田一段四俵三斗乃至六俵三斗とあり。参考とすべし。久住邊一石五斗、黒坂邊二石が上出来なりしと（山口林藏直話）米につぐ麥は川筋及口部の一部に産するに過ぎず。従つてその量に於ては米に比すべくもあらず。（大正十三年産額三千八百四十八石）

久住年來記に下の記事あり。以て當時の状況を窺ふに足る。「元祿十五年三月四日野郡中蒔麥畝反改麥百壹石七升貳合有之外に四石壹斗九升九合増但元壹石に付四升壹合五勺四才貳割増にて請取御兩國被爲仰付候二口〆百五石貳升壹合也内拾六石九斗參合大庄屋宮原村平兵衛參拾八石大庄屋野田村善兵衛拾參石五斗六升八合大庄屋霞村五郎兵衛各觸口」

維新前に於ける稻の品種は山の土地方にては晩稻に久右衛門、中稻に伊賀、早稻に京早稻（毛あり）祇園早稻等あり。川筋にては、晩稻に倉立、中稻に文字山、早稻に命神等あり。明治二年己の年飢饉には、久右衛門及倉立は實入らざりき。

米價は當時に於ては物價の標準とも見るべきものにして、これを知るは、社會政策上重要なことに屬す。今試みに吉岡文書中安永六年の條を見れば稻作も豊年、盆後古米長久樹石代六十三四匁新米小賣四十五匁とあり。又田邊家文書天明三年の條に大凶年米値段百三十目とあり。詳細は經濟篇所載の史料について見るべし。

麥價については文献の徴すべきもの未だ見當らず。文書に明和六年麥柄出来よし。實入悪。五分ごり。代一石二匁五百文。粟一石三匁文、とあり。それは凶作の値段なるべく、前掲米値段に比して著

しく高價なり。特用作物中棉作については野史によると、元祿年中、會見郡濱の目より移入し、溝口村宮原地方を主とし、黒坂村檜原邊迄に及び、同十七年には實綿四千三百十五貫ありしよし。明治に入りて漸次外綿のために壓倒さるゝに至れり。

煙草 歷年大雜記に煙草を田に植うることを禁せられたる記事あり。吉岡家文書安永九年の條に「又九月廿八日の大雨霰にて葉烟草蕎麥を損せり」といふ記事あり。己にこの比は本郡内に煙草のありたることを物語れり。

當時民家にては、各手刻み煙草として(手刻器あり)吸ひたるものなりき。郡内尤も多く産したるは所謂大山領方面にして、實に本郡特産物の一たり。

天保九年今の日光村大字大瀧木村右源太(喜祖次の祖父)嫡子牧太と協力燃料による煙草乾燥法を發明し大地積耕作をなす基をひらきたり。

天保飢饉口解の一節に

朝は遅ふて煙草は長し酒の一度は不足なご、云々あり。これによれば已に煙草を盛にふかしたるものにて、はやくも、休息のことに轉用され居るもの、如し。

安政初年に著せる「僞功ひとり寢の夢」開卷の鎌倉山談話の一節に

實に世を渡る山人の鎌や煙筒キセツの捨所布の脚絆も露にぬれかれ枝にかゝる小炭だつ、いばらけづらを切拂ひ水の流れの音すごき土橋の谷を打渡り、鐘掛松に程近き奥山越へ着にけり。

當時に於ける農民の風俗中人跡殆んどなき山の中にも、煙草を吸ふ習慣のひろまれるを見るべし。

先之内藤治五郎祖父内藤長次郎(嘉永六年歿)亦煙草乾燥方法を改良せり。末鎌福永兩村は大山山麓の高原に位し煙草の栽培に適したりければ住民はすべてこれが栽植に意を留めたれども惜いかな乾燥方法最も舊式に屬したれば爲に品價をして下劣ならしめ市價を減すること尠からず。長治郎大にこれを歎き自ら資を投じて美作方面の各煙草産地を視察し採長補短遂に下穴乾燥小屋を創設し實地にこれが乾燥を試みけるに其の成績昔日の比にあらず色澤といひ芳香といひ全く別物の感あるに至れり。事近郷に傳はり自ら酒食を携へて訪ね來りその設備と方法とに就いて聽講するもの年と共に多く附近一帯として全くこの方法を執らしむるに至れり。

眞住午莠 根雨町の内秋繩は古來午莠に有名なり。今より凡二百年前より作り出したるものなりと。年産額凡二千貫、香氣の良きを以て名あり、現今種子一石位を賣出す。

人蔘 舊米子城主荒尾氏之れが耕作を奨励せんと欲し、萬延年間旭村大字古市地内宇海藏寺の畑地に試作せられしが、數年ならずして溝口村大字大倉に於ても亦試作せられたり、當時は御主耕と稱して一般に耕作すること嚴禁せられしが、間もなく解禁せられしかば、大倉の篠田清藏初めて之れが耕作をなし、且つ之れが奨励に努めしかば、漸次耕作區域の擴張を見るに至れり。

自作人蔘村

(日野郡野史卷之二十五)

慶應元年九月二十六日自作人蔘植物方へ納付の村は左記、庄、二部、福島、三部、畑中、池田、上名、谷川、須、原、清山、長山、久古、大倉、福長、江尾、宮市、佐川、根雨原、武庫、俣野、栗尾、下蚊屋、貝田、柿原、助澤、根雨、下榎、野田、秋繩、榎市別所、安原、板井原、貝原、下安井、渡、洲ヶ崎、津地、金持、舟場、三谷、高尾の諸村なり(野坂家記録)

大麻 之れが栽培の起源は文献の徴すべきものなきも、各地之れを栽培せり、收穫せしものは荒芋又は扱芋となして、衣服の料に供し、或は麻糸を作りて他へ販賣し、また農用の繩等に供せり、思ふに後作として蘿蔔を栽培するに便利なるより一般に普及せるものか、名産地は宮内、矢戸等となす。

矢戸の扱芋

曆利文書安政五年の條に

扱芋七拾貫目 銀壹貫四百目

の記事あり。

(舟越利市老直話)

今より凡七十年前には宮内矢戸へかけて、百五十駄(一駄二十四貫として)の扱芋を生産せり。一貫目に付凡八十駄の價額にて、岡山方面に販賣せり。

甘蔗の試作したることあるにや。左の如き文書あり。亦當時の農作狀況と方針とを知るに足らんか。

(大河原吉川政太郎所藏)

御觸時寫

近年於諸國之製作追々相増大阪表其外國々々積送り高多分之趣 相聞候右に付ては自然本田畑へ甘蔗を作り米穀にかへ砂糖製作を專に致し候儀は不可然事に候依之自今已後猥に本田畑へ甘蔗を作り候儀停止たるべく候但し荒地或は野山をひらき米穀不熟等の地へ作り候儀は可爲格別事

右之通文政寅年被相觸候處近年又々猥に相成り本田畑へ甘蔗を作り候趣に相聞は不埒之事に候已來急度相守本田畑に甘蔗を作り候義は一切致間數若相背候もの有之においては吟味之上急度申付者也

右之趣御料者其所之奉行御代官私領は領主地頭が入念可申付候

正月

右之通可被相觸候

四、農産製造

農家生活上必要なる道具

(一)、**簀** 簀の原料は藁、山柿(シナの木を水に浸し膚皮をはぎて作る)、ヒロリ(菅に似て山間濕地に生ふるもの)を用ふ。ニマニノ(全身をつむもの大簀とも云ふ現今の長マントの如く、うらはは網目になり、表は簀毛毳々たるもの)とて主として旅行に用ひたるものと、作業に用ひたる袖ある短きものとあり。又腰簀前しぶり(胸あてのあるもの)等をも作れり。

(二)、**草鞋、草履、足半**、(足の半ほどあるを以てかくいふ。多く田仕事に行く時用ふ。)ツマゴ、オンボ、馬のクツ等現今のものとは異なることなし。ツマゴは藁にてあみたる防寒用足具にして、指ツマゴバ、ツマゴ(指なきもの)の二種あり。後者は神戸上某老婆が最初茶袋用として發明せるものなりといひ傳ふ。爪籠ツマゴの結方所謂六平結は高代の庄屋六平發明せるによりて此名ありと。オンボは雪中用深履にして、ツマゴの如く組みたる甲に底を入れ、更に脛のあたりまで編み上げたものなれば遠行には適せざれども頗る便利なるものなり。

馬のくつは、現今の金ぐつにあたるべきものにて、藁にて作りたる圓形の履也。

(三)、**其他、ニカワ、腰子、吠**、俵あり。ニカワは荷を負ふために作れる強き繩にして、長さ凡四尋

(二丈六尺)あり。頗る強靱なり。
腰子とはなわを以てあみて作れる背負袋にして、ふくろに入れたる米など入れて負ふに頗る便利なり。

叭。藁をむしろの如く織りて作りたる袋にして、米を入れるに便利なり。
俵。藁をあらく、こもの如くあみて、更に筒形とし、米、粃等を入れる。

(四)、蒔及薦 蒔機及薦編器(俗に槌の子といふもの)にて巧に織り且編みて製作す。

(五)、牛馬用具類 牛馬の鞍、モガタ(牛の子の顔にはめて制御に充つるもの)その他附屬の繩類等皆農家工業として頗る巧妙なるものなり。

(六)、衣服類 農家婦人工業として紡績(糸引車にてつむぐ)機織(地機とて頗る原始的の機)は裁縫と共に一切婦人農閑の仕事なりき。

因云地機は箱機となり、明治二十年比より高機に改良せり。

(七)、飲食用品類

イ、味噌 古來味噌は自家用として、全く家庭工業に屬し、毎年冬期、手作の大豆を煮、米麴(専門の製造家あり)と鹽とを入れ、杵(手比の棒の長さ四尺位にて中程のくびりたるもの)にて、多人數、味噌舂歌(風俗部参照)を歌ひながら舂く。三年味噌と稱して一種のほこりとせり。

ロ、醬油 これまた古くは、多く、農家工業にして、小麦と焙大豆とにて麴を作り、鹽と水とを適當の割合に混じ、醱酵させて作る。

ハ、酒 酒造家ありたれども、自家用料として醸造し、多くは濁酒ドロ酒にて飲むを常とせり。

久代文書に元祿十二年庚辛十二月より日野郡酒運上銀四〇九百六十目相立云々の記事あり。

造酒の停止 天明三年畑内作に付追々米價高値になり下方の雜儀を救むため因伯兩國內にて酒造を停止し且つ他國酒賣買をも差留之儀 仰出さる(吉岡家記録)

ニ、澱粉其他 葛の根を掘りて、わねと稱する澱粉を作り、蕎麥をひきて粉とし、大豆を以て豆腐を作る等、多くは家庭にて製作せり。

ホ、吊柿は日野村の内奥渡地方古來有名なり。

以上は一般農家のことなるが舊穢多落部に於ては獸皮製品及太鼓張、竹細工、藁細工等をなして、農家及市場に販賣するを常とせり。竹細工の如き、頗る精巧なるものにて、今尙繼續せり。

第三節 林 業

日本紀に素戔鳴命御子五十猛神(横田鎮座)樹種を蒔き給ひし記事あり。歌人年平船通山梅樹を詠すらく「國かけりみた、せりけんそのかみにこれや蒔し、木種なるらん」と。出雲風土記同山條にエビカツラありといへり。(沿革、天然記念物参照)

山林經理に就ては藩政時代より夙に之に意を注ぎたるものにて板井原桂藤家の記録によるに貞享年中既に郡内四箇所(板井原、三部、折渡、多里)に山奉行の詰所ありし事を記せり。後折渡を廢して三箇所となりし記事あり。(政治部参照)

(イ)、山林状態概況 本郡の林野は推定面積約六萬町歩と算せられ本郡總面積の九割を占む、明治維新前までは交通極めて不便にして本郡に最も接近せる米子、安來の兩港に出づるにも數里の道峠を駄馬によりて輸送さるゝ状態にありしを以て昔時林産物の安價なりし時代に於ては本郡の林産物を郡外に移出する事は至難の事に屬せり。

然るに本郡には古來豊富にして良質なる砂鉄鑛の産地として知られ製鉄業盛なりし爲(別項参照)鉄冶金の燃料として多量の木炭を需要せし故郡内數萬町歩の山林に繁茂せる林木は悉く木炭に燒製して郡内の製鉄工場に消費されたるを以て往時山林の價値少き時代にも既に有利に利用されたるものと云ふ可し。従つて農村各部落の附近にある民家の燃料備林として少面積を除く外の山林の大部分は凡て鉄山林と稱し數百町歩づゝに區劃し山名を附す、而して若干の部落有林の外大部分の山林は悉く民有林として維持されたり。

本郡の山林は海拔約百メートルに初り國境地方の高部は大抵千メートルに終り數箇所の最高峯は千二百メートルに達する所あり、従つて本郡の森林帯は下部は暖帶林に屬し上部は温帶林に屬する事になるも古來正規的に輪伐せる爲山林、全體が温帶陽樹林となり樹種も普通知られたるものゝみにも五六十種あり専門的に調査すれば數百種に達するならん、就中山林の中腹以上峯通には檜類多くして優良なる燃料材となり下部より谷間には栗多く茂りて用材となる。

本郡山林の大部分が二三十年生の落葉樹林を以て美はしく鬱閉せるは古來製鉄燃料として萌芽力の旺盛なる三十年生以内の材木を正規的に輪伐せる事による。我國の他の山岳地方にては往時交通不

便の爲雜木の用途なく原生林のまゝに放置し明治維新以後交通機關の開かるゝに及んで一時に伐採する場合には老木の根株は既に發芽力を失ひ遂に林地を荒廢せしめるもの多きも本郡の山林は立木が鉄冶金の燃料としての大需要ありしと其所有者は古來多年の經驗にて林木の萌芽力の尙旺盛なる時期を見て伐採せしめたる爲従つて伐れば従つて生じ郡内の全山林が正規的に輪伐せられ、永久無限に利用せられたるなり、現代の林學上の言葉にて言へば萌芽更新と天然下種更新の併用されたるものなり、本郡の山林が二三十年生の落葉樹林にて鬱閉して荒廢地の少きは全く以上の如く古來製鉄事業と密接の關係を有し合理的に伐採利用されたるによる。

(ロ)、造林 本郡の山林状態は前述の如く天然雜木林が製鉄燃料として重用され萌芽更新法が嚴格に行はれたるのみにて明治中年代頃までは杉檜の如き用材林の營利的造林は顯られざりしが如し。蓋し屢々述べたる如く一方に於て天然雜木林として利用の途早く開け一面に於ては交通不便にして多量の用材林を造成するも遠く大市場に輸送する事の不可能なりし爲何等人工的施設の試みられざりしは當然の事と云ふべし。但し郡内或部落には杉、花栢の小規模の造林を見樹齡五六十より百數十年に達するもの往々見受けらるゝも其目的は自家用材として植付けられたるものにして營利的に造林せるものは認め難し。故に本郡の古建築の用材は大抵天然生の栗、樺の類を利用し杉檜の如き針葉樹を使用せるものは稀なり。

(イロ 近藤壽一郎稿)

嘉永の頃夙くも造林に着手し、爾來明治十年代にかけ植栽したること、矢戸村曆利文書に委し。今こゝに抄録して、本郡殊に日の上地方造林の遠きを忍ぶ料とす。

苗木は當時如何にして仕立てたるにや明かならざれども、多數なるより見れば、地方にて實時したるものならん。

虚空藏谷堂之畑嘉永三年戌十月左之通植付置申す事

一杉百六七十本所(註所は位の意)

平畑山

一杉檜木ノ

右者文久元年西十月方同三年亥正月迄に右之通ニ植樹

ころく谷山植

杉ひの木 千六十本改 明治二年己二月迄植

一四百五十買入 明治二年己三月

杉檜木買ノ高

一杉 三百本

嘉永三年戌年買

代三〇(匆)

一同 千七百本

安政六年未三月買

代三〇

一同 三百本

右同斷 十月買

代三〇

一同 五百本

萬延元年申十月

代三〇

一同 三百五十本

萬延二年西三月

代三〇

一檜 木 三百本

右同斷

五八〇

ノ三千四百五十本

代百一十一匆九分

内かれ

内生

内百本こくう藏

嘉永二年

三百本 山ノ上

三月植

内八百拾本 平畑

但萬延元年申十月に百十本植同萬延二年西二月三百本植ノ

差引貳千三百四拾本

(註前記 かれ以下計算不明のまゝ。)

内左に植 (註 左記との關係不明)

萬延二年西三月廿一日

一漆 百本 代四匆六分にて買求

一漆 七百本 西十月かひ

一杉 五十八本 平畑 文久元西十月植

一杉 五百廿本 平畑 文久二年戌三月植

一杉檜 八百本 平畑 合杉檜共二千百八十本

差引 九百七十本

内

八百本かれ 差引百七十本生苗

文久四年子ノ三月日

一杉八百本 買入 但苗木に付四文半宛代三拾六匆買立惣數

(註苗木値段を知り得るはおもしろし)

合四千貳百五十本 内かれ

外に杉 五百本 丑年

(註御項にもある如くうるし植付をなしたるは珍とすべし)

元治二年寅月植

一杉貳百廿本 ころく谷左平

慶應卯正月植

一同貳百四拾本 同所

慶應元子年ころく谷

一杉ひの木貳百本 右平植

一同 三百本 慶應三年辰年同所

一貳百本 ころく谷 明治二年植

一杉貳百本 (略) 安政三年辰九月日書上ヶ置植物願書覺

參村の内よしヶ谷 五反斗 村中願

一杉木三千八百本

内千本 畑中分 千本陰地分

差引千八百本 村中 (略)

同斷 三反斗

一檜木貳千本 右同斷

内千本 畑中 差引千本 村中

東村之内大之原壹反半

一ころ木 三十本 右同斷 此分市郎左衛門願

同貳反半

一はせ木 三十本 右同斷 右同人願

(註奥部に蠟燭原料を試したるも珍とすべし)

(註この願書及共同作業費改上参考すべし)

同斷壹反斗

一口なし木貳拾本 右同斷 右同人願

參村の内 原田壹反半

一うるし木 三百本 右同斷 此分畑中直植願

編者曰、ころ木口なし木はせ木うるし木をうるは當時の殖産上の傾向を語るものなり。

右之通奉願上候處御間届ヶ被 仰付被爲下候様偏に奉願上候也

嘉永五年子四月日

年寄矢戸村 常 右 衛 門
庄屋 同村 彌 太 郎

入澤千賀藏殿 (註大庄屋名)

丑三月(嘉永六年)

一杉百本 へ口畑塔に植付

内林ころく谷山

一杉檜木千百六十本

元治二年巳二月迄右之通り植付

平畑杉山壹反三畝斗り

一杉五百拾本 常右衛門四十五歳之時

萬延元年申九月植置

一杉三百本 萬延二酉二月植

一同五十八本文久元酉十月植

一同五百二十本 文久二年戌三月日植

- 一 杉檜八百本、文久三亥正月種
- 丑年願植物之内
- 一 漆 五拾本 常右衛門
- 一 はせ八十本 (略)

編者曰、明治に入りてよりの省略に従ふ

此他尙先人の苦心に成れる山林もあるべし。研究せば、貴重にして興味ある史料を得ることあらん。次に植林に關する漆山其他に關する文書等を一括して斯業の一斑を知る料とす。

文化十子七月鶴野池くだ木山奉願候所此願書はもとどし被成候得共其後八月御めんじの上にて藤ヶ森迄くだ木山に被仰付相濟候

(下黒坂生田文書)

乍恐奉願御事

一 當村御川水鶴野池邊り先年より御立山に而御座候所御用水御用木くた木山として右御立山東シ平右手場より藤ノ森迄上り鐵穴井手限奉願候所當春御見分之上に而右手場より藤ノ森迄上り三拾間通り被爲 仰付難有奉存候早々村方へ申聞せ候所村方一統に大慶仕り候所當村與兵衛より申には右奉願候くだ木山之儀者場所定被遣候にては無御座此儀御山奉行換御見分之上に而被 仰付候様御伺を被遊候様に承知仕居申上候と申候左候得者私共へ被 仰付候と者間違に御座候に付私共役名に茂相拘り可申と奉存候所與兵衛より此儀御伺有無之儀私江しらせ吳候様願書候に付書付を以御伺申上候急々御下知被 仰付候様奉願候已上

下黒坂村頭百姓 嘉 右 衛 門

同 善 藏

五人組頭 利 七〇

同 久 助

文化拾年西七月日

同	惣	藏
年	寄	忠
庄	屋	柳
		藏

緒形三郎右衛門殿

緒形市市衛殿

文化拾貳年鶴ノ池漆山一札 下榎へ渡し候控

(同上)

一札之事

一 鶴の池端其村傍示御立山先達而漆山に奉願御聞届之上此節より追々漆植付候之處其節被 仰付候通の植付候漆木鹿抹に不相成儀之差別候事に御座候得共漆山之中江生立候草は其村方より蒔取被申答に付漆木に心付壹わニ百も蒔添様無之様時の年寄役より政道有之議定に付而漆代銀十歩一御渡申約諾に御座候左候得者彌以萬々心を付漆木生立候様被御心付候答に御座候議定一札如件

文化拾貳年亥十月日

下榎村年寄 平

藏殿

前六通拵置申候已上

下里坂村 柳

藏

文化十四正月鶴池御立山土地下黒坂願出扣

乍恐奉願口上之覺

一 鶴池御立山之儀去申年下榎村より願候之處御見分之上榎當村村境御立被遣難有奉存候右御立山之儀當村傍示内蕃麥谷と申柴山御座候に付此場所へ所替之儀兼而奉願度奉存候得共下榎村境去年迄は駈と相立不申故其儀御歎願申上御座候處去年村境御立被遣下榎村とは場所替被 仰付候に付當村分斗りに御立山相議り申上候右御立山生木生立候儘村方へ爲御救立木被遣來りに御座候所當村

近年及困窮に候間何卒生木村方へ被仰付被爲下候様奉願候左候へば伐跡蕎麥谷柴山へ場所替被 仰付可被爲下候左候得者只今之御立山は村方柴山に仕候手寄官敷至而村方爲に相成り申上候御立山蕎麥谷へ御立替被 仰付候得者是又生木能生木能生立可申萬々村方作舞宜相成り候儀に御座候

一當村之内ねつまと申出村御座候與平と申者拾壹年己前畑田成り並に新田を奉願畝數貳町内外程開立申上候所ねづまへは柴山無御座場所に御座候間御見分之上右立山之内少々柴山に被遺残り間數丈土地踏分蕎麥谷へ御立曲被爲遺候様奉願上候蕎麥谷手廣く御座候間いヶ様共相立申上候此段御聞届被 仰付被爲下候様奉願上候

日野郡下黒坂村 村中惣代頭百姓

善 藏

右同斷 與 兵 衛

五人組頭 重 兵 衛

文化十年西正月日

右同斷 惣 兵 衛

右同斷 久 兵 衛

右同斷 和 七 藏

同村年寄 忠 兵 衛

右同斷庄屋 柳 藏

緒形三郎右衛門殿

緒形市兵衛殿

文化九年三月鶴野地御立山村境事下榎村より參る書付

(同上)

村傍示境書付之事

一鶴池御立山之儀前々より村傍示境與相立不申是迄兩村何となく不快之儀御座候に付此度村傍示之儀奉願候處當月三日御郡奉行馬場十太夫様御見分被仰付傍示御立被遣双方難有奉存候低て村境池より東の方堀切八ヶ所西の方堀切三十七ヶ所被仰付此已後少し茂紛數儀無御座候御互右傍示相守何事によらず一和仕難有儀に奉存候ヶ様に書付取かわし置候上は此以後毛頭異論ヶ間數儀無御座候仍而書付如件

下榎村百姓惣代

五人組頭 柳 兵 衛

新 藏

下黒坂村庄屋 柳 藏

同村庄屋安原村 久 兵 衛

又 兵 衛

同村年寄 平 藏

同村年寄 忠 兵 衛

惣御百姓中

文化九年三月鶴野池漆木山下榎より參る書付

(同上文書)

覺

一鶴池御建山池之北長塔尻西之方土手之芝切原迄平ル林分此度貴様漆山に御願被威候處池端より三十間通り御見分之上被仰付候に付追々漆木植付被成候由然處此度御立山之儀兩村村傍示御立被遣候通相守申候然上は御植付被成候漆木一本に而茂兩村より草扨に蒞込候儀は勿論棄抹に仕間敷右間敷之内漆木生立不宜候共余木御植付被成間鋪候尤當村草山之儀に候得者畝數少したりとも早速御訴地所當村江御返し可被成借仍候後年爲證據一札如件

下榎村一 惣 百姓

同村年寄 平 藏

文化九年申三月日

同村庄屋安原村 久 藏

下黒坂村 柳 藏

文化九年申三月鶴の池漆山下榎村へ遺す扣書(同上)

覺

一鶴池御立山池北長塔尻より西之方土手之芝切原近平ル林之分此度漆山に奉願借池端より三十間通り御見分之上私へ漆山被仰付候に付追々漆の木植付申候然る所此度御立山之儀兩村村傍示御立被遣候通相守申候然上は植付申候漆木兩村より草扨に蒞込候儀被成間敷候右間敷之内漆木生立不宜候とも余木植付申間敷候尤榎村草山之義に候得ば畝數少したりとも其旨早速相訴地所榎村へ差返し可申候依而後年證據一札如件

文化九年申三月日

本人下黒坂村庄屋 柳 藏

加判人同村年寄 忠 兵 衛

下榎村 御百姓中

諸樹苗願受數

明治三年三月口日野郡諸村に願受の諸樹苗左の通

桑二六九五本 漆四九七六本 桐壹〇七〇本 榎二三八五本 櫨八四〇七本 椿六三七本

(八)、入會山及お立山 入會山とは部落有林野なり。お立山とは今日の保安林にして本郡各村にあり、水源涵養に充てたり。

二、ぞうり地のこと(野史卷二) 山中谷邊の喬木不生の地をさあり或は砂礫多き所をぞうれんといふ。是とは實地異りて、當郡内大字板井原の内井谷に將軍ぞうり、大字高尾に殿ぞうり、大字舟場に代宮屋ぞうり、大字武庫に猫ぞうり、此外何右衛門ぞうり、何兵衛ぞうりといふが如き人名を冒せるぞうり十箇所、尙又大ぞうり、長ぞうり、横ぞうりなど稱する所二十八箇所あり。如何なる原因より此名稱の起りしや詳ならず。尙釋ね考ふべし。

(三)、林産 特筆すべきは、製炭業なり。本郡は大部分檜其他の雜木林にして、製炭地としては、鐵と相俟つて天與の利を得たり。

(古來の製炭狀況について稍々詳細に知る必要あり。後段鐵山の部及第三篇の林業部等について見るべし。)

(木)、其他 林産物の主なるものは、ノブの皮、樺の皮、黄檗皮、漆、櫨、皮茸、葵、等なり。尙ほ熊をとれば、直に村おくりを以て、鳥取藩廳に差上げ、代銀の下附を受くることとなり居れり。文政十三年文書に熊の膽代一袋正味一匁三分五厘此代銀一貫百三十五匁なるよしあり。(因に古來家傳とてねり熊製造をなす家舟場にあり。)

覺

一熊膽一袋正味拾一匁三分五厘

代銀壹貫百三拾五匁

但掛目壹匁ニ付百目替

右之通代銀御渡被爲遺體ニ請取相濟申上候以上

文政十三年寅二月

安田 鹿藏様

日野郡大庄屋

近藤平右衛門

第四節 製鐵業及其他鑛業

各篇歴記するが如く、本郡は砂鐵の産地として、日本全國屈指の地なるを以て、太古より斯業の發達頗る見るべきものあり。本郡は斯業を先驅として、開發されたものなりといふも不可なき程なれば、其研究は單に本郡史の事に止まらず。本邦史に貢献するところ少からざるべし。地方の諺として今にのこれる「百日の照りを見て野爐をうつ。」といへる野爐のあと、太古以來のもの本郡全面にわたり。所々に大鐵塊の放棄せられたるもの、地上に露出せるもの等頗る多く(後出)その起原の古きを物語れり。延喜式主計帳伯耆國貢輸中、鐵鉄あるは主として本郡産ならん。思ふに踏鞴として、稍々完全に製鐵に従事したるは、徳川時代に入りし比なるべく、貞享元祿にわたり、お手山といふ官營鐵業行はれたり。(後出)寶曆年中花口に鐵山の盛なりしこと及山上村谷中山の鐵山の安永八年に開かれたること等は文献に明かなり。(後出参照)安政五年午四月十八日には段塚直右衛門、植物方兼帶直觸鐵山方取締役を仰せられたる文書あり。今その消長と實況とを一、採鐵製鐵。二、制度及買賣。三、其他史料に分ちて説明せん。和鐵精鍊法は、特に近藤壽一郎講述の研究乞ふて採録することとせり。

一、採鐵製鐵

和鐵精鍊法一斑

近藤壽一郎述

一、砂鐵の採取

山陰山陽の分水山脈及び其支脈を構成する花崗岩系統の中には若干の砂鐵を含んで居る斯る岩石の風化して崩

壊し易くなつた部分で砂鐵を百分の一内外含有し水利の便なる所を選んで採取するのである。砂鐵には通稱「真砂」^{マサ}と稱する種類と「赤目」^{アカメ}と稱する種類がある。「真砂」は黒色の光澤を有し全部磁鐵礦粒にして「赤目」は褐色を呈し磁鐵礦の中に褐鐵礦又は赤鐵礦を混へて居る。日野川の左岸は概して真砂を産出し殊に大宮村より採取する品が最良とされて居る。赤目は概して日野川の右岸に



砂鐵採掘の現状 (白きものは浅雪なり)



砂鐵精洗場 (白き雪は前・黒き砂鐵)

産出し多里村、石見村、福榮村が最も豊富である。中國山系より採取する砂鐵は鐵の夾雜物最も有害にする銅を含有せず。硫黄も微量にして万分の一以下にあり。燐も赤目は千分の一位るるも真砂は万分の一内外の微量である爲に其製品が品質の優良を以て明治以降低廉なる外鐵の輸入が盛になる様になつても

和鐵の特長を賞用されたのである。砂鐵を採取する場所を「鐵穴」^{カンナ}と稱へ其場所に水路を導き「鐵穴飼」^{ハシリ}と稱する工夫により鶴野を以て土砂を崩壊し水を此所に流して濁流を生ぜしむ。此濁流を「走」と稱する通路を放流せしむる事短くも數町、長きは一里に達するものがある。此間に於て土砂は充分に粉碎され水と共に下方に設けられたる沈澱池に入る。沈澱池は長方形の溝渠であつて底の勾配を適度に加減し、砂鐵と土砂の比重を利用して砂鐵は成る可く此所に沈澱せしめ土砂は水と共に放流される様に設計されて居る。然れども一個の沈澱池にて割然砂鐵と土砂を分離する事は出来ず尙此處に沈澱するは澤山の土砂を混合する砂鐵であつて此處に沈澱物の沈着するに従つて排水口を木片を以て攪き順次沈澱物の層を厚くならしめる。斯の如くにして沈澱池が一杯となれば濁水の流入を止め別に設けたる水路より清水を灌ぎて鉄を以て比重淘汰を行ふべく攪拌して此重の輕き土砂を流し排水口の木片を一本づゝ取りて次第に土砂を流して砂鐵を残留せしむるのである。但し一個の沈澱池にては尙充分土砂を分離し能はざるを以て、二個内至三側の沈澱池を連續的に設け同様の手段を繰返して最後に砂鐵の滌洗を終ることになる。但し最後の水洗を行ふも尙容量三割内至五割の砂を混合して居る場合がある。鐵穴は前述の如く多量の土砂と濁水を河川に放流する仕事なるを以て水田灌漑の關係上採取時期を秋の彼岸より春の彼岸までに定められて居た。丁度其間が農閑期なるを以て鑿穴師は專業の勞働でなく山奥の農家の副業として營まれたものである。

以上の沈澱池は山池、大池、中池、乙池等の名稱あり規模の大なる所では間斷なく淘汰作業を行ふ爲に二重に併列して設備せる所あり。或は規模の小なる所では單に一列に設け且つ沈澱池の數を少くせる所もあつて一様ではない。砂鐵採取場は小は年産額數千貫、大は年産額數千貫に達するものあり。採取場所の數は郡内數百箇所に達する。而して本業の最盛期には總年産額三百萬貫に達せるものと推算される。

二、燃料の調製 砂鐵精鍊に要する燃料は全部木炭である。木炭は郡内至る所に繁茂せる雜木林(闊葉樹林)を伐採して蕪燒するものであつて雜木が三十年位に達したる時伐採するのである。

雜木は三十年位の樹齡の時は尙萌芽力の旺盛な時であるから伐採すれば直に萌芽して成木し或は天然に下種して成育するものもあつて現今の林學の言葉で言へば萌芽更新法と天然下種造林法の混合せるものである。故に従つて伐れば従つて生じ適當に經營さる

れば無限に燃料を供給される事になる。木炭は大炭と小炭の二種に分れ、大炭は砂鐵の熔解燃料に供せられ、小炭は鑛鐵の製造燃料に供せらる。大炭は雑木の幹材を土窯で蒸焼するもので現在の製炭法に略似たものであるが品質は粗悪なるも大量生産主義を取つて居る。炭窯一基製炭能力は一回に四五百貫の木炭を得らるゝ規模のもので一製炭夫一ヶ月の製炭能力は千貫内外である。炭窯は材料



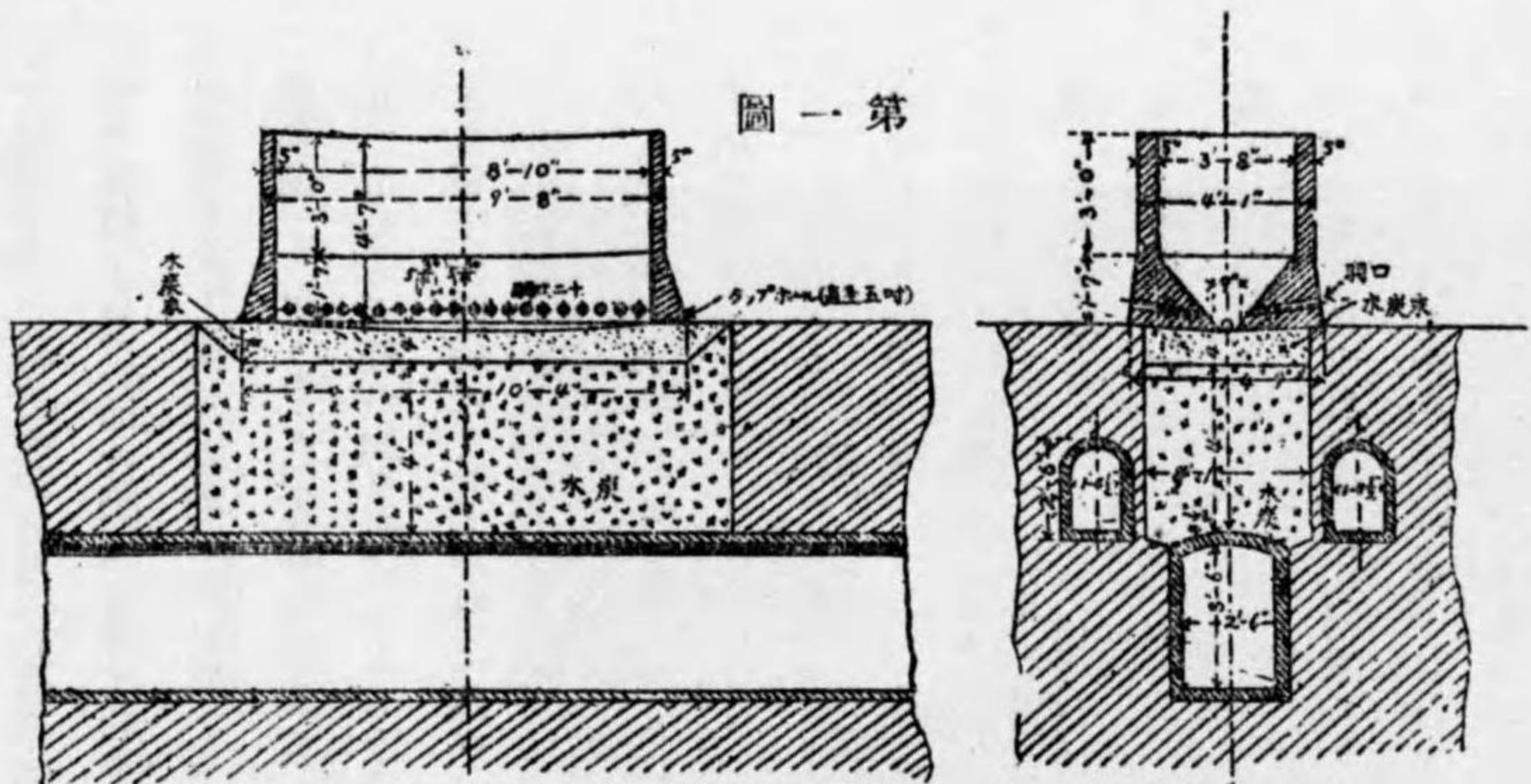
(式舊) 景全鐘吉賀印字大村宮大
屋小ウドハ屋凸央中屋小鐘ハ付子梯左テ向
祠子屋山下松山向内山ハ屋小端右

蒐集の便宜上一ヶ年に二回位置を變更し一回の築窯に約一ヶ月を要するから一製炭夫一ヶ年の製炭額は約壹万貫である。小炭は主として雑木の枝條を推積して燃焼せしめ揮發分の殆んど燃へ盡して固定炭素の残りたる頃を見計ひて土砂をかけ消火して製造されるのである。其性質が粗悪である事が鑛鐵製造燃料として、殊に必要な點である。大炭は生木から約二割小炭は約一割得らるゝものをされて居る。

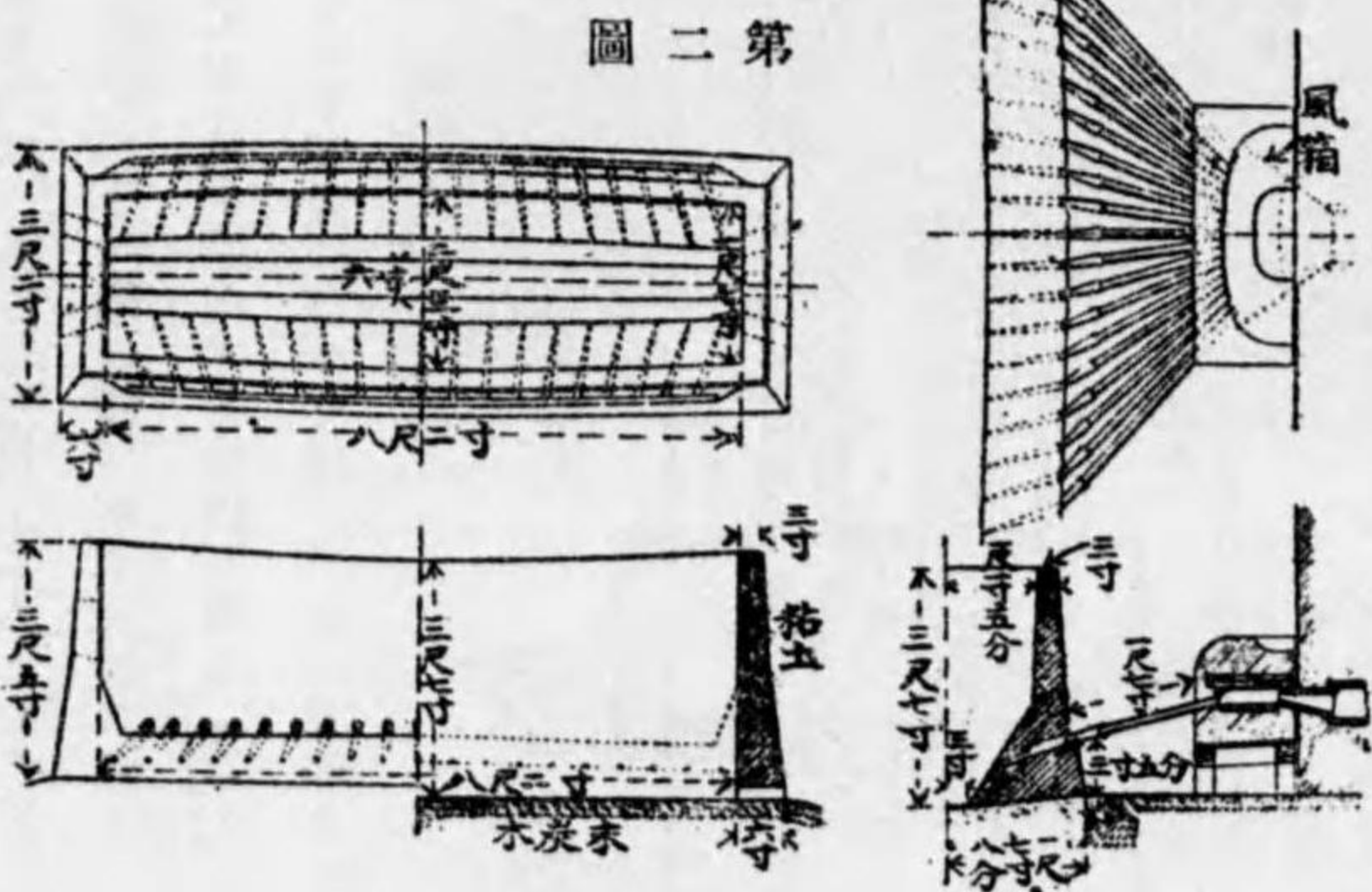
燒炭夫を古來「山子」と稱して居る。山内に住居する專業のものゝ農家の副業として稼ぐものであるが製鐵工場所在地の關係で其割合は一定して居らぬ。

三、熔鑄作業 砂鐵より鐵分を吹分ける設備を「タ、ラ」と稱し中國地方に往古より傳へられたる特有の一種の溶鑄機である。タ、ラは其製品

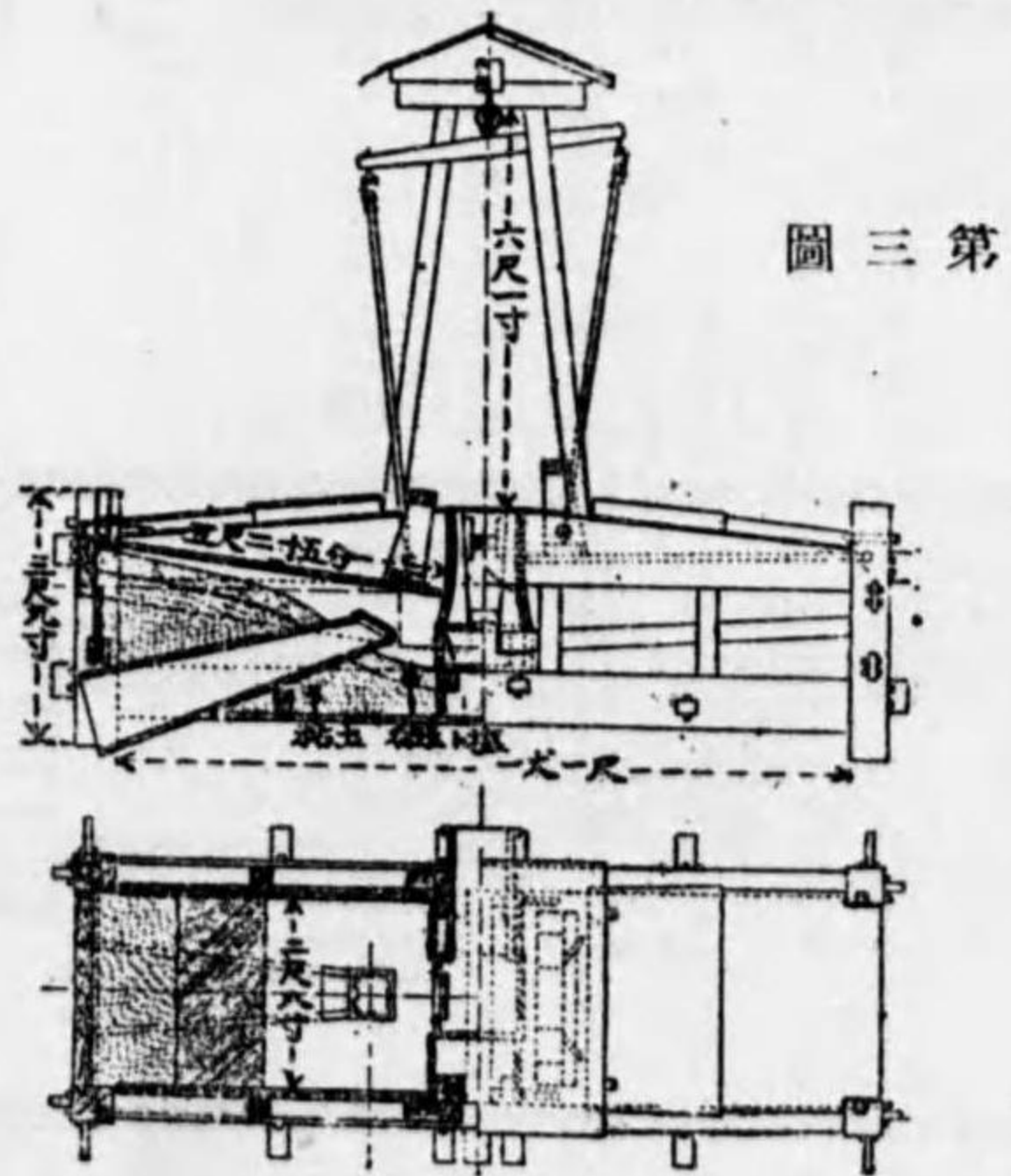
の目的によつて二種に分られ砂鐵より鉄鐵を吹分るものを銑押ツクサシと稱し砂鐵より直に鋼鐵を製造するものを銑押ツクサシと稱す。タ、ラは往古野ダタラと稱して野天に築爐して作業せるものであつたが後世には十間四方位の小屋を建てて其中に爐を築く事になつた。強度なる耐火煉瓦のなかりし古代に於ては鐘底と地盤との連絡に就て可なり苦心せるものゝ如く第一圖に示す如く地盤を深く(八尺一十尺)堀りて排水溝を造り爐底に當る部分横四尺長十四尺位深さ四尺位の間は多量の木材を燃焼せしめて木炭層を造り其上に爐を築くのである。タ、ラは横三尺三寸位長十尺位高さ四尺五寸内外の長方形であつ



圖一第



圖二第



圖三第

て横断面は朝顔形をなし底の幅員は六寸程ものである。第二圖に示す如く其長側面に相對して廿側内外の送風口あり之を「ホド」と言ひ別に設けたる送風機によりて空氣を送る仕掛となつて居る。タ、ラは白粘土と赤粘土を配合して築造され溶融點の餘りに高い粘土でも作業に支障を生じ、又餘りに溶融し易い粘土でも不可である。其中庸を得る必要があるので多年の經驗によつて適度の粘土を選択し配合する事になつて居る。タ、ラは銑押

なれば四晝夜、銑押なれば三晝夜で爐壁の下部が熔融して薄くなるから改築する必要がある。其一作業期間を一代と稱する即ち三晝夜乃至四晝夜を経て改築期が來ると之を破壊

して爐床下灰と稱する粉炭層の缺陷を補ふため薪を燃焼して生ずる粉炭を打固め其上に爐を改築する。一回の築爐に粘土約千貫を要し、爐床の木炭粉の補充及び爐の乾燥の爲に「焼灰木」と稱し、薪約千貫を要する、築爐人夫は一回に付定員十二人としてある。

送風機

タ、ラに送風する装置は「天秤」と稱する一種の輪であつて第三圖に示す如く恰かも天秤の如き形状をなし左右兩側に空氣を壓送する仕掛である「番子」と稱する職工が兩脚にて左右交番に踏みて風を送る装置になつて居る。此の天秤はタ、

ラの兩側に一基

づゝ備へ付けら

れ兩側面よりタ

ラに送風する

のである。番子

は一時間毎に交

替し晝夜を通じ

て六人を以て定

員として居る。

天秤は明治二十二年頃まで利用されたが運轉に凡て人力を要するを以て勢力を節約する爲に他の送風装置に代へらるゝ事になつた。天秤の代用として最初に試られたのは「トロンプ」と稱する装置であつて第四圖に示すが如く高き木管の中を水を落下せしめ上側部に穿ちたる空氣吸入口から空氣を吸入せしめ之を下部に設けたる水槽に集め水は側面より空氣は上部より分離せしめて送風管に導く仕掛になつて居る。

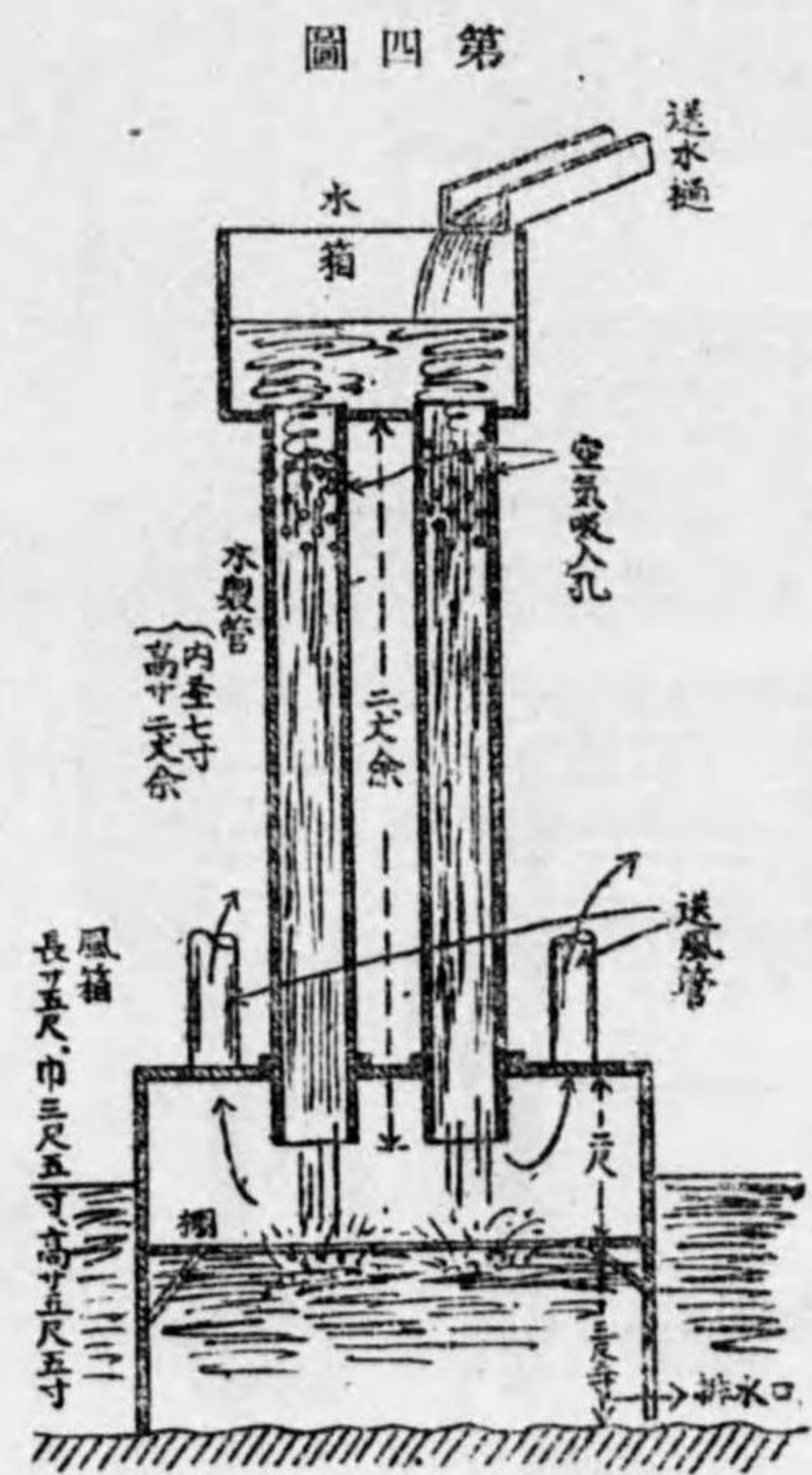


圖 四 第

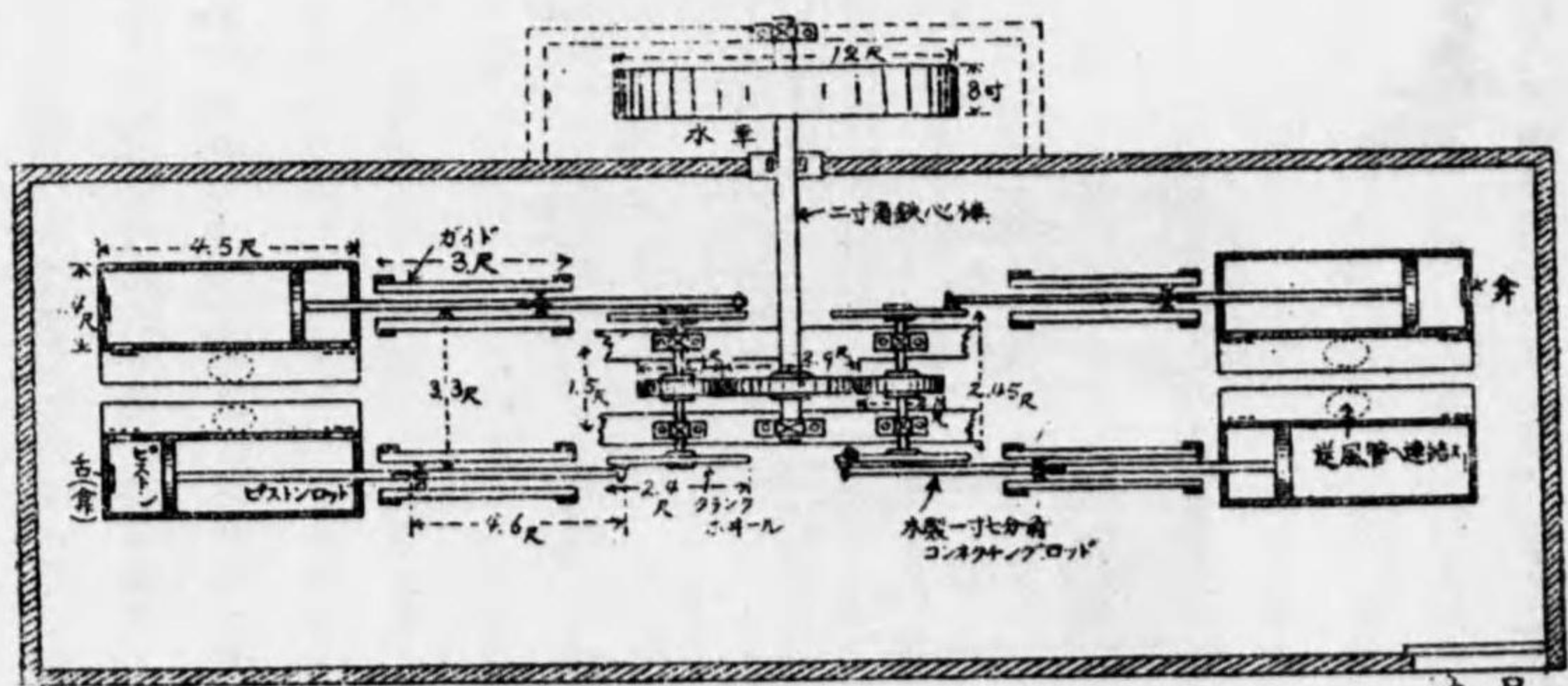


圖 五 第



中 業 作 吹 ラ、タ
(とゲラムはるて立てしに手を鋤に傍)
りな工職の業作鑛熔るす稱

之によつて全く從來の人力を省く事が出来た。其後第五圖の如く現今鍛冶工場にて使用さるゝ普通の輪の大型のもの四臺を水車にて運轉する方法を初めトロンプと並び行はる様になつた。
鉄鑛の製造 新にタ、ラを築造すれば最初木炭のみ装入し之に點火して兩側下部の給氣口より空氣を送入すれば爐内に木炭の燃焼を初め爐底に高熱を生じ爐頂よりは盛に一酸化炭素瓦斯を上昇するを以て之に點火して焔を發して燃焼せしむ。茲に於て爐頂よりは木炭と赤目砂鐵とを約三十分毎に装入して吹初めるのである。装入せる砂鐵と木炭は漸次下降し其間に砂鐵は還元し尙降るに従つて炭素を吸收し遂に送風口の附近最も高熱なる部分にて熔融して鉄鐵となる。又硅酸其他の不純物は鑛滓となつて同時に熔融し熔鉄の上に貯溜さる。

爐底の兩端中央部に穴を穿ち之より時々鑛滓を少量宛流出せしめ溶鐵は凡そ四時間毎に一方の口より流出せしめる。二目を火立と稱し爐底部の兩側が漸次熔融して廣くなるから中央流出口を閉ぢて兩側に二個の流出口を開く事になる。斯くして四晝夜吹續くと爐壁が段々薄くなるから終に破壊して改築することになるのである。而して爐底には鑛と稱し含炭量の少い鐵塊の若干が凝結して残留する。斯の如くして一代即ち四晝夜の得量は凡そ左の如きものである。

原料	砂	六千貫
	木炭	五千貫

製品	銑鐵	千五百貫
	鋸	百五十貫

銑鐵は凡て白銑であつて昔は其一部を鑄物原料として直に販賣し残りの大部分は鍊鐵の原料に供せらる。鋸は含有量が少なく且つ不同であるから此儘商品としての用途はなく全部鍊鐵の原料に供せらるのである。タ、ラは前述の通り古來より傳はりたる極めて不完全なる一種の溶鑛爐であつて現今の洋式溶鑛爐の如く熱風装置でないから爐内の溫度が洋式の様に高くならず従つて熔媒劑として石灰石を混入する事が出来ぬ。

洋式の溶鑛爐は原料鐵鑛に適當の石灰石を混合して裝入するから鑛石中の硅酸分は石灰と化合して鑛滓を構成し鐵鑛中の鐵分は全部銑鐵として回収するのであるがタ、ラは石灰石を混入する事が出来ぬから砂鐵中の硅酸は鐵と化合して鑛滓を構成しそれだけ鐵分の損失となる譯である。中國の製鐵業で洋鐵の爲に壓倒された一大原因は斯る理由で得率の不良なる爲に原價を高かくしむるに起因する。タ、ラで出来た銑鐵は熱度の低い爲に全部白銑鐵となり。鼠色銑の出来ぬのは止むを得ざる所である。

鋼鐵の製造 中國地方で出来る日本特有の鋼鐵は矢張りタ、ラで砂鐵を吹分ける際に直接に出来るものである。タ、ラの構造は銑鐵製造の場合と同様であつて原料が眞砂々鐵である。工程も銑押と略同様であるが稍異るのは爐の高さを銑押より低くして三尺五寸内外に止め送風口の勾配を急ならしめる。銑押は銑鐵を目的として吹くから可成爐床に出来る鐵を少くする事が肝要であるが鋼押(又は鐵押)の場合は反對であつて砂鐵が還元して炭素を吸収する量を一%—一・五%位の程度に止まる様に加減して吹くのである。斯る含有量の少い鐵塊は熔熱度が高いから爐内に於ては溶融状態に在らずして塊狀となる。

之を通稱鐵と稱するのである。吹立の初日は殆んど銑鐵ばかり出来るのであるが、二日目頃から斯の鐵が段々大きくなつて爐壁の溶融し去ると同時に其跡に擴がつて遂に三日目になれば爐床面全體に擴張され幅三尺長八尺厚さ一尺位の大鋼塊を形成する。茲に於て爐を破壊して此の鋼塊(鐵)を引出し冷却したる後機械仕掛の重錘を落して破碎し凡そ五寸立方位の不定形の鋼塊となす。斯の鋼塊は空氣に接觸せる部分が黒色に酸化し且つ性質が不純であるから此の外皮を手錘を以て打ち落し仕上とする。斯の如くにして得たる鋼塊の品質優良なるを折地と稱し下等のものを上鐵と稱する。昔は此儘にて賣出し鋼商人が更に之を一寸立方乃至二寸立方

位の小块に碎いて需用家に賣つたのであるが後年は山元にて小块に碎き其破断面の粒狀によつて肉眼鑑別をなし含有量の多少即ち硬度の等級及び品質の齊整なると不同あるものとを區別し凡そ十階級位に仕譯をして販賣したものである。茲に鍛押一代(三晝夜)に要する原料及び製品は大約左の如きものである。

原料	砂	四千八百貫
	木炭	三千七百貫
製品	折地	三百二十貫
	上鐵	七十貫
	粉鋼	六十五貫
	銑	六百二十貫
	歩鐵	百六十貫

歩鐵とは鐵に鑛滓の附着せるもので其儘商品とならず凡て鍊鐵の原料に供す以上の工程を経て造りたる鋼は左の成分を現はして居る(倭博士分析)

最上鋼	一、三三	〇、〇四	痕 蹟	〇、〇四	〇、〇〇六
炭 素		硅 素	滿 俺	燐	硫 黄

以上は販賣する最良質の鋼であるが炭素の量は鋼塊によつて不同を免れず之より炭素の少くして粘強きものあり又は之より炭素の多くして硬く脆きものあり。洋鋼の如く完全に溶融して造りたるものでないから炭素の不同は免れざるところである。故に各鋼塊の含炭量を其破断面によつて肉眼にて検査して略似たるものを撰別して仕譯をするのである。タ、ラを破壊して引出したる大鋼塊(鐵)を自然に冷却したるものを火鋼(商人間では千草鋼)と言ひ其破断面は白く金屬光を放つて居る。又右の大鋼塊を水中に投じて急冷せしめたるものを水鋼(商人間では出羽鋼)と言ひ其破断面は僅に茶褐色を帯びて居る。化學成分には何等變はる所はないが取

引の習慣によつて二種の鋼を作つたものである。斯の如くして造られたる鋼は此儘では炭素の量が尙不同であり且つ炭素の量が多過ぎるから實際使用するまでには今一度精錬する必要がある。其方法は此の小鋼塊を火窪にて灼熱し之を鍛錬しては折曲げ又灼熱しては鍛錬する事數回に及び其間に過剰の炭素は脱却して脆くなく軟弱にもならず適度の硬度を得且つ鋼の品質が略一定する事になるのである。斯の作業は當地の製鐵工場では行はず一旦商人の手を経て需要家直接に行ふ事もあるが播州三木町に於ては特に此の技術が発達して同地には鍛錬せるものを「鍛鋼」と稱して全國の商人に販賣したものである。眞砂々鐵は前述せる如く有害物たる銅を含まず硫黄及び燐の含有量が微量であるから其製品たる鋼の品質が優良となり此特色は刃物や刀剣材料として優秀なるのみならず明治以後は陸海軍工廠の特種鋼の原料として賞用されたものである。

低磷鉄鋼の製造 低磷鉄鋼の製造を開始せしは明治四十一年頃である。日清日露の兩役後より物價勞銀の漸騰する傾向となり鋼の製造原價も從つて高くなり益々輸入鋼に壓迫せられる事になつた折角純良無比の眞砂々鐵を産出したが此儘に自然の成行に任せば遂に廢業の止を得ざる形成となつたから當時郡内唯一の製鐵業者近藤家にては之を惜みて研究せる結果當時瑞典國より輸入せる低磷鉄鋼の代用品を製造する事に着眼された。瑞典は世界に有名なる純良鐵礦を産出し之を木炭にて精鍊したる鉄鐵は燐及び硫黄の含有少き優良品なる爲全世界の特種鋼材料として歓迎されたものである。恰かも日野郡産出の眞砂々鐵は其純良の度が瑞典の良鐵に酷似して居るから之を原料として鉄鐵を吹けば瑞典産低磷鉄鋼の代用品となるべき自信を以て實際的の吹方及び計算に就て研究を初め明治四十一年初めて製品を市場に出すになつたが何事業でも初めて世に出でて其眞價を世に知らるゝは容易でなく以來販路の開拓に努め大正三年に至つて初めて從來の鋼押のタ、ヲを全部低磷鉄鋼の製造に變更する事になつた。低磷鉄鋼の製造法は大體普通の鉄押のタ、ヲと大體なく作業法として異なるは常に鹽基性の鐵滓を熔鉄の上に溜めて上部より滴下する熔鉄をして此の鐵滓層を濾過せしめ此所にて若干の脱磷の目的を遂ぐる様に仕掛けられて居る。又熔鉄は成る可く長時間爐底に蓄溜せしめて品質を均等ならしめたる上出鉄し砂型に鑄込むのである。低磷鉄鋼の品質は大體左の如きものである。

炭 素	三、七	硅 素	〇、一〇	磷	〇、〇一五	硫 黄	〇、〇〇五	銅	ナシ
-----	-----	-----	------	---	-------	-----	-------	---	----

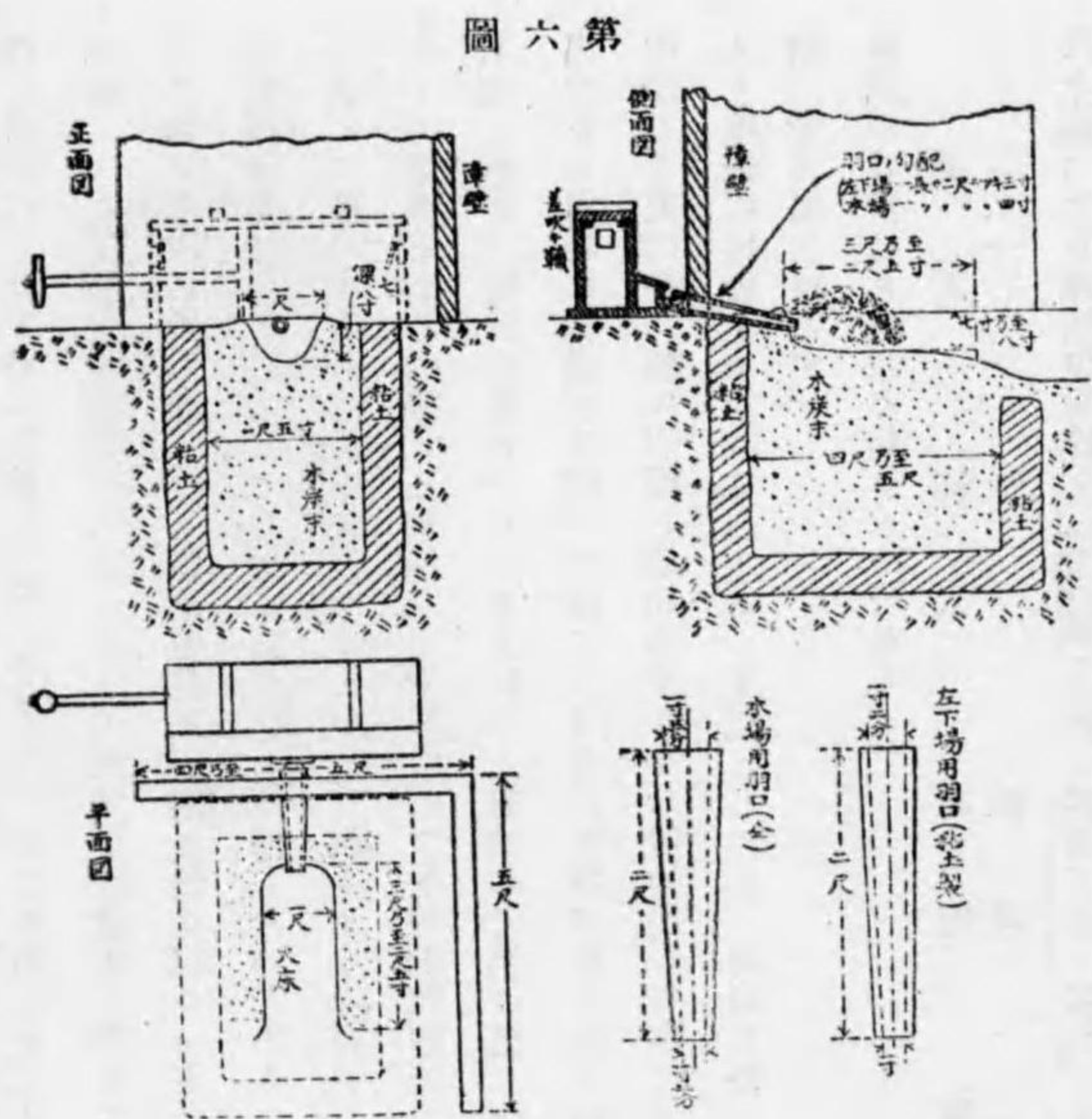
低磷鉄鋼一代(四晝夜)に對する原料及び製品は大體左の如きものである。

原料	砂 鐵	七千五百貫	製品	低磷鉄	二千貫
	木 炭	五千六百貫		歩 鋸	二百十貫

歩鋸とは鋸に鐵滓の附着せるものであつて鍊鐵の原料に供す。

タ、ヲの仕事即ち熔鐵作業は夏季は空氣中の濕氣多くして成績不良なる爲大抵夏季は休み秋冷の候より翌春に至る間を通じて工場にて五六十代の作業をなす。

四、鍊鐵の製造 鍊鐵の製造は鉄鐵及び鋸を原料とし「火窪」と稱する特種の火床で小炭を燃料として灼熱し脱炭作業を行ふのである。此の精鍊作業は「左下場」「本場」と稱する二工程を経て完全なる脱炭作業を行ふ。(上圖)



碎き適當の小塊となし次の本場作業に移すのである。左下場に於ては鉄鐵の全炭素量三・五%の中約三分の二を脱却せしめ炭素の

残量が約一・五%内外となる。其分量が恰かも録の炭素量と略等しい程度のものとなる。左下場に於ける作業中鐵の損失は五%内外に過ぎぬ。左下場の作業を「銑を下げる」と言ひ其職工を「左下」と言ふ。

本場 左下場と略同様な火窟であつて爐床下は溝渠を築きて地下水を他に導き其上を木炭粉を詰めて大地との絶縁をなす。圖に示す如く火窟は長方形をなし粘土を以て周圍を築き横の一方より粘土にて造りたる羽口を据へて送風機に連絡せしむ。

送風機は昔は木製の輪にて人力を以て之を運轉したのであるが明治廿四年の頃水車にて運轉し人力を省く事になつた。作業法は左下場にて豫め脱炭せる左下鐵及びタ、ラにて副生する鐵若干を加へて一回の裝量約八貫となし之を火窟の風先に積み小炭をかけ點火して送風を初め灼熱する事約三十分間にして半熔融状態となり炭素は脱却されて鍊鐵塊となる。斯る精鍊作業を行ふ職工を「大工」と稱す。脱炭の機熟すれば大工は之を鐵箱にて挟み出し金床の上に載せて四人の「手子」に鐵鏈を以て交番に打たしめ鐵滓を振出すると同時に約横五寸縦一尺厚さ二寸位の形狀に作り縦に切斷して二個となす。之を「左下」と稱する職工の手にて右の火窟にて灼熱して更に各二個に切斷し結局四片となし尙灼熱して鏈にて延す事四回にて小割又は丸延と稱する鍊鐵に仕上るのである。銑鐵より鍊鐵に精鍊する作業は以上を一工程として約一時間を要し一日に八工程乃至十工程を行ふ。而して銑鐵より鍊鐵の歩留りは六割二分五厘を法とす。

鍊鐵の成分は大體左の如きものである。

炭	素	矽	素	滿	俺	燐	硫	黄	銅
〇・一〇				痕	蹟	〇・〇八	〇・〇一		ナシ

以上述べたる鍊鐵作業場を「鍛冶屋」と稱し製鐵工場一個所に就て普通は二軒の鍛冶屋を屬せしむ。故に製鐵工場一個所（二軒の鍛冶屋）にて一日に消費する原料及び製品は

原料	製鐵及び銑	百六十貫	製品	鍊鐵	百貫
小炭		二百五十貫			

左に本郡鉄山業の大勢を知るべき材料として、地方に覇たる鉄山業者近藤家の鉄山林の分布状況を表しせん。

近藤家所有の丸持及び共有にかゝる鉄山林の名稱及び面積は凡そ左の如し。之等鐵山林を循環伐採して郡内に常に七八ヶ所の製鐵工場を經營せり。

所在地	山林名稱	公簿反別	所有區分
根 雨	板井原	内 井 谷 四八、〇二〇一	共 有
同	同	大井谷西畑 一一八、二八二三	同
同	同	大 井 谷 一〇六、三五一五	同
同	秋 繩	葛 畑 二七、一五一八	丸 持
黒 坂	小河内	神戶存瀬山 六六、一四〇〇	同
	中 畑	都 合 谷 二七二、二七〇九	共 有
	福 長	井 ノ 原 二九三、二〇一五	同
	中 畑	堀 尾 五七、四六二六	丸 持
	福 長	柴 ノ 木 二六、八七〇一	共 有
	上 菅	人 向 山 一〇八、一〇一九	同
	同	持 ケ 瀧 一一八、六八一九	同
石 見	花 口	長 者 原 一一五、六三〇〇	同
日 野 上	霞	板井井谷山 二五八、三五〇〇	同
多 里	新 屋	野 組 山 五〇二、五一一八	同
同	同	ツ タ 谷 三三〇、四四二五	同

同	間賀奥	一四〇、〇〇〇	同
同	上代山	八六、五六二〇	同
同	一ノ貝山	七一、一三〇五	共有
同	懸橋茅谷	八四、一四〇〇	丸持
舟越	豆ヶ原山	二六、五六〇八	同
武庫	田浪野土路	一、三七一、一九二〇	同
神奈川	新庄		

二、制度及鐵買賣 貞享元祿の比より藩直營のお手山なるものあり。(後出、久代家記録)所謂官營鐵工業なり。又鐵問屋なるものあり。賣買運搬の衝にあたりしこと花口田邊家文書に見ゆ。(史料後出)天保以前より安政以後にかけて、本郡に鉄山取締役なるもの設けられ、奥部は大宮村段塚家これにあたり。(傳記部史料部参照)口部は緒形家、近藤家これが衝にあたりたるもの、如し。これより先、安永九年九月より天明七年迄九七年間鉄座を設けられ地方取引を差止められたるを以て、鉄價下落し、本郡民の困難一方ならざりしより割金屋庄兵衛、大宮村三郎兵衛の二人、江戸に出て、これが廢止を請願し、願意達せられたることあり。左に生田家文書全文を掲ぐ。

大阪鐵座設立

(生田家文書)

安永九年九月從公儀攝州大阪に鐵座被仰付諸國右座方へ爲登鐵鋼仕り座外諸國一統に浦々津々何國にても外賣買御差留被爲成鐵鋼直段不景氣に相成日野郡中鐵山地方大困窮鐵山も減り大難途に付御郡中地拂所百五拾四箇村之願爲惣代黒坂方わりかね屋庄兵衛印賀大宮村三郎兵衛兩人天明七年未の正月六日出立大阪に登り米子御屋敷御藏元へ御伺ひ并他國之同様之願人大阪にて申合せ四月十二日大阪方發足江戸表へ罷出因藩御屋敷にて御伺取次を以公儀御勘定所へ再三罷出歎願書差上井口上申上候處首尾能く御取上に相成追而被仰出旨を以先歸村被爲仰付同八月晦日右兩人無難歸着申候に付入用銀九貫目郡中頭立候徳人并其節鐵山師に割合殘

四貫目郡中の内地拂所百五十四箇村へ割合差上相濟申候然る所同九月二十五日限り大阪鐵座廢止被爲仰出郡村満足致す。本郡内の製鉄業は徳川時代に於て、大阪との取引尤も盛にして、主として阿毘縁、大宮、黒坂、根雨等の商人、常に往復して販路の擴張につとめたり。(これによりて大阪文化の我郡に導かれたるもの少からず。現にそれらの村々が文化に於て他に優るものあるは、鉄商業を介して入り來れる文化影響によるもの多きが如し。)今左に當時の史料二三を掲げて、その一斑を窺ふこととせん。

日野鐵江戸廻し

(日野郡野史)

享保の頃より明和時代迄鐵鋼大阪にて不景氣なりしか安永天明の頃直段上り大阪にて鐵壹駄貳拾七貫入代銀百三十目にも賣行きしが寛文より文化の頃に再び不景氣となり鐵壹駄代銀百目乃至九拾目位に下落し尙追々不景氣なりしかば大阪問屋申合直段を仰ふる趣あれば以來鐵類大阪廻しを止め江戸廻しにせんと黒坂緒形長藏氏は根雨松田屋と相談し兩人文化十三年四月三十日出發江戸表に罷出て種々相願首尾よく願の通り御聞届を得て同八月二十三日無難に歸村相成候(生田家記録)

(日野郡野史)

文政の鉄鐵

印賀宿青戸孫左衛門氏製造の鉄鐵大阪にて賣價同家の記録に左の通りあり
 一文政十一年九月二十五日笹屋五郎兵衛に賣却の鉄一駄貳拾七貫入代銀三十七匁
 一同十二年四月九日虎屋郡兵衛に賣却上等鐵一駄(小割貳束)代銀貳百拾一匁五分

左に掲ぐるは現今の登録商標又は廣告にも比すべく製鋼荷造に貼付せる説明書也

- 壹番 近年者私名目ヲ出シ紛敷贋鐵多御座候尤是迄甲エ印ニ而 伯州印賀
- 二●●印 入ニ而仕出し仕候間名目差札印に能々御吟味の上御求め 福市屋
- 可被下候様奉願上候 孫左衛門

從巳丑四月

極印入大工宮吉則

相改小割本數廿本より廿壹本入ニ差出シ申候間分而御吟味奉願上候以上 (註縦一尺二寸横四寸餘木版)

嘉永の煉鐵價

(野史二二所載)

印度宿青砥孫左衛門製造の煉阪大阪にて賣價同家の記録に左の通り。

一嘉永二年十二月七日伊丹屋十郎兵衛に賣却の上等鐵一駄(小割一束)代銀百九十六匁

一同五年二月十八日同代銀百五拾七匁五分

一同六年十二月十日同代銀百七拾四匁

慶應二年印賀青砥孫左衛門鐵山融通會所出銀座拜命

三、鐵山に關するその他の史料 鐵山は實に本郡發達史上の權輿なるを以て、該業に關する史料を一括して、此に掲載すること、せり。その内より鐵山取締に關する役義の外植物方などいへる産業上の役人名も見ゆれば、産業史上特に注意するを要す。

番子歌 (番子とは昔製鐵場の送風器「天秤」と稱する足踏輪を動かす) (勞働者にて兩脚交番に器械を踏みて番子歌を唄ふ)

一た、ら内では金屋子神、お宮か、りを見れば美しい金の御幣が舞ひ遊ぶ、金の御幣が舞ひ遊ぶなら

金はもろく、泉湧く (金屋子神とは鐵山の守護神にして、金山彦命) (西比田に本社あり)を祀る神社部参照

一今朝のこもりの錢釜の内、鹽と御幣で淨めて、鹽と御幣で淨めたなら、けがれ不淨もありやすまい、種をつけます追種を (編者曰、種とは砂鐵の事なり)

一炭がよいかこがねがよいか、千駄萬駄のかね吹出して、むらげ様ともいはれたから

一むらげ様とはごなたの事か、いけばたらの右座敷、左座敷ではかね涌かない、四本柱のどこのうち吹子値段(久代年來記に寶永三年八月一日よりとして記述)

吹子値段上り相定申由大阪吹子屋助右衛門三衛門より申來候

大四尺五寸 尺高壹挺 代八十五匁

四尺三寸 大尺高壹挺 代九十匁

四屋三寸 幅廣尺高壹挺 代九十五匁

鐵山間銀 (註 經濟參照)

元祿十四年 三月拂御値段 鐵山間銀 拾匁四分一厘六毛六七

同 六月拂同 拾匁部分一厘六毛六六

同 十五年 三月拂同 拾匁四分二厘

同 六月拂同 拾匁四分一厘七毛

同 十六年 三月拂同 拾匁四分一厘七毛

同 六月拂同 拾匁四分一厘六毛七

寶永元年 三月拂同 拾匁四分一厘七毛

同 六月拂同 拾匁四分一厘九毛四

同 二年 三月拂同 拾匁四分一厘三毛九九

同 六月拂同 拾匁四分一厘六毛三

同 三年 三月拂同 拾匁四分一厘六毛七

同 六月拂同 拾匁四分一厘七毛

寶永四年

三月拂同

同

拾分四分一厘六毛六六

六月拂同

同

拾分三分一厘二毛

〔藩營鐵山 銀納第一の品として因藩の金庫なりし我郡製鐵は、お手山と稱し官營せし事前節の如し

阿太上の御鐵山 (霞久代家年來記) (註此地山中に大鐵山趾及金屋子社趾存す)

小原御鐵山 貞享五年戊辰七月二十三日歌上村鐵山(註今阿太上)御証文、御郡代津田監物樞より被爲成下候 元祿二年己巳七

月十九日小原村鐵山被爲成下証文御郡代津田監物樞より頂載仕候

全郡鐵山御手山趾(同上) 元祿七年甲戌十一月十三日より日野郡鐵山御手山に被爲仰付候御奉行は三宅孫四郎樞御勤被遊候

阿太上お手山 (日野郡野史十四所載)

元祿八年乙亥四月十五日に御郡奉行中野又左衛門様吉村甚左衛門様より歌上村(編者曰阿太上)被爲成埒明中旨御証文爲成下候子細

は日野郡鐵山御手山に被爲仰付候砌に御鐵山奉行三宅孫四郎様より談示に如此候

お手山廢止 (註藩營が民業に不利なりしより陳情せしに依るらし)

元祿十一年八月より日野御手山御止被爲成候(久代家年來記)

註阿太上は所謂印賀の地にして本郡鋼の本場にして、古來いかに重要な地歩を占めたるものなるかを知るに足らん。

〔蔚堂譚叢〕といへる刀劍に關する著書中の一節に鋼の産出地と鋼の質と題して次の如く記せり。

東山道	出羽國	餅鐵 (但し銃の類)
山陰道	伯耆國	印賀鋼
	出雲國	出雲鋼
	石見國	出羽鋼

右の中で出羽鋼といふのと、印賀鋼といふのが、最も良い鋼で、之を鋼の王と擬治は稱へて居る。實は出羽鋼は剛く、印賀鋼は溫和で、共に良いといはれてゐるが、出羽鋼は甲位を占め、印賀鋼は乙位にあるといふことである。

編者曰印賀鋼と稱するは、所謂山の上地方一帯に産する鋼を總稱するものにて、以て如何に此地方の鐵が刀劍界に重視されてゐるかを知らるべし。現に我皇太子殿下立太子の御劍も大阪の刀工月山が、伯州鋼(山ノ上産)を以て鍛へたるもの、又同姫子女王殿下の御守刀も實に阿毘綠産の伯州鋼を用ひたまひしと承るこそ畏けれ。

觀伯耆國鐵鑛山の鑛歌 (元治元年四月)

草薙の御神劍の蹟、處々しき神山、鳥髪トリカミの山なみつける、をちこちに眞金ふくとふ、其を見ると吾立くれば、しみさふる樹立の奥の、小笹原假庵作り、打羽ふき羽ふきの音は、飛ぶ鳥の翅をどろき、打きたふ槌のひびきは、八重山の樹靈かしこみ、あやしくもいそはく業か、素葦鳴の神の御代より、彌繼ヤシにいつぎ出来る、うまし此眞金荒金、こゝだくのつるぎのたちと、なりいでしかやくみたま、益荒雄の臣の武雄等、水に入り火に入るべく、國のため盡す心の、まこゝろにたぐはんものぞ、さへづるやから人かまけ、日の本の名にをふ件と、いにしへゆつたへづがすや、しかれこそ今も貴き、大八州いづこはあれど、國柄と湧きわづる、茜アヲさす日野八重山の、荒金の眞金のきたひ、うべとよろしも。

編者曰、こは有名な國學者門脇重綾翁が實地につきて詠歎のあまりうたへる歌にて、炬の如き史眼に映ぜるわが日野郡の製鐵業が、神代の昔に、夙くも開けたることを証するに足る。

因幡三大人の歌

眞金ふく、火のほかによひ山の際ノに匂へる雲や紅葉なるらん

鐵 山

山つみのまつるみつぎとあらをらがいそはくおとのまたも開ゆる

鐵 山

高山の末のいほりや眞金ふく木立のおくのけふりならまし

編者曰、小谷古蔭、飯田年平は重綾と共に同時の碩學にして和歌に長ず。元治元年藩命により伯耆志著さん爲め、來郡せる時詠める所、その盛況に驚異の眼を見はれるかを窺ふに足る。(沿革部参照)

大宮村段塚家は實に本郡製鉄業家として將た功勞者として近藤家と比肩すべきものに左に掲ぐる史料は直右衛門が二十年間鉄山手代又は締役として紛骨碎身せし事蹟と制度の一斑を語るものなり。

一筆申入候然者其方儀鐵山所構分ヶ左之通被 仰付候間右様可被相心得候右爲可申入如此之候恐々謹言

(安政三年)五月十日

神戸大助

直方花押

段塚直右衛門殿

上阿比綠村	下阿比綠村	磯波村	大菅村	矢原村	細屋村
大内谷村	佐木谷村	間谷村	小濁村	大戸村	狩屋原村
下多田村	尾郷村	二部村	見田村	葉侶村	狩場村
阿太上村	影村	山裏村	大原村	鐵穴内村	日谷村
坊村	小雀村	水谷村	新屋村	野組村	多里宿
中園村	萩原村	上萩山村	湯谷村	河本村	西村
川上村	矢戸村	大森村	東村	村尾村	法道寺村
糠ノ庄村	霞村	櫻子村	小原村	生山村	下石見村
塚原村	無坂村	白谷村	立石村	神戸村	飛時原村
中野村	宮田村	井原村	高代村	上坂村	大坂村
友廣村	郡家村	宗金村	是次村	銀座村	月瀬村
駒崎村	下道場村	山根村	神戸上村	石原村	大原村
花口村	畑村	上菅村	中菅村	黒坂村	横手村
久住村	小河内村	橋原村	井原村	漆原村	吉延村

印賀原村	粟谷村	本山村	菅澤村	大宮村	榎垣内村
寶谷村	折渡村				

阿比綠山林三ツ分け証文

阿比綠村大松田屋木下孫四郎後に彦兵衛と改め夫より代々彦兵衛元尼子家の臣なりしが富田落城の後一ト先備中ニ退去し慶長年間從弟法橋太郎右衛門同又右衛門兩人の先代三人同道豫て阿比綠村を領せし尼子の家臣小林右近を尋ね來り其時小林氏ハ上阿比綠村山林村の所有權あれば之ニ鐵拾六駄を與へ山林悉皆を譲り受け其後便宜により三人協議し山林に境を立て三ツ分けニしたり之を阿比綠山三ツ分け証文と云へり今法橋周三郎所蔵す其文左の如し

上阿比綠村山三ツ分之事

- 一天堤右之方小はけらおんじは大鐵穴井手口下の上は堤ヶ谷出口左右之下無切
- 一堤ヶ谷境出口の左右之上無切頭ハ雲州境切左の頭ハ小鐵峠くるひ山のぎんば切是壹分
- 一くるひ山境はたかり山の上の上無切小鐵峠迄無抜目此壹分
- 一與三左衛門炭出口左右之上無切無抜目
- 一同無頭谷出口の左右之上無切無抜目
- 一同大板谷出口の左右之上無切無抜目
- メ三谷分也
- 又右衛門分
- 一すべり岩境右之方ハはたかり山上ミの上無切より水榎山の川の渡りの小下無切そらハさこ切り
- 一同奥山境奥ハ貳ツ立境二松峠の下たの谷の右の上無切ひなハ南向き下無切下たハ大板谷の上ミの上無切是壹分
- 一水榎山川の渡りの小下無切より二松峠の右之上無切迄左の方無抜目又右之方ハ無頭の上無切より大板谷の出口の右之上無切無抜目是壹分

- 一小谷境深塔越の道の向の孫兵衛古鐵穴のはけら切頭へ炭床なしの出口の右之そ禰切是壹分 又 右 衛 門 分
- 一同谷左の方深塔越の通より炭床なし谷の水くみ場の左右のそ禰切是壹分 太 郎 兵 衛 分
- 一同谷頭炭床なしの谷の水くみ場の左右のそ禰切大畑谷のきんば境先の塔迄無抜目は壹分 彦 兵 衛 分
- 一みどり山境上ミ緑屋峠切万歳谷の上ミのそ禰切 太 郎 右 衛 門 分
- 一同奥緑屋境大ぬま口の太郎右衛門釜の左右のそ禰切おんじひな共無抜目は壹分 又 右 衛 門 分
- 一同万歳谷の上のそ禰より奥へ大ぬまの太郎右衛門釜の左右のそ禰切はつかまり谷の下のそ禰切是壹分 又 右 衛 門 分
- 一同才の峠の通よりつかまれ谷のそ禰迄 同奥みどり屋せばとの左右のそ禰切雲州境迄無抜目は壹分 彦 兵 衛 分
- 一内林釜ヶ谷の下のそ禰より大鐵穴井手口の小そ禰迄 彦 兵 衛 分
- 一同宮の谷たきより小谷せばと迄 又 右 衛 門 分
- 一同緑屋才の峠道よりいけのさこ上ミのそ禰迄 仁 右 衛 門 分
- 右へ上阿毘縁山又右衛彦兵衛太郎右衛門三人に分け書物如此候

慶安四年二月二十六日に分け

此書物先年三人三本に住所貳本すたり見へ不申ニ付むかし又右衛門壹本書物を見又先祖言傳を以て是を書也

寶永四年亥の六月十七日

前々彦兵衛孫 彦 兵 衛

鐵 山 賣 買

我日野郡鉄山の鉄山林は安永の比より近藤家木下家が漸次勢力を得其後曾て榮わたる生山段塚黒坂緒形兩家が衰運に向ふと共に次第に主として近藤木下兩家に統一さるゝに至りしものゝ如し。今其史料

の二三を採録せん。

文化三年此年村方鉄山所四十二目備後屋八郎治(註曰近藤家)賣大倉山別に拾九目五百目賣(花口田邊年々書留覺帳)

同六年此年上鉄山所備後屋八郎治へ賣(同)

同九年此年尙村鉄山所緒形へ賣代五十五目(同)

天保十四年此年上鑪山生木賣代銀七十一目買主根雨宿盛三郎也

鐵 問 屋 (田邊家年々書留覺帳)

貞享三年此年當村馬次之儀一統相願則鉄問屋庄屋善左衛門被仰付大庄屋花口村久兵衛役中御郡奉行本部與右衛門様

寶曆十二年九月より小割鉄大阪にて百廿目位に成當村請所申立問屋株十一月彌左衛門願取

同十三年清國彌左衛門家及繼生木三十夜下石見左二左衛門と畑十郎左衛門鉄山いたし

同十四年備中井原伊之助銀主にて三十三夜彌七郎鉄山いたし云々

明和二年二月鉄問屋此方に被仰付(註田邊家)

文政七年此年三月當村鉄問屋此方へ被仰付候

(參考農業部に引用せる鹽問屋また此種の機關ならん)

黒坂村の内久住山証文抄録亦参考とすべし。沿革部に載せられたばついて見るべし。

御巡見案内の手帳(延享三年の分)記載(大山領を除く)

爐 十九箇所 鍛冶屋二十八軒

タ、ラ運上銀一貫八百二十目

カヂヤ運上銀一メ五百目

編者曰、寛延、寶曆、寛政、天保の手帳にこの記載なし

高い山から近藤様見ればたゞらちやが四十五箇所

天保十五年鐵山、(川舟工事出銀扣による)

久谷山、花口山、久住山、上代山、奥渡山、神屋山、西畑山、舟場山、△段山、金ヶ谷山、金山 間地山、舟越山、奥山

以上十四ヶ所

享和元年十月、全都踏鞴鍛冶屋

銚二万八千三百五拾駄 但銚二拾一ヶ所

年中平シ四十五代吹、一代平シ三拾駄

鋼千六百八拾駄 但鋼押銚十五ヶ所

壹代貳拾半ヲ積リ

鐵一万二千八百駄但鍛冶屋三十二軒一軒ニ付年中平シ四百駄

松 尾 家記録

享和元西十月改 (註杉原委員採録のもの、出所不明、多少の相違あれば参考として掲ぐ)

一鐵貳拾壹ヶ所

吹銚貳萬八千三百五十駄

但年中平四十五代吹

一代平三十駄

内

一千六百八十駄 鋼

但鋼押ノ鐵十五ヶ所

壹代貳駄半ノ積

一壹万六千六百七十駄 銚

一鍛冶屋三十二軒

出来鐵

一万貳千八百駄

一軒ニ付年中平シ四百駄

定 (註本文書は當時の事情を知るに尤も重要なり。精讀を要す。)

日野郡出鐵大阪表間屋江賣渡來候處鐵直段追々引落鐵山師共必至致難溢出鐵高減少夫々稼之ものも渡世差支郡之一統困窮におよひ御貢物御上納も差支可申程之時合ニ至郡役人共甚以致心配依之鐵賣捌方御趣向御立被爲下候様近來ひたすら相願候趣相場物ニ付時勢ニ依而高下有之義ハ被爲成方も無之候得共畢竟大阪表間屋共人氣惡敷高利貪リ不實意之振舞相問候條御縁合難被成御時節格別之御評議を以爲御郡中御救江戶廻鐵御趣向御立被成大數之仕入内貸銀拜借被仰付左之通御仕法御定被爲下候之間一統和順第一ニシテ追々盛山鐵高相増候様可致候然ル上ハ心得違我儘之働致シ候者有之候へハ早速御取糺ノ上急度被 仰付品有之事

一小割鐵貳萬束

一鋼七百束

右江戸表當時廻鐵高銚之義者直段引合ニ依リ相廻候事

⊕ 甲 一 [上 甲 一]

- 右二品ハ江戸表間屋好ニ付致外賣中間敷事
- 一 江戸廻鐵之外殘鐵賣拂之義北國四國九州之外賣拂相成不申事
- 一 山元取締役緒形長藏段塚五助 被仰付候間万事承合請差圖可申事
- 一 見改役并締役鍛冶屋場所相廻出來鐵束數相改仕切當人江相渡置候事
- 但締役ハ伯之字燒印相渡置候ニ付差札ニ右燒印致シ候事
- 一 目付役致巡行仕切手形鐵束數引合内貸銀高致與書候間右手形ニ當人証文添締役へ差出銀札請取可申事
- 一 鐵荷當人ヨリ米子迄差出シ候上締役請取船積ニシテ兵庫世話役高田屋嘉藏へ締役ヨリ送差添相廻候事
- 但運賃并同所ニ而鐵包仕立直繩莖其外諸雜用荷主作廻之事
- 一 右荷物兵庫ヨリ船積ニシテ高田屋嘉藏ヨリ江戸廻船間屋中西佐五左衛門へ送り差添相廻致着岸候節御屋敷御役人江佐五左衛門ヨリ申達候へハ御役人立會荷數相改問屋藏入致サセ連印之預手形取置候事
- 但鐵賣捌候節代金之内ニ而運賃并証人石橋彌兵衛爲口鐵壹束ニ付五分其外諸雜用引取候事
- 一 鐵值段仕切四月十月中兩度ニ定置此直段六ヶ月宛相用ひ候事
- 但其節御郡中ニ而締役始功者之者時宜に従ひ致出府候事
- 一 鐵賣捌之義着岸之日ヨリ六ヶ月限代金御屋敷へ致上納候議定之事
- 一 鐵代金致上納候へハ爲替手形江戸御屋敷御役人ヨリ大阪御屋敷御役人へ相廻大阪御役人ヨリ在御役所へ相廻候事
- 但大阪ヨリ鳥取迄駄賃其外諸雜用荷主ヨリ差出候
- 一 金子在御役所へ到着候へハ内貸銀札ヲ金子ニテ引取引目録ヲ以殘金締役へ御渡被成候事
- 但金一兩ヲ六拾目トシテ御引取被成候事

- 一 難波船有之節ハ内貸銀鐵山師とも一統引請上納之事
- 但廻鐵一駄ニ付除銀貳匁宛臨時爲手當御役所へ御預置被成候間代金御渡シ被成候節御引取被成候事
- 一 締役ヨリ兵庫廻船御兩國之内浦々ニテ雇入候船頭名前可申達候御船手へ申廻候へハ米子川口御番所ニテ船并道具等相改荷物同様入念取扱候様船頭へ申渡候事
- 一 頭取役山元致巡行風儀不宜儀及見候節ハ承札可申間我意ヲ立テザル様可申談事
- 一 内貸御銀札場へ上納之義ハ十月限トシテ其餘相延候へハ一ヶ月一步之加利息致上納候事
- 右之趣堅可相守もの也 (文化十三年子九月日)

段塚文警三

日野郡御改正方并鐵山締役兼

段塚直右衛門

其方儀鐵山締役以來當年迄拾八年手代役以來者引續三拾年無懈怠相勤去ル卯年ヨリ田畑宛口調之御用向致出精諸帳而無手後仕立差出其上江戸表大地震之節御屋敷御破損之趣及傳承金拾兩差上候儀も有之ニ付格別其方一代限苗字帶刀被成御免候

安政五年午四月十八日御請

日野郡鐵山締役並地方締役兼

段塚直右衛門

其方儀御改正之御用筋出精相勤候様被 仰付候事

安政二年四月廿九日御請

日野郡鐵山方締役地方締役兼帶

段塚直右衛門

其方儀此度地方締役被成御免御改正方被 仰付植物方兼帶直觸被 仰付依之勤中米七石被遺勤方別紙兩面之通被仰付候間御改正向之御用筋者勿論御郡中御締合別而心を付精相勤候様仰付候事

但鐵山方締役其儘兼帶相勤候様

安政二年四月廿九日御請

鐵類預所

慶應二年鐵類預所を置かれたり左の如き指令あり。その配置等未詳なれども左にその文書を掲ぐ。(印賀青砥家文書)

奥日野大宮村 青砥直太郎

右者鐵類預所被 仰付候間小手前鐵師共より操出し候者束數等嚴重見改之上境會所並之爲替金貸渡し毎束ニ指札致し融通會所御用爲御替付鐵と認送りを付即刻送り出し可申勿論宿々問屋共手前江滯不申様兼而欄數申渡し早速境村江操出し可申候送り入用銀者爲替金貸渡し候節ニ請取置可申候

但鐵類送り出し候上者辨利次第節々境會所江代人に而も差出し候元帳と出鐵と引合爲替元金請取可申夫迄之利息藏數等は境會所並荷主より請取可申事

口日野郡根雨宿 近藤平右衛門

右者鐵類預所被 仰付候間小手前鐵師共ヨリ操出し候者束數等嚴重見改之上境會所並ニ爲替金貸渡し毎束ニ指札致し融通會所御用爲御替附鐵と認送りを付即刻送り出し可申勿論宿々問屋共手前江滯不申様兼而欄數申渡し早速境村之操出可申候送り出し入用銀ハ爲替金貸渡し候節に請取置可申事

但鐵類送出し候上ハ辨利次第節々境會所へ代人にても差出し送候元帳と出鐵と引合爲替元金請取可申夫迄の利息藏數等ハ境會所並荷主より請取可申事

奥日野郡大宮村 青砥孫左衛門

其方儀此度鐵山融通會所出銀座被 仰付候

奥日野郡大宮村鐵山融通會所出銀座

慶應二年

青砥孫左衛門

其方儀此度農會組頭被 仰付候

但勤向之儀者懸り御役人被 仰付候上差圖可申付事

放手形之事

(大河原村 吉川政太郎所藏)

割 印

山 子 勇 藏

割 印

同 傳 藏

右之人別任願隙遣申候當山構無御座候
放手形仍而如件

作 州 八代山印

文化七年午四月日

所々 鐵山領衆中

註構無御座ハ無關係之義なりこの手形を出せば何處にて使用せざるなり。

製鑛場舊鑑の事 (明治九年十一月調)

(第十六大區長矢田貝周一郎袂忘記)

小一區 三ヶ所

不 殘 稼

小二區

七ヶ所

内三ヶ所稼

小三區 五ヶ所

内壹ヶ所稼

小四區

九ヶ所

内六ヶ所稼

小五區 五ヶ所

内四ヶ所稼

メ廿九ヶ所

精製起業 (舊鍛冶屋のこと)

一、小區 四ヶ所

内三ヶ所稼

二小區

三ヶ所

不 殘 稼

第八章 産業

一七四三

三小區 四ヶ所 壹ヶ所 餘 四小區 三ヶ所
 五小區 四ヶ所 不 殘 稼

二百三十二ヶ所

砂鐵採取願ヶ所 (舊鐵穴のこと)

黒坂村 清 八 月瀬村 遠 平
 黒坂村 牛右衛門 黒坂村 卯 六 米貳俵宛
 黒坂村 清 八 智頭郡へも罷越出精に付 (米壹俵宛)
 同 卯 六 (米三斗)
 月瀬村 遠 平 同上により (米壹俵宛)
 黒坂村 長 四 郎 宮原村 定 兵 衛 (米壹俵宛)
 井原村 専 六

奥日野鐵山代數

右之通天保年度大改皆出來之上被 仰付候事

本書は安政三年九月の調にて宮内村本人入澤家の藏書を寫す。書中幾代とあるは靈用製炭參千貫目を以て壹代とし見積りしもの又下記は何山と稱するは前記の炭を使用する靈の名稱なり

中菅の瀧山 一貳百五拾代 花口の長者原山
 花口の本岡山 一百八拾代 大原の大原山
 大原の小倉原山 一貳百代 石原の千谷山
 石原の桑原山 一貳百代 宗金の金山
 下石見の倉谷山 一百貳拾代 神戸の神戸奥山

井原の大谷山 一貳百五十代 井原の鹽瀧山
 大坂の大熊山 一三百代 大坂の若杉山
 上坂の上坂山 一三百代 畑の都谷山
 荒神原の持ヶ瀧山 一貳百代 上菅の人向山
 楡原の才木谷山 一百五拾代 吉延の久谷山
 井原の井ノ原山 一貳百三拾代 本山の本山
 秋原の秋原山 一貳百八拾代 菅澤の菅澤山
 久住の久住山 一貳百八拾代 中津合の呼子山
 大宮の下麓山 一貳百五拾代 大宮の立石山
 大宮の吉谷山 一貳百代 大宮の道子山
 阿太上の阿太上山 一百貳拾代 粟谷の坂原山
 粟谷の奥栗谷山 一百三拾代 狩屋原の虫尾山
 狩屋原の加々羅山 一三百代 佐木谷の鷺溪山
 尾郷の錢神山 一貳百五拾代 尾郷の野路山
 下多田の篠原山 一百代 細屋の阿太山
 細屋の氣路拔奥山 一五百五拾代 上阿毘縁の大谷山
 下阿毘縁の深塔山 一六百五拾代 礪波の礪波山
 大菅の大菅山 一六百五拾代 山裏の谷中山
 上萩山の滑山 一百五拾代 上萩山の針の目山
 同 漆谷山 一百八拾代 同 明谷山

第八章 産 業

一七四六

一三百代	湯谷の ^{シユツタ} 出立山	一五百五拾代	野組の野組山
一三百代	中園の正土原山	一百六拾代	新屋の板井谷山
一貳百五拾代	新屋の杉谷山	一三百代	同 野留山
一百代	同 平吹山	一百四拾代	東村の東山
一百貳拾代	法道寺の石井谷山	一四百五拾代	生山の板井谷山
一貳百代	折渡の折渡山		

古來本郡産業中の白眉製鐵業に關する文書は、特に精讀して本邦無比なる斯業の状態を知るべく、併せて本郡文化の母たり、將全國的にも珍とすべき産業發達史の史料をもとむべし。前文書には里構即ち口部を逸したれども、次の文書によりて鐵山の大部は奥部にありしこと明か也。尙鐵業には特殊の専門語あり。注意を要す。本章製鐵部及び後篇産業中の鑛業部隨處に説明せり。

鐵山所直段當り

(曆 利 文 書)

但し銑壹駄ニ付四拾匁之時左之通り

多里八ヶ村

一廿貫目	野 富 山	一廿八貫目	野 組 山
一十五貫目	淺 谷 山	一十五貫目	荒 田 山
一十八貫目	明 谷 山	一十五貫目	小 原 山
一三十二貫目	金 澤 山	一二十六貫目	津 久 谷 山
一十三貫目	杉 谷 山	一廿貫目	若 松 山

一十八貫目 坂 江 山

一十三貫目

土 屋 山 (當時直打なし)

一廿貫目 平 住 山

中管々上坂迄

一四拾五貫目	瀧 山	一七貫目	黒 谷 山
一三十六貫目	長者原山	一六十一貫目	花 口 山
一十四貫目	砂 田 山	一五貫四百目	千 谷 山
一廿貳貫目	大 原 山	一十七貫目	小 倉 原 山
一貳貫五百目	立 岩 山	一貳十貫目	桑 原 山
一十二貫目	飛 時 原 山	一十貫目	名 谷 山
一三十貫目	若 杉 山	一十四貫目	大 熊 山
一廿五貫目	上 坂 山	一廿貫目	大 谷 山
一十貫目	庄 谷 山	一四貫目	おし 谷 山
一八貫目	三ヶ塔山		

ノ四百廿貫九百目

黒坂々西村迄

一十五貫目	岩 田 山	一十八貫目	布 瀬 谷 山
一十貫目	畑 山	一十八貫目	才 木 谷 山
一廿四貫五百目	久 谷 山	一四拾貫目	持 ヶ 瀧 山
一七貫目	栗 谷 山	一九貫目	柴 ノ 木 山

第八章 産 業

一七四七

第八章 産 業

一七四八

一五十四貫目 板井谷山

一五貫目

石井原山

久住方阿毘縁迄

一三十貫目 井ノ原山

一廿貫目

久住山

一四十四貫目 秋原山

一四十二貫目

織原山

一三十貫目 菅澤山

一六十貫目

呼子山

一六十一貫目 下鎧山

一四拾貳貫目

立石山

一三十三貫目 銅子山

一廿壹貫目

二部山

一三十八貫目 谷中山

一十三貫三百目

高入山

一十壹貫五百目 折渡リ山

一五貫五百目

村入山

一廿三貫八百目 吉渡リ山

一十壹貫目

庄五郎山

一貳十六貫貳百目 奥山

一廿貫目

下坂原山

一廿貫目 セ尾山

一三十貫目

かゝら山

一三十六貫目 歌上山

一五貫五百目

ぬか谷山

一三貫六百目 大畑山

一三十貫目

尾江山

一貳貫目 しの原山

一六十貫目

佐木谷山

一十四貫目 野田野ろ山

一八貫目

水谷のろ山

一廿貳貫目 生が野ろ山

一廿貫目

大しく山横かや

一廿貫目 下中谷中山

一十貳貫目

たちあらへ山

一廿貫目 野ぬくい能ろ山

一十八貫目

下細屋山

一廿貳貫五百目 細屋山

一十五貫目

木ろぬき山

一三十貫目 茶屋中

一三十五貫目

源塔山

一廿貫目 おむし谷山

一四十貫目

上阿毘縁山

一七拾貫目 礪波山

一五十貫目

大菅山

里 構

一三十貫目 立うつぼ山

一十四貫目

上鏡山

一十八貫目 谷中山

一十貫目

合原山

一三十貫目 間地山

一廿貫目

田代山

一六貫目 やき杉山

一十七貫目

藤屋山

一廿六貫目 船越山

一十五貫目

父原井谷山

一十五貫目 川平山

一廿三貫目

大谷山岩山

一十二貫目 船場山

一五貫目

三谷山

一十六貫目 津地山

一十貫目

高谷山

一六十貫目 又野山

一廿六貫目

板井原西畑山

一六貫目 平畑谷

一十貳貫目

眼角

一十三貫目 奥渡山小原山

一三百八十三貫目
惣貳千四百九十六貫五百目

第八章 産 業

一七四九

安政五年午八月寫し也

一八十七ヶ所
合百八ヶ所

黒坂 小奥

一廿三ヶ所

里

構

鐘吹方概算書 (日野郡野史卷之二十五)

- 一金拾五兩外米五石四斗是支配人壹人總扶持
- 一金貳拾兩外米拾石八斗是手代二人總扶持
- 一金拾兩外米五石四斗是山配人總扶持
- 一金四拾兩外米拾石八斗是村下二人總扶持
- 一銀壹貫五百貳拾目外米八斗是炭焚四日夜吹一晝夜八貫拾三百八拾文替賃として百目金平し四匁七分五厘替年中四十代吹方壹人日數百六十日賃銀二人分
- 一銀九拾六匁是龜塗四十日分賃銀壹人分一日壹匁貳分宛二人分
- 一銀六貫四百六拾八匁外米三石貳斗是番子八前前人同斷
- 一銀貳百目外米貳石是惣壹人 (註ヲナリとは飯焚女なり)
- 一銀七百貳拾目外米三石六斗是小鐵洗壹人一日貳匁
- 一金五兩貳分外米三石六斗是日雇壹人
- 金斗九拾兩貳分札に改メ九貫五拾目銀九貫四匁米斗四拾五石六斗代九貫百貳拾目合貳拾七貫百七拾四匁金に改メ貳百七拾壹兩永七拾四匁是を四十代に割壹代に付六兩永七拾九匁三分七厘

鐵壹代收支

- 一大炭三千五百貫目(産鐵三拾五駄積り)炭代收壹代七分五厘代金三十兩永六拾貳匁五分但壹代に付七兩貳分
- 一小鐵百九拾貳駄五合是は上洗小鐵産鐵壹駄に付三駄三合とし荒小鐵六分止り五駄五合積り代金貳拾七兩永九拾壹匁貳分五厘但百

駄に付拾四兩貳分

- 一金貳兩永八拾八匁七分五厘是小鐵百九拾貳駄五合分駄。賃壹駄に付平均壹匁五分宛
- 一燒木八百貫灰木三百貫目代金壹兩永三拾貳匁是元木八百貫灰木三百貫目代金壹兩永三十二匁是元木千百貫目此大炭貳百七拾五貫目但貳分五厘止り代壹兩拾匁外に代代駄賃貳拾貳匁を斗算す
- 一金六兩永七拾九匁三分七厘是は前記支配人以下諸費壹代分
- 一銀貳拾五匁 鐵道具損料酒代共
- 一銀拾匁五分 藁百五把代
- 一銀貳拾五匁 鹽味噌代
- 斗金七拾兩永拾四匁三分七厘

此處

金八拾九兩永六拾八匁七分五厘

是は産鐵三十五駄 但壹駄に付金貳兩貳分壹朱

差引金拾九兩永五拾四匁三分八厘 利益

前記見積斗算は元治元年九月日野郡鐵山相場により取調斗算したるもの也。(入澤家藏書)

米山曰、元來鐵業は産鐵の多寡及び品質の良否甚だ豫定しがたきものに付此産鐵の模様により大損益を生ずるものなり。

日野郡鐵治屋議定書

(山陰徴古館藏)

- 小代細にて
- 一銀治屋壹軒
- 一買添山村方内林は勿論他所山等此方勝手次第幾年にても相稼可申事
- 一村方焼入小炭直段升に付代錢時々相場を以相究め可申事

但シ樹寸法。法。貳尺五寸四方樹

- 一山下内林小手前持分御賣拂被成度砌は早速此方之相談之上御取計被可成候猶又餘人之御相談之儀相成不申事
- 一御地藏米入用丈け御願請可申事尤御地藏拂に相成候節は古市村御願請可申事
- 一冬拂三六拂御米御座候節は拾石宛御引請可申事
- 一御給所拂御平し米之内拾石宛正米請取御屋鋪直段を以代銀相廻可申事

但シ壹表に付長。久。櫛。五。斗。三。升。五。合。外。ニ。足。米。貳。升。都。合。五。斗。五。升。五。合。請。取。可。申。義。定。 (註長久櫛ハ藩の拂櫛にて小型也)

- 一村内かや藁此方入用丈け相場を以買入可申尤村方にて引足り不申節は他所方此方勝手に買入可申事
- 一村内大工木挽小鍛冶々仕業被相願候節は外並合不當無之候得は相履可申事
- 一村内にて造酒並に味噌醬油御仕出之人有之候得者此方入用丈ヶ買入可申事
- 但シ直段之義は他の振合を以買入可申事

一。手。馬。村。内。稼。人。御。座。候。得。は。相。遣。可。申。尤。村。内。に。て。諸。荷。物。不。自。由。之。節。は。他。所。方。勝。手。次。第。雇。入。可。申。儀。定。 (註後出)

一鐵銃其外出入諸荷物倉場之節は鐵山定之賃錢にて精々相働差支無之様御取計被成候儀定

一井谷山大炭庄村大成山越し炭に可被成候儀定

一。枝。小。炭。井。谷。之。内。辻。半。丈。け。は。庄。村。大。成。山。燒。入。可。申。儀。定。尤。父。原。鍛。冶。屋。え。は。他。所。方。替。り。山。買。入。猶。又。大。成。山。越。し。小。炭。之。義。は。井。谷。山。之。内。最。寄。之。場。所。勝。手。に。燒。入。可。申。儀。定

一村方代頁薪

但し時之相場を以買入可申事

一。道。橋。作。物。不。相。成。候。場。所。此。方。勝。手。次。第。通。し。可。申。若。御。年。貢。所。に。候。得。は。地。主。へ。談。示。合。之。上。相。應。に。地。代。差。出。可。申。尤。内。林。之。儀。は。地。代。出。す。に。及。不。申。事

一遣ひ水先代之通勝手に井手筋直し可申尤水拂底之節は懸り場所所有之候得は村方談示合之上添水勝手次第之議定

一金銀札鐵山通用之相場を以相渡可申事

一父原村之内鐵穴取小鐵並に川小鐵不殘他所賣不相成大成山え御拂可被成候

尤直段年々谷相場川小鐵之義は時々相場洗方準し不當無之様相極め御渡被成候事

一殘雜捨場石堰方下え相捨可申候万一不都合之砌は石堰之上え立堰致し相捨可申事

一細鐵拾ひ方之儀は此方勝手次第洗取可申儀定

一水車場所何れ之持分にても地主え應對之上地代相定め造り可申義定

一山内下糞元小屋山内遣ひ残りは不殘馬太郎殿へ御取相成候義定

一山内菜園作り此方勝手次第之事

一山内抱子病死之節は先代之通墓所へ取葬可申事

一村内遣ひ水頭にてちりあくた頗る穢敷もの洗流し中間數候

一山内遣ひ土之儀は村内野山之内は此方勝手次第尤内林に有之候得は先代之通地主へ少々料錢差出可申

一手馬此方勝手に相遣ひ可申事 (註鐵主より馬子一荷運人に貸し付、駄賃にて償はせること)

一小炭燒入並に山内薪其外差支之節は寒暑臨時無差別村方一統申合相働可被成候事

一抱子人別村方にて不法之事仕出し候節は其時宜により過料差出可申事

一山内抱子村内え出候共一宿も爲致被成間數勿論御法度之一錢懸け遊事等之宿被候様相聞候は早速取調之上及沙汰に可申間村中

友に急度御吟味可被成事

一此外にも儀定落之儀は相互に實意を以不當無之様致し可申事

右之通鍛冶屋相稼候段村中御同心之上儀定書取遣致し候上は御互に御面筋中間數候諸事相順に請引可仕候爲後日儀定書仍而如件

嘉永七年寅五月

黒。坂。宿。緒。形。名。代。人。清。八

父原村庄屋庄村 元 右 衛 門 殿

同村年寄 又次 郎殿
同村總代組頭 助 藏殿

安政三年製鐵(日野と能登兩郡)に關する歎願書

(山陰 徵古 館藏)

一當村内村之儀御百姓第一出精仕農業。澆間上納。足り冬春鐵穴流し仕專鐵山稼相續仕來候處近來緒形分家仁兵衛庄村え鐵山打込同人義無間も死去被致商賣柄六ヶ敷趣哉雲州能義郡布部村家島傳吉與申者跡山引受其儘相稼並父原村之内鍛冶屋壹軒打込相稼候處當御郡内鐵山師とは稼方之仕様相違致し眼目鉦吹に仕小割鐵仕候ても外方方は生合宜與申事にて賣捌方算當宜哉諸駄賃並炭木鐵砂何角買入物等直段能買入近邊村々爲筋不少儀御座候處最寄買入之山拂底に相成此模様にては一兩年之内稼山候様子に相見へ申候近山宮原村傍示之内川平繼岩と申山御座候餘程年數相立夜數も御座候趣買添山に致し度様子に御座候得共近山鐵山師共内約之譯も御座候哉生木買入手出しも不相成趣にて當時買入而候炭木丈け吹仕廻候趣に相見へ申候前條申上候次第外鐵山師とは違諸事實物等引合宜敷村々一同爲筋相成候半吹仕廻候ては村々稼を失候至歎ヶ敷奉存候何卒右申上候川平繼岩山之義村々御救與被思召山持主之御談示被爲下當時相稼候大成山之賣拂に相成引續相稼候様之御仕法偏宜奉願上候右様相成候はは村々一統大數之御救に相成上納足しに稼仕安心仕候儀に御座候右兩山生木買請候は、庄父原兩村鐵山鍛冶屋永續仕今拾ヶ年も相續仕相稼候は、爲筋不少儀に付御時節柄奉恐入候得共村々御救與被思召願之通被 仰付被爲下候は、重々難有仕合奉存候此段村々一統偏宜願奉歎上候以上

安政三年辰正月日

舟越村中惣代組頭 友 右 衛 門 年 寄 助 七
福吉村中惣代組頭 菊 藏 年 寄 伊 助
右兩村庄屋舟越村 助 七 年 寄 喜 左 衛 門
三部村中惣代組頭 和 七 年 寄 又 次 郎
庄 屋 善 右 衛 門 年 寄 又 次 郎
父原村中惣代組頭 助 藏 年 寄 又 次 郎

庄 屋 庄村元右衛門
庄村中惣代組頭 吉 右 衛 門 年 寄 源 右 衛 門
庄 屋 唯 藏 年 寄 庄屋請持 良 助
宇代村中惣代組頭 儀 助 年 寄 寄 次 兵 衛
宮原村中惣代組頭 瀨 助 年 寄 寄 次 兵 衛
庄屋谷川村 貞 右 衛 門 年 寄 寄 次 兵 衛

生田甚兵衛殿 (註大庄屋也。史傳にあり。)

文久二年製鐵境港出し並に坂越に付議定の御條目

(山陰 徵古 館藏)

日野郡出來之鐵類者三拂銀納之常第一之品に付爲融通天保六未年口會見郡境村え會所御新建相成夫々操出し候得は爲替金御貸付け被遣我儘御隣國之坂越不相成御法之處近來狼に致坂越候様相問候に付御取糺之上急度被 仰付品有之候得共畢竟山元々境村え里數相隔り居送り出し方日間取自然爲替金拜借遅り却而御隣國え持出し方辦理宜故身許薄之者供小利に取迷爲坂越候にも可有之與御見越先達而與爲替御仕法被 仰出候得共今以境港出鐵少船手之賣事指支候趣に付猶又左之通御締合被 仰出候依之足羽助八儀鐵鍛冶支配方致 仰付候 (註二部足羽本家)

一鐵一代限浦荷銃鋼共月々書付翌月迄に構之中庄屋手前え爲指出壹構限合帳にして足羽助八え相廻し可申事

但自分鍛冶屋遺ひ殘又は鍛冶屋無之鐵にて銃賣捌致者共は何方誰え何程賣渡申度段節々書付を以相改請差圖を可申事

附り鋼は唯今迄過半荒鋼之儘にて賣事取組候由左品は御國之名産空數致候而已ならず他郡え利益を失ひ歎ヶ話數事に付成丈御郡中にて上品を相造境港え操出し専ら可致賣事候

一鍛冶屋出來之鐵類月々員數書付右同様取作舞可申事

但鐵類順々縫問屋え運送致事故日々請拂書付相添指出し可申且又山元にて致賣事候義も有之得候は前同様書付を以相斷可申事
一御國産方御聲懸り鐵山並に兼て坂越御免に相成居申鐵山共出來之鐵類右同様相心得可申事

一足羽助八儀は右帳面中庄屋共より相廻候は、日々致廻村山元帳面が引合萬一心得違坂越等不正之取計致し候者有之候得は大庄屋共立會之上始末取調具可申達事

但鐵穴口下見廻之者共折々爲相廻帳面引合候義も可有之兼て相心得置可申事
右之條々堅相守候若し於相背者急度御答可被 仰付もの也

文久貳年戌六月

尙ほ製鉄事業については、日野郡郡史頗る委曲を盡し、殊に歴史的名辭等多ければついて見るべし。

その内鉄穴クシナ及鑪小屋タタラの構造等は後篇鑛業部に採録せり。

(日野郡野史十)

四、銀及銅 石見村銀山坑

慶長年間龜井氏採鑛のことあり。事は沿革部に委敷採録したれば、こゝには省略す。

侯野銀山 元祿元年十一月廿五日日野郡侯野村の銀山宮本三郎右衛門請にて此程景氣宜敷相聞候といふ(因府年表)

銅 (根雨町後谷) (日野郡野史十二)

「寛文中、米子、岩見屋某試掘。文久中米子町大目付戸田平兵衛採掘、ついで鳥取藩の事業として、慶應の始めより五六年間大仕掛に採掘せるも、復戸田氏に下附せられ、明治八年比より根雨の吉居茂平治、菅澤の小澤磯九郎兩人共同採掘、次に米子大島左波、十三年の比まで採掘、爾後事業家作州の人古都源次郎、中蔦友太郎大阪の千草安兵衛相踵で試み大正元年比遂に休業す。」
板井原吉岡家文書に左の記事あり。

後谷村に先年がな山之場所有之候内當春高尾茶屋喜左衛門其の邊より石を取寄せ往來の人に見せ物に相成候様に申候夏方私立寄り

候節も右之石を見せ候其後備中石塔村銅山へ申遣候由より一人七月時分参り致相談候處が金手ニ相成候様申候より仲間二三人参り候て右之場所掘り懸け候由雲州大原郡加茂 杵右衛門と申者加り候由九月中旬右之石一駄米子へ付出候吹分ケ見候様相聞へ米子石工や治右衛門之方致候由九月二十日頃根雨へ参り福田屋儀右衛門方に逗留いたし後谷に小屋がけ等いたし候由。高尾村喜左衛門義ハ子之冬分手を引き申由石見屋治右衛門ハ度々之義之由明丑三月頃右かな山ほりこ共止候而罷歸其後ハ知れ不申候由

覺

(曆利文書)

一矢戸大森邊之山方銅様之もの出候趣相聞候由に而上阿毘縁村三治衛與申者掘出し試奉願候處御聞届被 仰付候而も村方支之儀は無御座候哉取調御達し申上候様被 仰付難有奉畏候右は大森村之内字宿根與申山方出可申哉近來風聞仕候處右山之儀は村方草山ニ而牛馬相放し御田地之藁笹柴草等も蒞入候場所ニ付銅山出來御手廣ニ相成候ハ、難澁之筋も可有御座候とも少し試仕候迄之處ニ而差支候儀は無御座様奉存候前段之通追々手廣之分ニ相成差支候向も御座候ハ、其筋御歎可申上奉存候間兎角宜被 仰付可被爲下候以上

安政二年卯二月二日

大森村中

年寄 矢戸村 常 右 衛 門
庄屋 日谷村 孫 衛

入澤千賀藏殿
木下萬右衛門殿

五、クローム鉄鑛其他 多里村、日野上村にわたりて産出す。多里若松鑛山は明治三十三年比より發見せられたるものにて、實に世界稀有の大鑛床なりとす。詳細は後篇産業部に譲る。

眞鍮磨砂 八郷村大字眞野村字大向にあり。舊藩政中には毎年十五貫宛鳥取藩廳へ献納せりと。

因に金持村仲田萬吉の父、甚右衛門は、慶徳公御巡監の節、後谷銅山へ道路を作り、藩より賞状を

受けたることあり。

第五節 牧畜

本郡は山國なるを以て、牛馬の飼育夙にひらけたるもの、如く、牛は耕耘のために、馬は運搬のために、必需の畜類として飼育せられ、牧場、市場も比較的早くより設けられたり。久古御牧の名頗古きに似たれども、上代に於ける御牧、諸國牧等は文献に徴すべきなし。その品種に至りては、雞類と共に近年に至る迄在來種にして、馬は倭少に(普通四尺五寸)牛は苞形(身長四尺位)のものなりき。

一、牛馬

御巡見案内手帳によれば

延享三年の分

馬五百九十三疋牛三千九百三十八疋

寶曆十一年の分

馬九百十二疋牛四千二百七十七疋

天保九年の分

馬千九百四十八疋牛四千三百三十一疋

にして、延享三年より天保九年迄、約九十年間に馬に於て三倍餘、牛に於て約四百疋を増加したるを見る。

以て畜産改良に意を注ぎたるを見るべし。安政五年大庄屋野田村飛田瀬兵衛に御郡中駒子改役を仰付られたることあり。(同家文書)

試に大正十三年度末に於ける牛馬の數を見るに馬は僅かに七百七十三頭、牛は九千四百七十九頭なり。以て其消長を窺ふべし。思ふに馬の多かりしは道路不完全の際に於ける運搬用に充てしものならん。

馬の衛生法として、毎年十一月、血取講と稱して、相集りて馬の爪をきり、距に烙鉄をあて、頸部より血を出すことありき。更に馬について奇習あり。捨馬とて老いたる馬を捨つる風ありしが、何時の比よりかすたれたり。左に捨馬の覺書なるものを轉載せん。

捨馬之儀に付段々被仰出候處此頃も捨馬仕るもの有之候に付急度御仕置可被仰候へ共先此度は流罪被仰付候向後捨馬仕候もの有之は可被行嚴科者也

貞享四年十二月

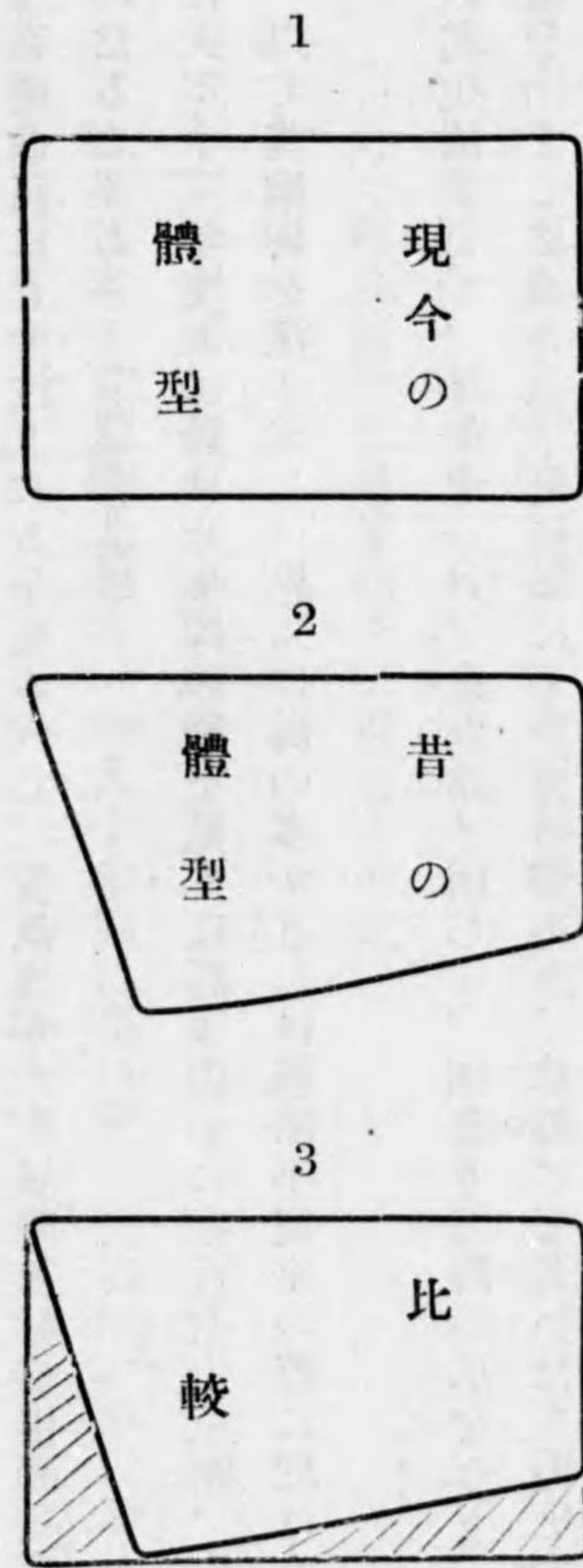
(日野郡野史)

地方に於ける牛馬の守護神は仁多郡西比田村繩久利神社なりしが如し。尙久代年來記寶永元年の條にその四月より霞村氏神七五三様牛王御札配渡被爲仰付候寺社御奉行廣澤十郎兵衛様御郡奉行木村重兵衛様大庄屋霞村五郎兵衛宗旨庄屋多里村左七幣頭上岩見村信濃霞村神主丹波なる記事あり。耕牛借入料のことを鞍下タといへり。鞍をしきて使役することによつて牛の價値に缺損を生ずるよりいふと。故に「鞍下がたつ」といへり。維新前の料金今明かならず。明治初年五圓位なりき。鞍下牛は多くは備中備後及平坦部地方より借り入るゝを例とし、今尙習慣となり居れり。

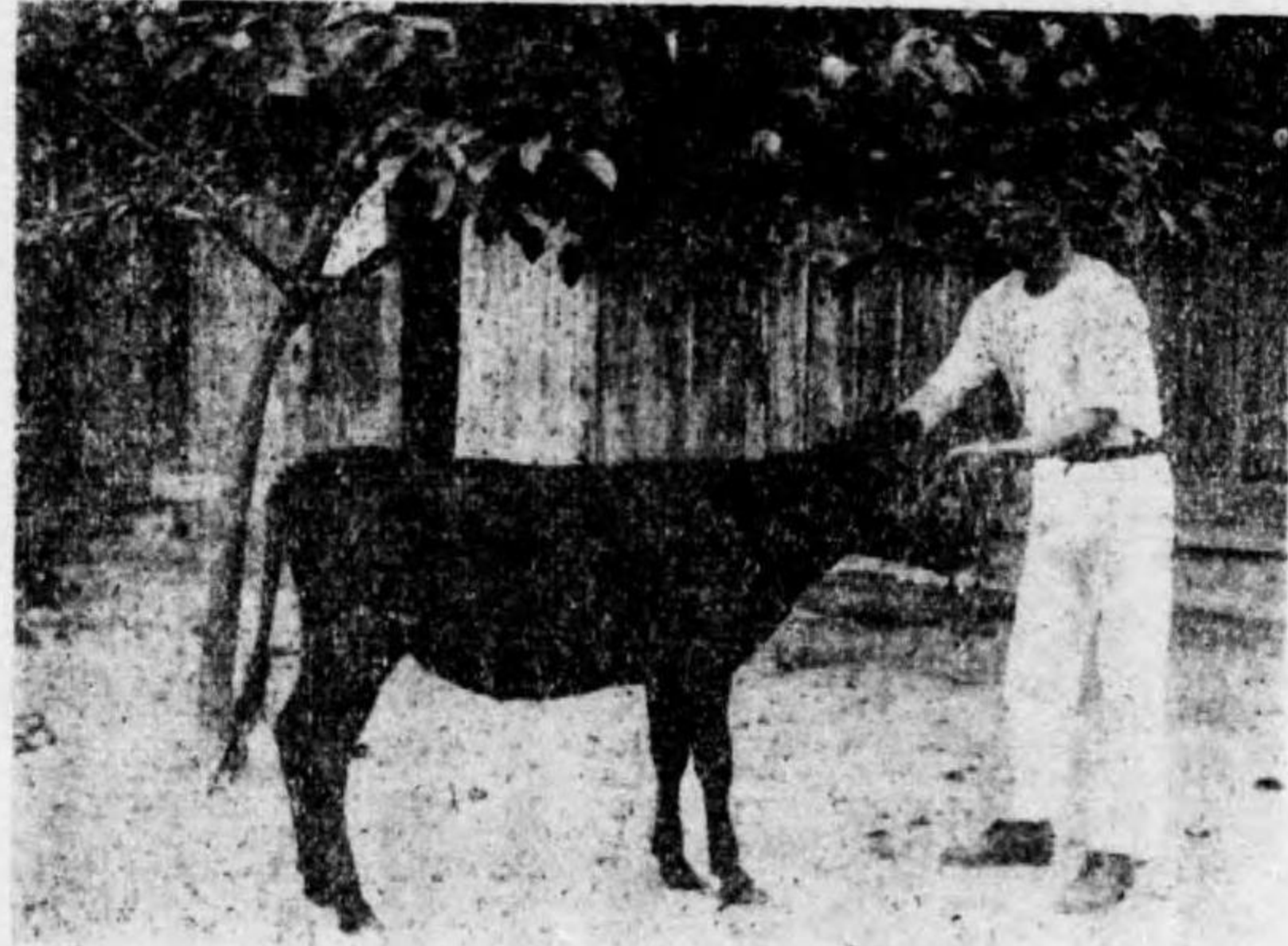
古來、備中牛、西牛の稱あり。備中牛とは阿賀、哲多地方に移出用に適し、小形にして脚強く皮膚に弾力なく、著しく角に好悪をいはざるもの、西牛とは備後神石郡地方の牡牛にして、角外上方に向ひ、長からずして整然たるものを云ふ。又比較的體格の粗なるものにして角色白く性質良好ならざるものは東向と稱し美作及東伯地方に移出され、體格に比し廉價なりしかば、これら二方面の要求に應ずるため、人為陶太の結果、本郡畜牛は遂に退歩の悲境に沈倫するに至りしなり。

牛の品騰をなす方法として一石二斗三升四合五勺といふことあり。

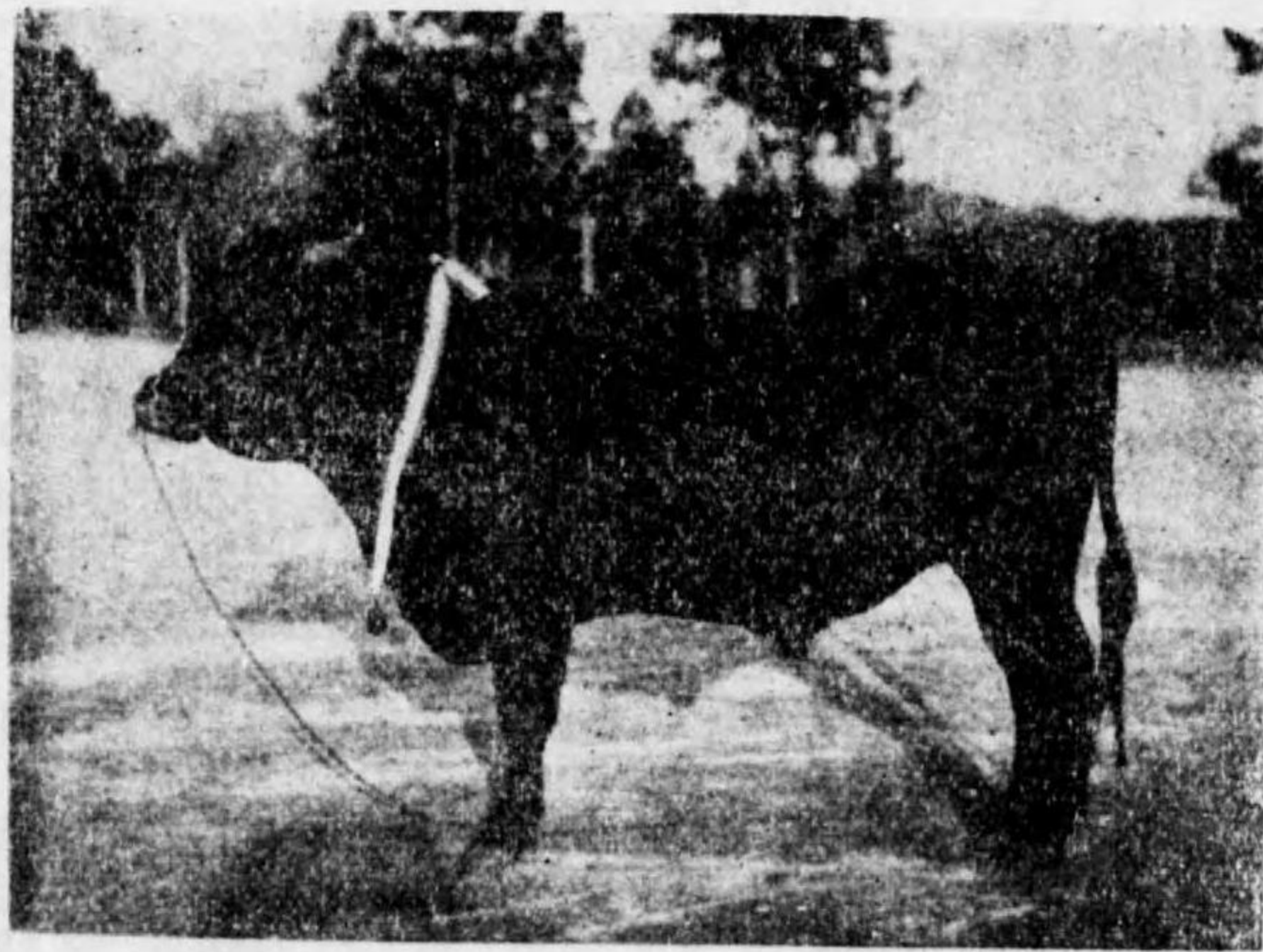
一石は一に黒、二斗は二に頭、三升は三に性、四合は四に鈞合、五勺は五に尺(身長のことにて、尺とは四尺のことなり。即ち前股の脚座より肩峰までの高さ也)の意にて、昔は色の黒きを貴び、身長及肉附等は最後に於けるを見ても、その飼育の方針を窺ひ得べし。現今の身長肉附を主とするに比して、今昔の感に堪へざるものあるなり。今左に新舊の牛の體型を示さん



寛永中、多里村、荒木喜平牛の改良に志し、所謂滑牛(編者曰滑とは船通山麓の深谷にある小部落なり)を作る。骨骼良好四足強健にして、備中瀧の谷牛、出雲の八川牛と併び稱せられたりと。(野史による)



(型舊) 號 來 在



(型新) 號 田 淺 理管會農縁児阿牛牡種

二、牛馬市等 牛馬の賣買をなすがため牛馬市所々に設けられたるもの、如し。久代家記録に寶永元年甲子九月十二日より宮内の東社にて牛市相申候寺社奉行廣瀬十郎兵衛様御郡奉行木村十兵衛様御吟味役米子所平様より被爲仰付埒明申候

の文あり。かの大山を中心とする大市と對比して頗る興味あるもの也。即ち當時寺社の祭日縁日等多數の人出ある場合等を利用して、農民の便宜をはかりしものか。

寛永二年調の牛馬市毎年開始期

(日野郡野史)

根 雨 市 九月二十日より二十二日迄

黒 坂 市 十月初子日より丑日迄

宮 内 東 市 四月二日九月十四日

宮内村三榮の村尾牛馬市は、嘉永七年八月、法道寺村(同村内)より買受たるもの、よしにて、その證書三森伊藏方に現存せり。最初は日野川の兩岸にて市を立てしがいつの比よりか今の部落に定めたりと。因に法道寺市は毎年八月二十九日なりきと。

(日野郡野史廿二)

因に本郡と尤密接の關係ある大山牛馬市はその起元を知るによしなけれども奥州福島の馬市と共に江戸時代に於ける二大市にして本郡の牧畜がこれに刺戟せられしこと甚大なりしは今日に至るまで尙引續き明かなる事實也。

尙参考のため宮内入澤家文書中の牛馬市締合書を掲げ市場の状況を窺ふ料とせん。

牛馬市締合書之事

宮内村 入 澤 格 治所藏

一 當村之儀者作牛爲融通先年ヨリ牛馬市仕來居候處右者他國他郡ヨリ博勞之人別罷越滯留致候儀モ有之候ニ付別而嚴重取締不仕而ハ不相成處彼是混雜有之候而ハ終ニハ爭論相企候様相成り奉熟入候次第且ハ村方衰微ト相成候ニ付尙後別而締合規則相立左之通件々相守可申上事

一 市中間屋市頭之人別ハ村方之者談示合如何ニモ人撰仕右人撰之人別御窺之上彌取定可申上事

一 博勞惣而他所ヨリ參リ候人別止宿爲致候ハ、其夕毎々名前書記し村役場へ伺出可申上事

一 市中不埒之儀出來致シ候ハ、御出張之御役人様へ御窺可受御差圖事

附村方人別始惣而他所ヨリ入來候者共惡事相働候儀ヲ隠シ置候而外方ヨリ相頼候ハ、當人ハ勿論宿主市間屋市頭共急度越度ニ被仰付候事

一 市中亂酒堅仕間敷警他所ヨリ入來リ之人別ナリ共亂酒暴行不致様御締旨申入置可申異議ニ及開入不申不法取行候者ハ早速ニ御出張之御役人様へ相窺可申上事

但茶店小商内之者ハ村方人別持之地先ニ賣買致候者別而心ヲ附取締可致尤他人之軒端道邊リ店物出し居タリ共不法之儀仕候次第見當リ候ハ、其段市頭ニ寄リ村役場へ届出可申上事

右之通嚴重締合相立候上ハ少しモ違亂仕間敷尤右締合議定之外タリ共別而其場之適宜ニ寄リ取用申上候若又御法相背候歟又ハ密々惡事等取企候者ハ精々穿鑿仕首尾村役場へ届出可申上嚴密ニ取締繁榮仕候様相心得彌服得議定仕此後聊無違亂相守候旨御請申上候以上

明治四年未九月

- 村尾村中惣代 岩 崎 彦 藏
- 同 村 三 森 儀 六
- 同 村 瀧 田 與 作
- 小頭惣代 細 川 利 吉

庄屋 井川 六 平殿

右之通今般村中一統縮合仕候條後年ニテモ急度相守可申上候以上

庄屋村尾村^{テロウ} 井川六平

和濟一札之事

入澤格治殿

一當亥九月村尾村ニおいて牛馬市相立度其旨奉願上候處御届被 仰付市興行仕候に付隣村法道寺村已前牛馬市立來有之趣を以
法道寺村中ノ故障申出現に願達與相成候所此度兩村同心和濟熟談仕後年議定左之通
一年々八月廿日ノ同廿七日限り村尾村市興行可致定尤翌廿八日朝杭取拂可申事
一廿八日者 同村市中殘引受等も有之儀に付除日に致し置候事
一年々八月廿九日ノ法道寺村において牛馬市興行可仕定尤廿八日に杭等者相立置候共其日者牛馬つなき候儀者一切不相成廿九日
勝手次第之事
一市中旅籠杭賃草等總而何等に不限代銀兩村申合甲乙無之様其年前廣に取安置可申事

右之通兩村一統同心之上市日取取究候所實正明白に御座候然る上者此餘如何様之儀有之候共前書議約通少しも違亂之儀毛頭無御座
候爲後年兩村同心之上議定書取替申所證人加判仍而如件

法道寺村中惣代	伊兵衛	右同斷定	藏
右同斷	幸右衛門	右同村組頭	源兵衛
右同斷	市平	右同斷	助左衛門
村尾村中惣代	儀平	右同斷	幸四郎
右同村頭組	芳平	右同斷	武助
右同斷	喜代平	右同斷	次郎左衛門

證人法道寺村 啓左衛門
村尾村年寄 藤一郎
右兩村庄屋添役同村 長兵衛

取咄人多里宿 眞兵衛
法道村村年寄 霞村儀右衛門
右兩村庄屋 五郎兵衛

嘉永四年亥九月日

永代賣渡申牛馬市之事

一法道寺村牛馬市株之事

一日取每年八月廿九日ノ法道寺に相立候分其御村に而幾回成と御勝手次第御立可被成事

一嘉永四亥九月其村ノ當村江受取置申候市日限等萬々議定書相添申候間議定書日限之通

村御勝手次第法道寺村同様御取計可被成候萬一何角と申者有之之候はば別紙其村ノ受取居候議定書を以急度埒明可被成候事
右之通每年法道寺村に而牛馬市相立來候所此度山崎河内殿御取扱を以其村同心之上永代賣渡代米三石髓に受取申候所實正明白に御
座候然る上は右日限ノ幾日成と市立次第御勝手に御立可被成只今連印之者共は不及申子々孫々に至迄少し茂申分無御座候若後年に
および當村に而市相立度杯と申者有之候節は此證文を以急度埒明可被成候猶又月日違候共八月九月兩月之内は當村に而決而市相立
不申村尾市之妨ニ不相成候様可仕候爲後日之村中連印證人加判仍而如件

嘉永七年寅八月日

市賣主法道寺村	儀右衛門	同斷同村	市平
同斷同村	啓左衛門	同斷同村	次右衛門
同斷同村	茂助	同斷同村	忠右衛門
同斷同村	幸右衛門	同斷同村	虎太郎
同斷同村	友助	同斷同村	字平
同斷同村	市右衛門	同斷同村	周助

同斷同村	啓右衛門	同斷同村	愛助
同斷同村	源藏	同斷同村	和助
同斷同村	與右衛門	同斷同村	房助
同斷同村	禎助	同斷同村	利平
同斷同村	定助	同斷同村	久左衛門
同斷同村	甚右衛門	同斷同村	龜右衛門
證人村尾村	山崎河内	同斷同村	助
組頭法道寺村	與一右衛門	同斷同村	助
同斷同村	市平	同斷同村	助

村尾村衆中

前書之通村方人別同心之上儀約致候儀承り届ヶ申候以上

寅八月日

牛 値 段

嘉永三年戌九月 安助買
 一女牛一才 代八十二匁 此牛亥ノ十月死ス
 一男牛子 亥七月生 母八月二兩三分に賣
 一男牛四才買 銀札にして二百二十二匁四分
 嘉永二年九月晦日入込牛

庄屋日谷村 孫 兵 衛
 年寄糠庄村 定 右 衛 門
 曆利文書抄

右八才 丑ノ八月二兩二分二朱に賣

下石見村市場 子八月(嘉永五年)

一四歳牛 友藏より買受る 代金三兩壹分

嘉永六年丑ノ八月廿八日

一五歳牛 求 代金四兩二朱

同九月十六日

一四歳牛 此牛村尾五平へ賣 代金三兩

嘉永六年丑九月

一五歳女牛

一七月生當年子女牛求

代二兩二分

安政二年卯二月廿七日

一六歳丑 代五兩 (畧)

此牛辰九月二兩三分二朱 差引一兩二朱損

辰十月十八日

一貳歳牛 (略) 二兩二朱

本郡は、放牧の習慣盛なり。久古御牧(軍事及美術参照)の如き蓋しその大なるものなりしならんか。放牧の期間は春は彼岸比より半夏比迄、秋は彼岸比より初冬迄を主とし、處によりて異り道後山、板井原等大山の適地を選びて牧場とし、塙堤を作り保護を加ふ。

斃牛馬は、舊穢多部落に於て引受くるを例とし、一定の土地を斃牛馬化成場に充當せられたり。又時々牛供養をなし、かしらをうち、飾牛を田に入れて、鶴巢籠九耀星等の形式を以て代かきをなす。眞に農村の壯觀なり。

血取講の事

(山上村もと伯樂矢田貝龜藏述)

年に五回乃至六回行つた。それに依つて少しは時が異なる、即ち

五回の時は 正月、三月、五月、八月、十月で、六回の時は 二月、四月、六月、八月、十月、十二月であつた。

その内で六回行ふ方を本則としたが種々な事情で實際は四回になつたり五回六回となり行ふ月にも多少のくるひやくりあはせがあつた。

針の種類は

あぎばり あぎのうちの切目三ツ目の角へたてた

やつはり 脚の脊を結へる所の兩側へ各々一本宛

かへち 頸靜脈の分岐點から三四寸下つた所即ち肩口よりも上で首のつけねに近い所(片方から一合位の血液をとつた)

目的はいはば一種の儀式の如き形で行はれた

其外 髮刈(えりがみのさんばつ)

尾先をやき金でやく事(腹を下さぬため)脚の中筋にやき金をあてること(足が軽くなるため)

血とりは主として眼病をふせくためと脚の軽いために行ふた。實際的效果もあつた様に思ふ。

會の様子は一字の馬をもつた者が會即ち血取講をひらき大抵は野原(たとへば細屋の金屋の原、矢原の河小石のおくの原等の如く)に持馬を全部集めそこへ伯樂(當日は血とりさんといふ)を招待していはゆる髮刈、灸(ヤイト)血とりを行ひその後血とりさんを主賓として御馳走をして宴會を開いた。

むづかしい事は馬をたほして作業するのにその綱のかけ方である。

結方にひら結び、おろし結びの二種類あつたが要は馬を起した時に四足が一度にバラリと解ける様に結ぶ事である。而して脚は

四本中右前後を一組に、左前後を一組にして即ち二組に結んだ。

尙倒すにはかならず右側を下にした之は五臟の關係である。

たまには倒さんとして負傷さすといふ事も起りがちであつた。

牛馬講

本郡には往古よりの慣習として共済と慰安の爲めに牛馬講(萬人講)と稱して篤志家の醸金を

を得て斃牛馬の畜主を慰めたることありしが日野郡畜産組合は家畜が農家經濟上極めて重大なる關係にあるに至りたる今日僅かに少許の金員を以て畜産家の不安を防ぐに足らざるものとして組合事業として規程を定め牛馬の共済を行ふこととなり、大正十年より加盟者に對し共済金の交附を行ひ家畜飼養上の不安を除く施設を行ふに至る共済の方法は加入せむとする牛馬の價額を評價し千分の七百を限度として共済金交付の契約をなし加盟者は其の共済金額の千分の十五を加盟料として組合に支拂ふ契約期間は滿一ケ年にして繼續の場合は更に申込を行ふ定めにて契約期間中の生命を保證し萬一斃の場合には契約の共済金を交附する方法にて畜産業者の爲めに有利なる施設なり。牛馬の賣買商を博勞といふ。廣く大山市より隣國にかけて交易賣買し、又仲介の勞をとり、鞍下夕牛の入替をなす等頗る斯界に勢力あるものにして、博勞氣質とて一般に大膽濶達ワカシの風ありしが、偶々利益を壟斷する弊なきにあらざりしもの、如く「ばくち、ばくらう、ばか、ばはあ」の諺を生めり。牛馬の病氣を手當する職業を伯樂ハクといへり。多くは職を世々にする者多かりき。前記血取講を行ふものも此伯樂なりしなり。(風俗部追掛節参照)

第六節 養 蠶 業

上古より明治維新前に至るまでの我郡養蠶業は、頗る幼稚なる状態にして、更に進歩の跡の認むべきものなかりしが如し。之を日本全国より見るに我縣は蠶の傳播稍遅れたる方なるが上に、因幡藩が已に風俗部にあらはれたるが如く、絹布禁止の令を持続せるより、一層不振の状況に措かれたるものなり。我日野郡中所謂大山領は天領なりしを以て、その地域内には養蠶の風維持せられ、八郷村内丸山の小谷家の如き稍盛に飼育せりと。かくの如き有様なるを以て、桑は山桑即ち自然生のものを用ひ、蠶具も室蓋、お敷膳様のものを用ひ、蠶種亦在來種青白繭二種あるのみ病毒氣候等の研究もなく、頗原始的のものなりしよし。従つてその産額等についても何等の文献あるなし。人爲的に桑を植ゑたるは名君慶徳公が入藩せられてより、慶應二年本郡にも、桑苗の配布あり。多くは、これを植ゑざりしもの、如く、僅かに黒坂の緒形家其他志あるものが、物好に植ゑたるに過ぎざりき。その當時の桑樹現に黒坂前田家ありと。本郡に桑樹を栽培せる嚆矢ならん。(傳記緒形弘義傳參照)

明治元年十二月廿四日御觸にいふ「富國強兵は國家の要務に付産物開業被成蠶業致屋敷手廣の向は雜木取除き桑樹植付可申旨被仰出」(歷年大雜記)

ついで明治四年桑苗桑實(楮苗楮根をも)を配布せしこと左の文書にて伺ふべし。

明治四年

青砥孫八構

一桑苗壹萬九千六百六拾五本此分追而數可申入

一楮 千九百本

此分秋渡尤有無不分り

一桑實貳升參合參勺

此分五月渡し

内

五合 五勺

先達而御渡被遣

一楮 根 三貫目

此分可伺其節否可申入事

因に養蠶業として、記載し得るは、明治十一年、緒形弘義が信州より小牧鼠返等の品種を移入し、増殖頒布せる比よりの事といふべし。蠶種についても、前述の在來種即二化生(双子即モロコ)のものを一度だけ飼ひたりしが、十三年頃より所謂双子を再孵化せしめて夏蠶として飼ふこととなり、その他、種々なる品種を入れ、秋蠶をも飼ふ様になり、進んで日本種支那種歐洲種等の交配種等をも飼育するに至りしこと等、本郡斯業の進歩發達は、製糸業に至るまで緒形家を先驅として、今日の盛況を見るに至れる也。詳細は維新後の蠶業部について見るべし。

第七節 養 鷄 及 養 鯉

一、雞 古來郡内到處の農家に飼育せり、かしわとて純日本型の錦毛長尾(所謂地雞にしてカシワといふ)のものと、矮雞チヤギといふ矮形のもの二種に限られたるが如し。(毛色には、純白、純黒純茶、碁石等あり)養雞の目的は卵を獲るにありて、肉を食することは更になく、老ゆれば神社の境内に捨つるを例とせりとぞ。

因に明治初年比より、くきん(英國)おけこ、しやも入り來り、ついでレグホン、コウチン、アング
ルシヤン、プリモースロツク等の洋種入込み、名古屋コーチンの如き優良雜種を生ずるに至る。

二、鯉 文化の頃黒坂宿緒形幸四郎なる人が鶴の池に鯉を放養せしことは鶴の池の部に記述せり。
現今も養鯉の最も盛にして、その歴史の古きは、本郡内根雨を第一とす。現に古より宿屋業をいとな
める油屋茶屋等には六十年以上に達せる大鯉を飼育せり。江尾地方これに次ぐ。

全郡到る處放養せられざるなく、稚魚は廣島方面淀江方面より行商によりて搬入せらるゝを常とせ
り。稚魚は一旦挿秧後の稻田に放ち、落水と共に池又は溜池に移すを例とせること今日の如し。

因に近來、信濃鯉、大和鯉、ドイツ種等を入せり。

第八節 商 業

土地僻在し且純農村たるを以て、地方的小商業の外、他地方に對して交易上顯著なるものあるを見
ず。多くは仲買人及小賣商にして、仕入先は米子安來松江新見を主とし、偶々京阪よりするものあ
り。たゞ第四節に説明せる製鐵に伴へる對大阪方面の鐵商業のみはその尤も顯著なるものにして、そ
の活躍頗る見るべきものあり。元祿年間に全盛なりし山上村三上家(砂子田三上)の如き、荷造鐵を以
て、山上より大阪までつゞげたりとさへ傳へられ、阿毘縁木下家、印賀青砥家(製鐵部參照)生山段塚
根雨近藤家等が斯界に雄飛せる様は蓋し目ざましきものありしなり。今一斑を窺ふ資料の一として、
現今に至るまで尙大阪に鉄店を有し關西鉄業界の權威たる近藤家の製鐵賣買開始に關する事蹟を舉

げん。因に本郡出身大坂鐵商、名越愛助等の活躍は傳配部にあり。

近藤家製鐵事業沿革概要(抄)

近藤壽一郎述

製鐵業の創始

近藤家三代の主人平右衛門(傳記參照)は天資聰明で霸氣に富み而かも精力家であつたが年少の頃より既に鐵に着眼し年齒十三にし
て岡上に鐵を商ひしたるが鐵に關係せし事の初めて以來鐵を取扱ふ事數年日から經驗の積むに従つて製鐵業の有利なる確信を得て
安永八年山上村大字笠木谷中山に於て初めて製鐵工場を設立す。以後事業は順調に進み現代喜兵衛に至るまで四世の間代々家業に
熱心なる主人相續して今日に及ぶ往時郡内は製鐵業者群雄割據の有様で互に精力を競ふたものであつたが創始以來百四十餘年にし
て終に本郡の製鐵業は近藤家の統一する處となつた。中國の砂鐵精煉事業は往古より傳はれるもので明治以前我國の鐵の供給は殆
んど全部中國の砂鐵より供給せる所である。産出する國別は播磨、美作、備中、備後、安藝、伯耆、出雲、石見の八國の分水嶺及
び其支脈の互る地方であるが就中日野郡の鐵鋼は精煉技術の優秀にして品質の良好なるを以て全國に名をなせるは近藤家代々斯業
に熱心にして業務に忠實なりしに由ることが多い。(註大阪鐵店亦三代平右衛門の開きし所)

(編者曰、我郡の誇として、將重要産物なりし鐵も、明治三十年代に入りては全く沈滞期に入り、再びたつ能はざるものゝ如く
なりしが、大正に入り世界戦争となるや、勃然として再燃し、地下に埋没せる鐵滓(前記大鍛冶屋の鐵滓)を掘りてふき分くる
に至り、製鐵熱最高潮に達し、新式爐も所々に見らるゝに至りしが、戦争終熄と共に再び廢絶するに至れり。)

(中畧)明治維新後洋鐵の輸入が盛んになる様になつてからは當地方の製鐵業は外鐵と競争せねばならぬ事になつたが、砂鐵を原
料とする當地方の舊式の製鐵術は原料の性質上根本から進歩したる洋式の冶金術を加味する事が出来ず外鐵に對して經濟的に競争
することが困難になつた。茲に於て原價を安くする方法としては出来るだけ一工場にて多量生産を行ひて經常費の割合を安くする
事及び度々工場を移轉する經費を節する爲めに適當の位置に工場を固定する必要を生じた。恰かも土木技術は進み縣道里道の開設

されて至る所車馬の通ずる様になつたから此の目的を達するに都合よく昔の如く山林を追ふて移轉する風が少なくなつた。
(後略) (註織賣買については前節已に委敷述べたれば更に贅せず)

一般商工業については寛政御條目にも語るが如く、商業を賤しむ當時の風習と、農村政策上よりの制肘によりて、自然我日野郡の如きは、商業的に發展すること能はざりしや明なり。御條目一節に

一近年風俗惡敷なり、商人多く成り候村々も相聞え候。兼て御法度之儀不埒之事に候此度取調被 仰付候間今來年之内に本に返り可申候云々

一在中往還宿場之外店假り小屋御制禁之所近來猥に相成相聞候急度相改可申候

次に地方商業に關係ある資料及機關に關する説明を掲げて尙概況を窺ふ料とせん。

一商賣人在之在々百姓へ借銀借米利息ノ儀御國替ノ砌ヨリ如被定今以テ銀子ハ二割米ハ三割タルベシ並ニ米ヲ銀ニ直シ月借等此以後一切停止之此旨於相背ハ取候者モ双方可被所嚴科モノ也

寛文四年十一月朔日

一商人共魚鳥をうり候儀きつと御さしとめ被成候看入用のものは鳥取米子倉吉にまかり出相ととのへ可申在中にて魚鳥を賣買仕るを在役人鉢屋共見付次第其品物は押取可致其人は牢屋仰付けらるべき事

寛政九年三月御條目

其他詳細にわたる事項及物價度量衡等については政治經濟部に譲るついで見るべし。

第九節 工 業

本郡の工業としては、第四節に特記したる製鉄業をて白眉とせざるべからず。今再こゝに贅せず。由

來本郡は山に炭焚き田に耕すを以て主業とせる所なれば、建築製作等特に記載すべきものなしといへども、農村相應に發達せるものあり。大工、木挽、左官、粉師、鍛冶屋、石屋、桶屋、疊屋等各村に住居し、各需用に應じたり。但大工は石州より、屋根屋と稱する茅葺をなす職人は、多くは備中安藝地方より、毎年入り來るもの多かりしが如し。今文献及口碑に存する特殊工業その他工業に關する資料二三をあげて當時の狀況を窺ふこととせん。

一、油及木臘 かの有名なる板井原吉岡家藏歳々萬覺日記中に左の記事あり。

明和五年拾一月黒坂才八日野半郡煉油并生らうそく店被仰付候由徳本氏より御觸被成候江尾姫路屋ハ三四年以前より被仰付置候此度より兩所なり。(其後姫路屋ハ御取上可成不殘才八也)

明治九年九月黒坂村才八煉油并蠟燭株被仰付候に付他所油蠟燭買取候義不相成候旨當郡中被觸候又歷年大雜記中に左の文あり。

一文政元年二月物産方を蠟座役場となす

一明治二年西五月朔日此度御改蠟座被仰付候國內數年來生蠟致出來候處京大阪より晒蠟取分大分の金銀差登候事不益の儀殊に御國産物と相成候に付此以後於御國晒蠟被仰付段向後他所蠟停止被仰付候

斯の如く他國品防遏自足自給の方針をとり舊藩中は國産奨励の爲め、鳥取市敷片原町に、國産場を設置し、因伯の櫛實を買入れ、黄蠟を製造す。職人十戸あり。之を晒し國産場に納む。國産物は之を蠟燭製造人に拂下る規定にて、櫛實黄蠟晒蠟とも民間に於て私に賣買するを禁じたり。(岩美郡史による)

因に本郡に櫛の實を産出したるは口日野に限られたるが如し

二、荒田紙及眞住紙 神奈川村武庫の荒田紙は寛延年間福島利平といふ人、因幡國佐治谷より、紙漉法を傳習し、此業を始めてより、明治七八年比まで同業家十軒許ありしも、追々衰微し今は全く其跡絶わたり。

根雨町眞住紙 創始年代創始者不詳。製造戸數、濁谷部落の二拾餘戸にして、三椏雁皮楮を原料として、年二百束位製造せしが、煙草作のために壓せられ、次第に廢止し現今一戸を存す。

三、根雨及江尾の菅笠 (鳥取縣副業調査書に依)

文書の徴すべきものなきも根雨にては今より二百年前に創始せしものならんかそれより明治維新當時迄は町内の婦女子は殆どこれに従事し、田圃の大部は菅田なりきといふ。當地は陰陽の要衝にあたり、所謂四十曲の口を扼し、參宮者大社參人等の通行頻繁なりしを以て、その需要に應じたるものなり。江尾亦根雨についておこりしものならんか。むかしは盛に製造せしが、明治四十年代に入りて時世に伴ひ衰微せり。

四、貝田柄杓 (同上)(野史にもあり)

文書の徴すべきものなきも、今より百年位前藤原重兵衛(現戸主藤原教一の四代前)の創始にかゝるといふ。現今の製造者十戸内外なり。又貝田にては面津と稱する曲物の食器を製す。こは今より五六十年前遠藤治三郎の祖父清兵衛の起業せるものなりと。

五、杓子 下蚊屋にては又往古より大山々麓自生の産木を原料とし、製造に従事せしこと各家に残

れる。古道具によりて知らる。又同村大字宮市にては木製汁杓子を製造せり。

六、木地物 米澤村下蚊屋にては木地物漆器を作れり。蓋數百年前の起原にかゝり、小椋家の始むる所なりといふ。大山々麓の樹木を利用し盛に製造せしが、大岩初代八郎治(小椋家と同祖)明治二十年比三王原十數町の田地を開墾せしより、多く稻作によりて生活することとなり、今にては小椋家にて製造販賣するのみなり。同家に承平五年十一月文書といふものあり。

近江國愛知郡小椋庄筒井轆轤師職頭之事稱四品小野宮製作被殘相勤之所神妙之由候也云々として左大臣及器奎之助の署名あり。其由來を知るによしなきも職業に對する觀念を伺ふに足るものあり。(其他文書採録せず)尙天保十四年卯八月宗門手形之本書あり。無木地師勝五郎と申者生國江州愛知郡筒井正八幡宮之氏子にて則當麻檀那代々禪宗に紛無御座候諸國山々致住居山木相畫し候得者折々住所替仕候て諸國散在之儀に候間云々」として歸雲庵禪惠の名を署せり。即ち此職を近江の國より傳へられたるものか。

編者曰、本郡内雜木類豊富なるを以て、下駄、木柄、傘轆轤妻楊子其他小器製作等頗る有望なり。

七、下黒坂の瓦 今より二百年前高橋茂平なるもの創始し今日に至る。此外二部山上及び日光に製造所あり。

八、紺屋 各村に紺屋(コウヤといふ)なるものあり。主として藍染に従事す。天保十四年正月付印賀福市屋孫左衛門より米子藍製場御役所宛の左の文書あり。

天保十四年正月

乍恐奉願口上之覺

一私儀七年以前藍製御役所より日野郡西構紺屋共藍問屋被。仰付是迄相勤申上候處追々及老年に甚病身ニ相成迎も此余難相勤依之
藍問屋御免被 仰付被爲下候様奉願上候尤當時御差支ニ相成候ハ、忝長右衛門江跡役被 仰付候ハ、相勤申上候右之段宜敷乍恐
奉願上候以上

天保十四年卯正月 日

日野郡大宮村 福市屋 孫 左 衛 門

米 子
藍 製 場

御 役 所

九、疊表 について野史卷十四、元祿十五年の條に「一東代四十一匁六分五厘、十六年四十四匁七分三厘（久代年來記）中次二十疊替手間賃十二匁、寶永四年三十五匁八分三厘、さつま拾三疊此替手間賃五匁二分（久代文書）の記事あり。吉川家文書に「明和六年二月新疊十一通り縫ひ板入の分賃一匁百九拾文壹疊ニ付百七十文」とあり。以前本郡にて疊表を織りしものか明かならざるも、明かに本郡にて蘭草を作り疊表を製造せしは、明治十六七年頃にして、創始者は宮内村倉光武吉なるものなり。

一〇、石灰 （野史にもあり）

神福の石灰 年代不詳なるも夙くより繼續せりと。創始者は伊藤幾四郎長谷川文三郎にて維新前は千五百貫位なりしが今は二千五百貫を製するに至れり。

多里の石灰 今より百數十年前（年月日不詳）多里宿足羽武平（現戸主岩太郎曾祖父）新屋小森篠原山に製造場を設け數年前迄繼續す。尙船越勝次郎明治元年に製造場設立、近時木炭高價にて收支償はず爲めに中止せり。年製造高前者千貫以上後者七百貫内外なりしと。

年忌奉納日上之覺

一、延保七年以前、藍製御役所より日野郡西横新屋共、藍製御役所、御付役所、相動車土候御役所及老守、其御役所一併成御、此全種御役所之
藍問屋御免役、御付役所、下候様、本願土候、九宮時御役所、御成候、御付候、御役所、相動車土候、右之御役所、宣敷奉
奉願土候以上

天保十四年四月廿日

日野郡大宮村 相動車 孫 左 衛 門

藍製場

御役所

九、疊表

一〇、石灰 (野史にもあり)
神福の石灰 年代不詳なるも、夙より、繼續せし。創始者は伊藤幾四郎長谷川文三郎にて、維新前は
千五百貫位なりしが、今は二千五百貫を製するに至り。
多里の石灰 今より百數十年前(年月不詳)多里宿足村武平(現戸土岩太郎曾祖父)新屋小森藤原由
に製造場を設け、數年前迄繼續す。尙船越勝次郎明治元年に製造場設立、近時木炭高價に、收支償はす
爲りに中止せり。年製造高前者千貫以上後者七百貫内外なりしと。

九、疊表 一〇、石灰

野史にもあり
神福の石灰 年代不詳なるも、夙より、繼續せし。創始者は伊藤幾四郎長谷川文三郎にて、維新前は
千五百貫位なりしが、今は二千五百貫を製するに至り。
多里の石灰 今より百數十年前(年月不詳)多里宿足村武平(現戸土岩太郎曾祖父)新屋小森藤原由
に製造場を設け、數年前迄繼續す。尙船越勝次郎明治元年に製造場設立、近時木炭高價に、收支償はす
爲りに中止せり。年製造高前者千貫以上後者七百貫内外なりしと。

第九章 衛生

第九章 衛生

第一節 個人衛生及公衆衛生

最近に至るまで、衛生思想頗る幼稚にして、唯々天然によりて、清冽の水をのみ、清澄の空氣を吸ひ、朝に星を戴いて出で、夕に月を踏んで還る田園生活は、自然に個人を強健ならしめたるに過ぎず。

公衆衛生に至つては、更に何等施設せらるゝものなく、行事として、盆掃除、節季の煤掃は清潔法の一種とも見るべく、疫病、チブス(傷寒といふ)其他流行病も、自家療養を當然とし、多くは加持祈禱に依頼し、爲めに慘害を受くること少からざりき。(天變地異参照)
當時痘瘡、水痘、麻疹を三厄といへり。

又墮胎(洗子の事なり。社會教育部参照)の風盛にして、三人以上は、産婦、直に膝にてしき殺し、屍體は胞衣と共に座の下に埋めたるもの、如し。曾て某家の焼けたる時納戸の床下より小き頭骨夥しく出でたることすらありといふ。従て現今に比し子供の數頗る少かりき。懐胎五ヶ月にて岩田帶とて腹巻をする例にて、産褥にては女子は高きすがりものによりかゝりたり。

産後子供の手當としては、數日間も乳を與へず路の根又は大黃甘草及紅花(ハナ)を煎じたるものを吞ましめ毒を下すと稱せり。

母乳の與へ方頗る不規則にて、從て肝臟病等をおこす嬰兒頗る多く、ヘキと稱し炙をすうるを例とせり。かゝる有様なれば嬰兒の死亡率は頗る高かりき。百日目をマ、食ひとて、粒食の儀を行ふこと風俗史に記したるが如し。

第二節 衛生機關

各地方に醫業をいとなむものありしかども、多くは素養を缺き、傷寒論、金匱、醫事小言二三の醫書を金科玉條とし、漢法を墨守するに過ぎず。浪人、神官の内職たるの觀すらありき。幕末にあたり、山上村池田涼庵、京都に遊び時の名醫新宮涼庭に學ぶこと數年、漢洋折衷法を傳へ、地方に貢獻せり。當時かくの如く上京せるものを京學といへり。これと相並びて、二部宿に足羽純亭あり。シイボルトの孫弟子にて(傳記參照)本郡内の扁鵲として尊重せられたり。蓋し本郡在住の醫師界に於ける二明星なりけり。又本郡にては神主中、醫を兼ねるもの多く、畑池下安井の安江、阿毘縁内藤、茶屋内藤、上菅宇田等醫書の存するあり。本郡衛生に直接關係なきも、山上村出身に内藤忠徹あり。(傳記參照)大宮村(勝部玄子を出す)出身進藤玄徳(傳未詳)は有名なる洋醫稻村三白に從學し江尾村三谷泰作(傳記參照)は蘭醫藤森普山の門人として共に洋法研究の先驅をなせるは蓋異數とすべし。又二部の醫師足羽泰順の子純亭の弟、文庵良深立見の三人は何れも洋醫を修め二兄は池田侯の侍醫たり。立見は軍醫として會津役に從へり。其他伊藤雄哉(宥齋ともあり)は新宮涼閣に學びしこと涼閣書翰にあり。漢法より次第に洋法に傾きつ、

ある趨勢を見るに足る。

今維新前後に於ける醫師名を村別にあぐれば左の如し。

山上村	足羽純之右衛門	池田文哉	(前記)
石見村	池田涼庵	池田文哉	(前記)
	杠 ^{ユヅリハ} 珍齋	吾郷文哉	(浪人醫師苗字 帶刀御免能筆)
印賀村	吾郷楊玄	吾郷文哉	
	大淵慎吾	上田元毅	(漢學者傳記參照)
多里村	秋律收齋		詩文に長じ文字尤も善し(傳記參照)
阿毘縁村	高木謙丈	内藤鈴男	
上菅村	宇田權頭	同 喜代美	
黒坂村	長谷部健壽	松尾方策	長谷部靜男
下菅村	田邊寛齋		
古市村	三刀谷環		
下安井村	石原佳美		
神戸上村	相見光庵	荒木玄生	(光庵ノ養子 二人共骨接醫)
二部村	足羽泰順	足羽純亭	山根浪江
溝口村	大江文泰	伊藤雄哉	後藤養伯

因に産兒の場合に於ける助産婦は、たゞ經驗に依頼せる引上げ姿といふ懸意先の老婆をして助産の事、後始末手當等に當らしむること、せり。又病氣治療の方法として、鍼灸術あり、又家傳の妙藥ひねり術等も行はれたり。又農家一般に越中富山を主として、賣藥を使用せり。

第三節 蘭法醫術の勃興

享保の比より蘭學の我國に入るや、先づその必要を感じたるは醫家にして、精巧なる解剖圖等にうごかされ、前野杉田大槻宇田川等先蹤を示し、前述の如く我が藩よりも稻村三伯の出づるあり。我郡の先進者亦これと響應せり。蘭法醫術次第に我僻地にも入るに至れること前陳の如し。(洋學部参照)我郡醫界に於て尤も新研究に頭を傾け、新進路を開ける點に於ては、二部足羽家を推さざるべからず。(傳記参照)殊に純亭に至り、兄弟四人良醫として名あり、純亭の長男學も亦長州神戸等に蘭學醫學を修めんとし、事成らずして逝けりといへども、現に家に存せる蘭學書によりてもその志を窺ふべし、純亭は當時に於ける關西の二大家、長州の青木周弼大阪の緒方洪庵及京の新宮涼閣等と常に書翰を往復して、病理の研究をなし。又子弟を送りて修業せしめたり。これによりて本郡の醫界に及したる影響は甚大なるものありしが如く、全郡の醫師は純亭に私淑して、來つて教を乞ふものも多かりき。次に掲ぐる文書は醫學の傾向及中央醫界と本郡との關係を知ると同時に、音信不便の際に於て尙足羽一門の熱心なる研究的態度と、名醫が如何に指導を惜まざりしかを見るに足る最も貴重なる資料なりとす。

編者曰名醫の書簡ゆゑ、直接關係なき文句もそのまゝ煩を厭はず抄録せり。

緒方洪庵は備中足守藩士、洋醫中天遊、坪井信道、宇田川玄真に就き醫學洋學を修め、更に長崎にゆき、蘭醫につきて學ぶ。再大阪に歸る。名聲頗る揚り、生徒雲集す。後幕府の侍醫となる。

緒方洪庵書簡

一書拜啓甚寒之節御座候處愈御清適被成御起居奉賀候隨而草屋長少無異乍憚御省念可被下候

他日は久々にて拜顔大慶之至奉存候其後化倫草越幾斯一目御送り被成下奉多謝候其後可然腺病患者無之未だ相試不申候渡邊卯三郎事は歸國し居候ニ付過日國許へ送り遣し候扶氏遺訓二帙三帙出來ニ付差上候

一家島林十と申す人過日來登坂治療致し遣し候追々聲咽痛共輕快致し候此度歸國に付大兄へ方書申上吳との事にて御座候元來潜伏梅毒と察候故升承丸相用發泡相施し候事に御座候今度丸藥三十日分遣候得共劇劑之事故餘り長服も如何に御座候服し終りに相成候ハ、又々可然御工夫奉祈候 劑は

右
蜀 平 泉 山 牛 房 無 花 果
蜀 葵 根 霸 王 鹽 甘 艸



緒方洪庵書簡
方部 洪足 庶羽 書家 簡藏

丸藥は扶氏升承丸承量五分片之一ヲ一帖とし一日三帖但し健胃丸と合し遣せり右過日之御禮答旁草々如此御座候尙爲道爲人千萬御自重奉祈候恐々不備

十二月四日

足羽 深 藏様 (註純亭弟其深の事)

同書翰

華簡奈拜見仕候如昔論未 拜接候へ共秋冷之節愈御清適被成御起居奉賀候然ば不存寄御菓子料一封御惠投被下御懇情之至奉謝候
乍併甚痛入候次第奉存候備中矢吹永三郎とか申す人之御容體書巨細拜見いたし申候御文面に由て考フルニ所謂ズカルテシーキテ
ン黒物吐下ナルベシ是レ胃腸腸間膜等ノ血脈末梢ニ血液滯滞シテ敗黒シ酸勵物トナリ終ニ破綻シ腸胃内ニ漏泄シ上下ニ排泄スル
病ト譯スナラベシ是レ胃腸腸間膜等ノ血脈末梢ニ血液滯滞シテ敗黒シ酸勵物トナリ終ニ破綻シ腸胃内ニ漏泄シ上下ニ排泄スル
者ニテ大抵ミナ不治ニ屬スト云ヘリ拙生杯今迄テ經驗スル所一人モ治セシ者ナシ治法ハ發病ノ間ハ緩和凝鎮痛ノ藥ヲ用ヒ香竄
藥ノ浴法ヲ行ヒ差後ハ苦味解凝強壯之處方シ兼テ屢々解凝ノ灌腸法ヲ行フベシト云ヘリ御考へ合セ治法御工夫被成度奉存候大抵
病末虚脱ニ陥リ或ハ水腫病ニ轉シテ斃ル、ヲ常トスル者ニ有之候

右御尋ニ隨ヒ愚按申上候而已親診セザルノ患者中レルカ否カハ予ガ知ル所ニ無御座候華帖今夕到着飛脚明日出立之よし故不取敢
深更相認メ亂筆混文御解シ難くと察申上候宜ク御推讀可被下候 恐々頓首

八月廿七日夜

緒方 洪 庶

足翁 其 齋様 (純亭之事)

青木周弼手簡

稟雲辱拜讀如諭秋冷中益御清福被成御起居候由奉欣喜候老拙無事眠食御省念可被下候扱ハ米子一宮豪鹿島氏之病案縷々被仰下奉
拜承候是迄御治法百計於老拙も格別之案も無之候態々命を蒙リ候事ニ付愚考別紙ニ申上候肯綮に中候や否や無覺東候萬々御諒察
可被下候爲御看料金二百疋御惠賜被下千萬忝致拜納候遠方に御配慮之程奉痛却候別紙申上候藥にて功驗無之候は、ヘイダラヨ
ダスポツトアス或は海綿霜とも御試用可被成外部方吐酒膏にて發疹致候も間々奇驗有之候何も御取捨可被下候當地印地霍亂流行
大に困難申候右拜答如此御座候時氣爲道御自愛千萬奉祈候 草々頓首

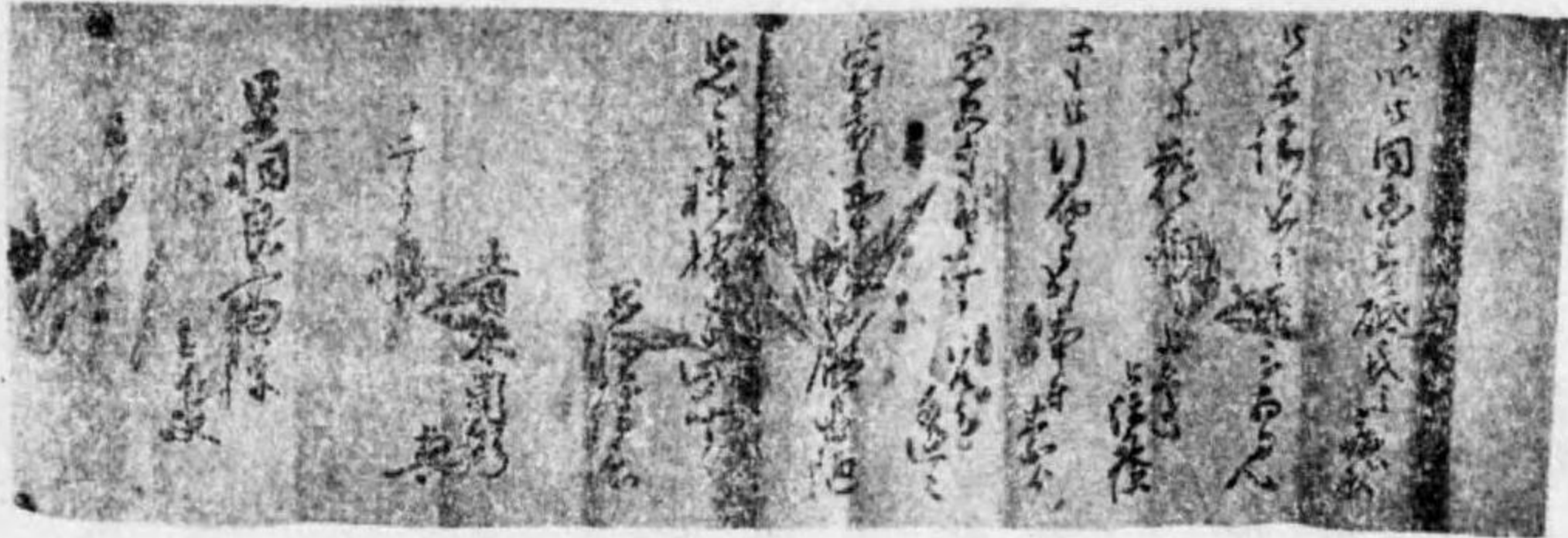
九月十四日

青木 周 弼
亮 書 判

足羽其齋様

幾重にも御自珍奉祈上候

同 研 藏



青二 木部 周足 彌羽 書家 簡藏



新二 宮部 涼足 關羽 書家 簡藏

同人手簡 (御來應も沍寒之中御自愛奉祈候頓首)

未能拜奉之處忽接稟辱奉拜讀候沍寒之節御座候所
彌以御多福被成御起居候由奉欣慰候然ば往年は圭齋
君遙ニ御尋被下御滯熟被成候所何も御稗益相成候事
も無之不堪愧悚候此度態飛脚を以御同國青砥氏の症
狀御示諭被成下再三拜見仕候所難病之上是迄御治療
等も御行届被成候事ニ付素より愚案も無御座候乍去
遙々蒙命候事故不願固陋別紙相認申上候よろしく御
指揮可被下候猶金壹封爲御看料御惠贈被成千萬難有
奉拜納候望外之賜却而奉痛入候時爲道御自珍奉祈候
先ハ御禮報迄如此御座候 恐惶謹言

十二月十八日 青木 周 弼書判

足羽其齋様侍史

新宮涼閣之手簡

婦人年二十一歳四年前産兒後患水腫久而治只有胸部
悸動心下痞問短氣息迫等諸症百方不治門生大江宥齋
請其處方余曰不親診其患者而處方甚難哉胸中脈痛乎
脾病乎胃病乎子宮病乎未可果知處方實難宥齋懇請不止乃執筆心臆近傍血痛則宜靜養延年

脾臟閉塞則宜處解凝閉達劑

胃病則宜與健胃劑鐵劑

子宮病則宜用正氣天香湯

按施胃病子宮病療方當有效驗

戊午五月

寧壽堂主人涼閣印

某醫手簡

貴國日野郡青砥某氏ノ病症縷々記載シテ示諭スル所ノ高按捧讀シテ反覆推考スルニ年齡稍高ク且ツ其病貴要ノ部ニ在リ危難ノ症タルコト論フ俟ズシテ知ルベシ唯國手ノ救療宜ヲ得ルニ非レバ性命ヲ維持シテ争カ今日ニ及ブベケンヤ。羸瘦骨立吐痰血瘰等ハ肺臟ノ所患ニシテ幸ニ胸痛發熱盜汗ノ症ナク、脈細微ナレトモ數ニ至ラズ、未ダ眞ノ肺癆ニ陷ザルナラン。然レドモ殘臘枯木雖瀆不潤モノニシテ神丹靈藥モ効ヲ奏シ難カルベシ、國手ノ處置スル方劑ノ如キハ至矣盡矣之ヲ捨テ療法ノ他ニ求ムベキコトナシ、貴論云ク體質黑膽汁平常豪飲膏粱ニ飽キ安逸ヲ縱ニスト病資テ起ラザルコトヲ得ズ是レ原因タルコト晰然タリ曩ニ心下苦悶談論應接ヲ惡ミ死期ヲ計リ當今心下猶痞問左胸下拘攣等ニ據リテ按ズルニ門脈系統モ其害ヲ免ル、コト能ハズ肝脾寒沈重病ヲ兼攝スル者乎依蘭苦劑雞羹汁等ハ本病應對ノ方法ニシテ關ク可ラザルナリ護謨安沒尼亞幾牛膽石鹼其他苦味解凝ノ品味或ハ食不進トキハ格倫僕牛膽等ノ丸子ヲ製シテ兼服スルモ妨ゲナカルベシ若シ精力稍旺ナルトキハ酒石硫黃乳等配合ノ劑試用スルモ可ナラン乎酒客膏粱家ノ如キハ高年ニ及テ黑病ヲ發スルコト多シ門脈ノ血凝テ膠漆ノ如ク然リ病末動モスレバ黑尿或ハ黑血ヲ下スコトアリ多年實驗スル所ナリ只恐クハ親ク望問セズシテ私儀妄論ヲ附呈ス膏ニ隔靴搔痒ノ憾ノミナラズ方柄圓鑿病藥相容ザルコト必セリ遙ニ下問ヲ辱ス情意懇懇敢テ愚按ヲ竭サザル事ヲ得ズ高明請恕察焉頓首再拜

第四節 醫事雜件

一、嘉永五年二月種痘を當村の子供三人に江尾村山根の太夫様にして貰ひたり(三好文書)

一、生山段塚家の抱儒者に高松玄門といふ人あり。徂徠派の學者にして、醫術に長じ、傷寒論を講ず。我郡に此論の入りたる初めか。

一、大正十一年を蹟る八十餘年前(嘉永五のことか)足羽純亭、種痘醫として、施術せりと。「ほうそうせぬものは我子と思ふな。」といふ諺ありき。前記玄門氏は「天然痘をしたものは強し。」といへりとぞ。(後項觸書参照)

一、藥種は草根木皮にして、唐藥を貴び、ことに人參を最高貴のものとしり。これにつぎて熊膽、犀牛角を用ひ、黃蓮、芍藥、大黃、柴胡、木通、枳殼、商陸、半夏、麥門冬等多數の本草を研究して路傍山野に之を採集又は栽培して使用す、其の處方は匙にて大、中、小に別ちたるのみ、目的は汗、吐瀉の三法を出でず、慶應の比七新藥(ヨード加里外六點(不明))出で面目あらたまれり。

一、宇田家文書に紅毛膏藥製煉方なるものありといふ。中に紅毛チャンなる藥品を記す。膏藥の名をかゝぐ。

カンフラト(イタミ止)

コムゴムス(フチ膏)

アホストロヨム(クサラシ)

デキスイビホリコス(毒ヌキ)

エキヒシヤゴム(クサラシ)

ソレムステルキルハシリコン(ヌキ出シ)

以上等紅毛シイボルト傳來。

一、折衷家にては、扶氏經驗遺訓、泰西醫範、提綱解剖圖等を用ふ。

一、畑池安江家に元祿版和語本草綱目(十冊)正徳版藥性能毒大成(九冊)を藏す。

一、西洋醫にては大阪に緒方洪庵あり、日本一の稱あり。純漢法を持続せるものに、東京に淺田宗伯あり。醫家多く二氏を宗とす。

一、明治九年、足羽純亭が、下石見古郡源八のために、腸膜炎注射を施したり。これ本郡注射の始めかど。

一、舊時代の醫師は、藥代、謝儀をとらす。すべて、盆、正月に藥禮として患家の心付を受くるのみなりき。これを封中といふ、當時俗語あり。

醫者の藥禮と奥山つゝじどりに行かれずさき次第

一、明治五年コロリ(虎列刺)の達あり。勝部玄良(大宮出身)に手配せしむ。

一、明治十五年、永井專齋が衛生課長たりし時、從來醫に免狀を與へたりと。

編者いふ右三節の材料は主として、矢村弑郎氏の直話による。

一、因府年表 天明四年の條に左の記事あり。

三月末比疫病流行遠近に流傳し貧民の死亡最多し、其病體傷寒に似て絶命の後遍體色墨を塗りたるが如く、俗に之を昆命坊クシロシボウ或は得手物とアダ名せり、其甚しきに至つては全家を煩はし一家を空しうするに至る窮厄尤盛なり

一、種痘醫に關する明治初年の觸書を左にかゝぐ。

左之趣村々未々迄不洩様可申渡事

郡 司 民政局

月瀬構大庄屋 拜見

大宮構大庄屋 拜見

種痘醫師左之面々村々相廻候ニ付何れも被懸念種痘致し貰候様先達而度々被 仰渡御趣意相守候儀ニ者有之候得共近來自然痘流行致し間々に者難痘ニ而死去致し候ものも有之哉に候處昨年柄凶荒に付而者謝禮差廻り種痘不致趣も相聞難ケ數事ニ付當年限右

醫師共宿料者銘々迷惑不相成様被成潰候間無懸念種痘致し候様可被申諭候右等厚き御趣意も不辨再感之疑念狹種痘不致もの者急度被仰付品有之候間其旨相心得村々未々迄不洩様至急申渡穢多村々者別而嚴重可申渡事

尙以當秋ニ至り相當之謝禮致し候儀者銘々心得ニ有之事ニ付村役人手前江差圖可申入間其旨も可申渡置候且又右醫師宿料 御上拂ニ被仰付候間別帳ニして差出可申事

日野郡足羽 純 亭

奥日野郡印賀村 三 貞

矢戸村 岩 穂

一此度總學局醫學寮休業ニ付是迄之通民政局ニ而御趣向相立候間此旨村々へ爲心得置可申事

一燔硝師共只今迄於在中白燔硝取相納々候處御買上之儀當分御見合相成候間郡中ニ而相稔居申候得者此段可申渡事

一、三頁の後嗣元毅種痘の句あり。

天降 僊花 栽之 干人

神醫 一出 四海 皆春

第十章
風俗

第十章 風俗

上代に於ける風俗は、石器時代の石棒、石斧及古墳出土の刀劔（金被の束を有せるものあること原始時代にいへるが如し）金環、銀環、曲玉、及埴輪馬、破片、土器によりても大體に推定するを得べく、山青く水長き所謂日野川兩岸の地帯に、鐵をもとめ、山に狩しつゝ、極めて豊富なる生活を樂みつゝ、石器時代より鐵器時代に、狩獵時代より農業時代に、比較的長足の進歩をなしたるもの、如し。有史時代となつては、吉備津彦の入國あり。ついで郡司の入郡あり。中央の影響をうけたること知るべし。殊に出雲文化の影響頗る大なるものありき。王朝時代より鎌倉時代に入りては、長谷部信連の來郡せるあり。南北朝の比より出入次第に多く、戰國時代には毛利尼子折衝の巷となり、風俗も日本一斑の形式に伴ひて發達し、徳川時代に至りては、現存古老の記憶に新なるが如く、結髪、帶刀（百姓町人は短刀を帶ぶること他篇にも散見せるが如し）の風俗をなし、家居等、略々現今に異なることなきに至りしなり。本郡にても、奥部と口部、村落と町家と多少の相違あり。一々これを記述するは容易の業にあらず。されどもこれを概観すれば、本郡は農業を生計とするもの、大多數を占むるを以て、自然に人情素朴敦厚にして、質實剛健の風に富み、從て華美柔弱の俗にうつること少し。上代より近古に至るまでは、特に文献の徵すべまものなきを以て、一般風俗史に譲りてこゝにはす。

第一節 衣食住付頭髮其他

衣服は現今も平生は多く木綿着物を着し、殊に農民は平素山袷股引を用ひ、冠婚葬祭の外、羽織袴を

用ひず。衣服の如き明治二十年頃までは、農家の片手間になしたる手紡手織物多かりしが、次第に大工業に壓せらるゝと、都會風の浸潤によりて、漸次手織の影を見ざるに至り購入品を用ふると同時に他方には絹布を用るやうになりたり。雨具も初年には合羽蓑(ワラ、ヒロリ、ヤマガキにて作)なりしが、明治二十年前後より毛布マントを用ふるやうになり、三十年代に入りて、インバネス、コート等を用意せざるものなきに至り、晴れの場合には、男子は帽子、女子は絹傘を用ふること、なれり。(條目参照) 地方にて毛布を初めて着たるは新開隊にて當時三兩位のものか、又大庄屋中庄屋の雨具は、ムクゲ蓑(上に淺黄糸のあみをかけたり)にて、人の羨望の的となれりぞ。(山根幸史直話) 足に穿つものは下駄木履は依然として變らざれども、藁竹皮菅の緒は帛、皮の緒となり、八ツ折草履、ゴム裏足袋も用ひらるゝことなり、草鞋、草履の製作も多少の減退の傾あり。されども旅行の草鞋、農作の足半草履はなほ重寶として用ひらる。雪中のツマゴ、コモグツ、は今も尙便利なるものとして愛用す。木片を曲げて作れるガンジキは大雪降れる山野を、跋涉する唯一のものとして、今尙廢れず。主食物は米にして、麥は口日野地方にて混用せらるゝのみ。これ多く一毛作なると、山間僻地に至るまで稻田多く、産米高比較的大なるによる。副食物としては豆、蔬菜を主とし、平素に於ては魚類を食すること少し。これ交通不便なると、産地を距ること遠きによる。魚類の輸入先は奥部は多く出雲路よりし、口部は多く米子よりす。近來自轉車自動車汽車の便開くるに従ひ。魚類の入ることも次第に多からんとする傾あり。又十年前までは農民の牛肉を食ふことを壓ふの風ありしが、近來次第に廢れてこれを食はざるもの殆んど無きに至れり。住家は茅葺大多數を占め、雪所なれば一般に堅牢なり。農家は多

く採光悪しきもの多く、内厩を附せるもの少からず。不潔なるもの少からざりしが、近來衛生思想の發達と共に漸次改良されつゝあり。町家は瓦葺、粉葺のもの多く、農家も亦その數を増し玄關作となる傾あり。現存せる古き家を見るに、土臺と稱する横木なく、直に礎に柱をたつものあり。主柱は必ず座敷の中央にあり。奇觀を呈す。又屋根に枋をならべ、その上にチャングワラと稱する薄き玄武岩等をのせてしたる、所謂石屋根なるもの少からざりき。徳川時代の初頭には土藏は農民には許されざりしを以て、これを有するもの稀なりしが何時の比よりか、富有なるもの次第にこれを作るに至り。要之徳川時代には、一般に、儉約令盛に勵行せられ、本藩は、ことにその禁きびしく、絹布を用ゆること能はざるは勿論、其他極端なる禁慾令を布けるを以て天領となれるところにては、絹布ものなごそこへあつけ、また、孔をうがつて埋めたることもありきとは、今なほ古老の語るどころなり。今左に風俗に關係深しとおもはるゝ藩令中、二三を抄記して當時の事情を明かにもん。(政治經濟部採録の史料参照)

一 長押書院禁止

二 三月及五月幟制限

三 羽織又は木綿合羽禁止

四 碁將棋誦鼓和歌俳諧蹴鞠生花三味線淨瑠璃尺八等禁止

五 魚鳥を喰ふこと禁止

これを要するに人間一切の生活慾を奪ひたるの觀あり。今日よりこれを見れば、殆んど了解に苦しむ程にて、隔世の感の頗る深きものあり。

(下黒坂 生田伊太郎藏)

百姓町人共衣服冠之儀ハ風俗に拘り候間美風之身形致間數旨前々ヨリ相觸候趣も有之候得共向後美形之衣服冠等相用候儀彌以御禁制に候萬一心得違之者有之候ハバ見懸り次第召捕吟味ノ上急度可申付候
右之通相觸候間武家方之面々も右心得可罷在旨向々江被相違候

五月(寛政六年)

一筆申入候然此度御家中へ市中歩行之節袴着用致候様被 仰出候に付此以後其方共始帶刀御免之者袴着用之節深笠冠り致通行候儀不相違候并在中之者共對御家中猶又不禮之儀無之様急度可申付旨被 仰出候間左様相心得其段可被申渡候右爲念可申入如此に御座候 恐々謹言

六月三日

野田 幸之進

緒形市兵衛殿

木下 万 作殿

近藤 平右衛門殿

近藤 壽一郎殿

大塚 千 藏殿

野坂彌一右衛門殿

今般從朝廷之御趣意も有之に付別紙之通相觸候様被 仰出候間末々迄不殘可申間事

九月(慶應四年)

辨 務

左兵衛、右兵衛、左衛門、右衛門、亟、允、進、亮、佐、介、伯、輔、助、守、太夫、左馬、右馬

右之外總而拘官名候類可憚候事

家屋の變遷其他について

上古「底津岩根に宮柱太敷建て天高原に千木高知」しと頌したる形式は神社本殿に形式をとゞめ長材をうち違へ葛もちて結ひたる面影は鐵穴小屋に残れり。此地方家屋の古きものは掘立式とて、四角の大柱を土中深くうめ込みたるものなり。その遺法としてのこれるものは、踏輪の銅小屋(熔鑄を碎くために面金をつり上げでおどす仕掛)の四角柱(――)なり。偶々開墾の際等に角柱の深く打込みたるを發掘することあり。この掘出式は王朝時代比に始まり次に述ぶる礎式の始るまで續きたり。現今にも假小屋等にはこの式を用ふ。

中古堀立式建物の遺跡(菅郷生石見巡りの一節)

郡家は郡司の所在地として著はる。金村善古を訪ふ。横地某の子孫にして、元屋敷といふ。庭の一過に二株の老榭あり。周圍何れも四尺に垂んとし玉垣を造り之を神下しの地といふ。月瀬神社祭禮の時名頭として、家の盛衰に關せず。首座を占めて、指揮の任に當る多田氏神職たらざる以前は神勤をなせりといふ。屋敷八畝にあまり。土中堀立の大柱出づといふ。

ついで礎式建造物生ず。これは自然石を主柱(大黒柱といふ)の下を始め、角柱支柱等の下に敷きたるものにて、今なほ舊家にして火災をまぬがれたるもの或は改築せざるものに現存せるを見る。幕末比より漸次土臺式の建造を見るに至る。但町家はよほど早くより土臺を使用したるが如し。屋根については多くは茅葺にして町家は多く石屋根なりしこと前項に記述せるが如し。茅葺の屋根の破風に、破風板を用ひるは、名家に限られたり。交通の便開け大工業の發達するにつれ、粉葺、瓦葺、次第に多くなり明治に入つてより、全く舊態を存せざるに至れり。母屋の外に、長屋、土藏、上雪隠、門、門長屋、塀、等は維新前には中庄屋以上のものの家造に見ることを得たる位なりしが、維新後は戸々經濟のゆるす限り競ふてこれを造營するに至れり。田植歌に「今の日の、田主の屋形は、どれよらず、

八つ棟作りの「檜皮葺」^{ヒツメ}とあるは、王朝の比、國領主豪族僭侈の有様を物語ると共に、資本家、貴族の階級には往々此種のものありしことを知るに足らん。徳川時代に入りては一般に禁制厳しく、家造も質素になり、上流は本小屋作りと稱し普通は小屋作りといふ書方なりき。家の間取には二通り式と三通り式とあり。又通りに中の間を有するものあり。

例の取間家大



例の取間家農



我國民は由來、自然を愛好する心強く、殊に庭園には七木とて、もつこく、木犀、なぎ、南天、柊、たらよう、松の常緑木を尊び、花卉としては梅蘭を好み、竹松を加へて四君子とし賞翫せるが如し。庭園の構造については、植込式(前栽式)と泉水式といひ、前者は京都貴族の寢殿作の影響をうけており、後者は泉石を吟味し、禪味を帯びたるものにて、鎌倉五山に起因せるものにて、この兩者が融和混淆して全國に普及したるものにて、維新前の我郡に於て、一般農民は輕き趣味と厄除等のために、植込をなしたるものあり。上流の家及寺院に至りては泉水を作り、築山燈籠石橋等を築くものあり

き。黒坂泉龍寺の泉水の如きは其の代表なるべし。されども大體よりすれば、出雲地方に比して、著しく庭園趣味の低きを觀る頭髮については女子は、娘の間は、多くは嶋田鬘、銀杏返しを結び、鹿の子(赤きしぼり)きれ皮(色紙片)等をかけたり。一旦婚嫁すれば、嚴に、勝山又はかごわと稱する丸鬘を結び、人妻なることを明かにせり。やゝ老いては兩などいひて一種の卷髪を結ひたりき。又女子は婚姻と共に齒を涅め(鐵漿と五倍子粉にて)貞操の印とせり。又子を生めば必ず眉を剃る例にて今尙多少殘存せり。男子は所謂男髪を結へり。少年には前髪を上げたるものありしが、大人は、上流のものは、總髪又は前頭をせまく剃るを例とし、農民は所謂はんこうとて兩鬢丈のこしたる如き風なりき。もどより時々流行によりて多少の變遷ありたることはいふまでもなし。明治維新の際農民も總髪となりたるものありしに、流言ありて髪を總髪にせるものは唐人(洋人のこと)が來り捕ると。にはかに狼狽して、はんこうにしたる滑稽もありしなり。子供は幼時には大抵頭を剃るを例とし、頂上及前後左右に剃殘し(頂上は多く圓く、他は半圓形又は長方形に)頂上ものをけしといひ、左右のものをびんばんこといひ、前のは前髪後は後髪といひ、各長くのばしたるものありき。女子八歳比になれば多くは前髪の一部をとり上、先づ髪を男鬘にし、次第に、稚兒輪に結ぶを例とせり男子七、八歳になれば、多くは頂上にどんぼと稱するまげを結ぶを例とせり。明治二年比より、男子は次第に斷髪するものあり。始めは切り下げとしたるものもあり。頗る異様のものもありしが、いつしか、結髪のものなきに至れり。されども尤も頑迷のものは大正の今日、なほたま／＼原型をなすものあり。女子の髪も次第に西洋風にうつり、明治二十年代には、少女の束髪を見るに至り。明治三十年代には有夫のもの

も廂髮卷髪もの次第に多く、現今にては娘、人妻の區別更になく、涅齒、剃眉の風も、若き女の間には全く廢るゝに至れり。

左に風俗に關する二、三の文書をかゝげ參考とす。

頭巾法度

安永三年十二月從御公儀頭巾乃法度下。

而脈を隠し候異風なる頭巾かぶり候義御法度に被仰候寛保三亥年にも此之段被仰出候由御書付あり前々より有り來り候丸頭巾角頭巾之外一切かぶり申間敷と被仰出候午十二月之御書出未正月廿五日參る

斬髮笑話

鳥取縣新報 第十一號所載 明治六年三月

當管下九十八區伯耆國日野郡谷川村光木勇藏與中者舊縣ノ時郡長ノ筆生ヲ勤シカ幸未十一月黒坂郡政所へ公用ニテ罷出候折柄大嘗祭豐明ノ節會醮宴ニテ郡司茅原信行ヨリ郡政所へ出頭スベキ由命セラレ視盃頂戴不斗醮酌ノ余リ不圖開化ニ志シ茅原氏へ頭ヲ投出シ剪髮ヲ乞フニ御祭典祝賀ナリトテ茅原氏自ラ勇藏ヲ散髮ニシテ席中役員各賀詞ヲナシ勇藏倍々喜悅シテ大醉ニ至リ終ニ雞明ニ至リ雪中高足駄ヲハキ定宿判屋久五郎方へ歸リシ折柄黒坂宿佐伯和一郎ト云地改筆算ノ者參リ合居リシニ勇藏コレヲ諭シテ曰我今日祝盃ヲ頂戴斗ラマ開化ニ志シ坊主同様ノ頭トナリ其氣味ヨキ事限ナシ何卒足下モ開化ニ志シ玉ヘト云ケレハ和一郎進テ鉢ヲ取出シ勇藏ノ膝へ頭ヲ投出スニ勇藏奮發シテ又斷髮トナシタリ其夜深更ニ及ヒ和一郎自宅ニ歸リ其儘打臥シケルガ其翌朝同人妻和一郎カ頭ヲ見テ仰天シ曰我家ニ嫁キ十餘年睦ジク暮セシカ其頭ヲ見テハ身ノモモヨダツテ一日モ居レズ此儘離縁スベシト大ニ怒リ巴カ着類常着ニ至ル迄不レ殘取集メ嫁入簞笥へ詰ミ錠ヲオロシ既ニ戸口へ出ントスル時勇藏此前ヲ通りカ、リ内ニ何カ騒シキ泣聲ナド聞ユルハ夜前和一郎ヲ斷髮セシヨリ事發リタルニアザルカト苦心シケレトモ至急ノ事件アリテ其儘見メテ郡役所へ至リ公用相スキケレハ歸カケ和一郎宅前ヲ通りカ、リケルニ近隣共寄り集リ居テ驚マシキ故急キ立寄ミルニ案ノ如ク斷髮ヨ

リ事發リ大騒キトナリタル容子故勇藏モ氣毒ニ思ヒ和一郎カ妻へ醉狂ニ事ヨセ由々訛言ナシ又近隣ノモノモ種々取扱ヒ漸ク離縁ノ騒キヲ取ケシ勇藏モ安心シテ歸リケルニ其後和一郎又因循ノ心トナリ再ヒ髮ヲ伸シ髮ヲ結ヒケレハ勇藏之ヲ不快ニ思ヒケル折柄當一月六日黒坂ニテ郡費取纏トシテ正副戸長集會ノ折柄和一郎カ頭ヲ見テ斯ル開化ノ折柄頭ノ長鬚僧サモ憎シ此度ハ妻ヲ離縁スルトモ是非開化天窓ニシテヤラント思フニ和一郎恥入最早今日ハ暮レニ及ケレハ明朝連ニ斷髮可仕トテ自宅ニ歸リ妻ヲ諭シテ曰く我幸未十一月勇藏ノ諭シニヨリ斷髮セシヲ汝憤リ離縁ナドト短氣ヲ起シ近隣迄モ寄集リ剩へ勇藏ニ挨拶致セシカ今日開化ノ時節ニ至リ勇藏へ一言ノ申譯無之ト云ケレバ妻モ漸ク開化ノ眼ヲ開キ如何様後悔先ニタ、ズ併又々勇藏ノ手ニテ剪髮シテハ我レ一言ノ申譯ナシ明朝ハ我レ剪髮シテ開化トヤラニシテ見セント云和一郎モ勇ミ立チ明ルヲ遲シト待居タルニ翌朝妻寢マキノ儘床出鏡臺ヨリ鉢ヲ取出シ今コソ開化ノ三番叟トテ和一郎ガ髮ヲ剪斷ケレ和一郎モ大ニ悅ヒ是テ社勇藏へ申譯立タリト酒肴ニテ高砂ヲ誦ヒケルトゾ眞ニ僻郷ノ景況ヲ見ルニ足ルベシ此如固陋頑愚男女實ニ諭シガタキ者モ自ツカラ甘心シテ斷髮トナル天地開化ノ時節到來セリト云ベシ

流行民諺

いやなじやんぎり(斬髮)思案の茶せん(鬚)

まげのある人 二タ心

じやんぎり頭を叩いて見れば文明開化の音がする

× × × × ×

ちよんまげ頭を叩いて見れば視迷因陋の音がする。

第二節 冠婚葬祭

男子生るれば、三日目を名付日とし、女子生るれば、七日目に命名す。アコ見とて近隣の餅粉を作りて見舞ふ。三十日目をやあがり又忌明けといひ、産土神に参らしむ。(女子穢多しとて三十三日と定む) 近來は二十日位より忌明けといふこと一般の風となれり。百日目をまゝ、食ひといひ式を行ふ。子生るれば、フキ、カンゾウ、ハナを加へたる飲料を與へ、「親のハラ七日」とて七日は母乳を與へず。産婦すがりものによりかゝれり。近時醫學の進歩と共に全く改良せられ、所謂引揚婆も助産婦に代るに至れり、生年の翌年誕生當日に誕生祝をなす。この時大なる餅を作りて負はしめ、又米金墨筆算盤等を置きて、幼児の選むにまかせて先生を卜することあり。四つの年の舊十一月に紐落を祝ひ帶をする例とせり。その後は四十二歳(初老)六十一(還暦)八十八(米賀)九十六(九六といひ祝はねば村がかれるといふ)を祝ふ。七十七(喜壽)を祝ふも稀にあり。諺に「四十二は身が祝ひ六十一は子が祝ふ。」といふことあり。婚姻は媒介人ありて、双方の血統身分を見立て、仲介の勞をとり、結納をかけたる後、吉日を選び結婚を行ふ。此時樽等贈物をなすこと等、一般禮式に則る、特殊なる風俗なし。輿入の時、人足、謠を歌ふ。その聲嬌々として哀音あり。(民謡部参照) 式は大抵夜に入りて行ひ、身分によりて、箏筒、長持の調度より、送迎人數等差あれども、半をきらふこと、忌調等あること、何處も同じ人情なり。三々九度の盃、高砂のうたひ等、近來異式となる傾向あれども、一般に嚴正也。近年迄地方によりて、若衆の嫁見といふ、蠻風ありたれども、今はうすらざたり。葬禮は隣保相扶けて、鄭重に執行ふ。皆土葬なり。死者のあるや、その組合は、直に集りて、葬具の準備となす。葬具は棺廓(四方に五彩の紙をたれ、屋根の頂上に鳳立てり四隅に經句をかける法幢をたる)蓮菊の花籠等

にして、宗旨によりて多少の差あり。親類中の女は皆紙にて忌中髪を結び、白無垢を着る。法侶の讀經、引導終るや、親類の婦人は棺廓より引かれたる木綿のつなを曳き、近親の男子四人は、棺をかつぎ、松火を先導に墓地にすゝむ。此時銅鑼を鳴らし、南無釋迦無尼佛(禪宗)と衷れる節に合唱しつゝ、徐行する也。香奠は米一升に定まり、特に別戀のものは、忌中見舞(又飯進といふ)或は餅、大饅頭を贈る。葬式終れば、合葬人一同に、本膳にて、酒食を呈す。これを仕上といふ。葬儀終りし夜より念佛を始む。近隣相集り、三夜乃至六夜にして、南無阿彌陀佛(ナマイダンプウ)或は南無釋迦無尼佛と數百回を唱へて菩提とす。此時飯進の餅饅頭を饗す。靈祭は法事と稱し、七日、四十九日、三年、七年、十三年、十七年、二十五年、三十三年に僧侶を招きて讀經せしめ、それより五十年、百年、百五十年、三百年等の年忌は新佛の靈祭に併せ行ふ者多し。孟蘭盆彼岸には墓掃除をなし墓參をなす良習は眞にうるはしきものなり。(註所により多少葬式の順序を異にす)

第三節 民 謠

徳川時代より明治の初期にかけて流行せるものは、一般に悠長にして、抑揚頓挫あり。曲調頗る複雑なるもの多けれども、明治の後期より現今に流行せるものは、多くは單調にして輕浮なるもの多し。これ人情の反映せるものといふべきか。歌詞は一般に情事を謠へるもの多けれども、また農村趣味津津たるもの、信仰心のあふれたるものなきにあらず。今略々時代順に分ちて宴席に謠はるゝものをかゝげ、次に田植歌祝言歌の如き特殊なるものを擧げん。その内地方獨特のものは安來節にして古來人

口に喰炙す。

一、松 坂

○世の中の目出たい芋の種、瑞氣が長うて葉が廣て、上には金銀小玉の露が盛り、孫子榮わて末繁昌。

○正月始め三日の夜に、夢を見ました目出度たい夢を、これのおせごの泉水池に、舟が三艘入り来り、さきなる船を眺むれば、金や銀やを積みこんで、中なる船を眺むれば、萬の寶を積み込んで、あと来る船を眺むれば、依の萬俵も下夕積に、七福神も乗合で、氏神様が上乘で、お夷様が棹さして、大黒様が舵取りで、さんさ押せ／＼床前に、長者になれとの知らせかや

○しの竹の窓の嵐で、目をさまさせて、あいもよう寝ず、わしもねず、互にねぬ夜の面白や

○岩山に住んだる唐獅子でさへ、牡丹の花にと身をやつす

○坂でころんで、小提灯なげて、あかりとられて眞の暗。

二、おき ぢ

○君はよしつね、千本櫻、靜御前に鼓をうたせ、君の初音がきゝたさに、ヨイヤナ。

○これのお家の床前かざり、伊勢で伊せさん、八幡で八まんさま、奈良で春日さん、三社のたくみ、ヨイヤナ。

三、ホンカイナ節

○船は出る／＼、北前船が、こちのお客にちかひない。ざしきどりあげ蓑盆。二階座敷にお茶を汲

む。ソレホンカイナア。

○ろぢの白菊朝露をまつ、わたしや日暮のどのを待つ、實に待つのが日が長い。かわしまいぞやとのごさん。ソレホンカイナア。

○船は金銀、艫權は黄金、綾や錦の帆をあげて、よろづ積みこむ寶船、中で福神がはんじよする。

ソレホンカイナア。

四、チヨチヨラ節

○ちよちよらおなごに、わしやほだされて、つらいつごめも、サノイせにやならぬ。

編者曰七七五調は此外安來節、都々逸、博多、追分等あり。従て次詞錯綜せるも、各本來のものなきにあらねば特色あるものをかゝぐることにせり

○ちよちよらうぐひすが、うめの木をきらふて、となりやしきのサノイ挑のわだ。

妹 背 山

○妹背山とは、つらいぞや。おか不見なから、そふことは、ならぬは何の報ぞや。死んで花みがさくコバコイじやなし。エイソレ、ソレ、ソウヂヤイナア。

○獅子に牡丹に、竹に虎、わしとおまへは鶴と龜、比翼連理の玉蔓とかく浮世はコバコイ、忘草。エイソレ、ソレソレ、ソウヂヤイナア。

五、大 津 繪

○オイ／＼お爺ごの、その金わたしに、借して下しやんせ。奥市兵衛はびつくり仰天し、イヤ／＼

金ではありませぬ。娘にしてもろた、用意のにぎりまゝさ。よならお先きに参じましよ。ヤレ
くしぶといお爺ごの。ぬきはなつ。何の苦もなく、一わぐり、チトチンリシャン、命と金とが
これがほんまの別れの二つ玉。

六、あさくとも

○浅くとも清き流のかきつばたのぞいて見たかやあみ笠の
とんでゆき來のぬれつばめ貌が見たくはないかいなア

七、追分け

○これの屋形を前から見れば「八ツ棟作りに檜皮ぶき。東の方には鶴一羽西の破風は龜一つ。中の
破風には猿一つ。鶴は千年生きるもの、龜は萬年生きるもの、猿は三萬三千三百三月ひなか生き
るもの。これより目出たいものはない。」これで此屋が繁昌する。

○出羽の庄内、酒田の沖で、ホロと泣いたが、忘らりよか。

○松前の城下はなれて、ごてつの茶屋で、ホロと泣いたり泣かせたり。

○船頭かわいや、音頭がせとで、一丈五尺の艫がしわる。

八、舟追分け

○洗つて上げたい船頭さんの浴衣。背には大船。裾に波、いかりといふ字を紋につけ、川瀬にあふ
ても流りやせぬ。

九、海晏寺

○アレ見ヤシャンセ海晏寺。米がなくては海晏寺。それは誰故。私故。

○アレ見ヤシャンセ袖萩は。破三味線肩に掛け。それはたれゆゑ。貞任故。

一〇、都ゝ逸

都々逸やぼでもやりくりは上手。今朝も七つ屋で、ほめられた。

編者曰安來節の如く五五の句は、皆このふしにて詠ふべし。由來民謡にはこの調をとれるもの、及これに近きもの多し。

一一、二上り新内

隅田の邊りに住ゐして、萩のしをり戸、四疊半、歌俳諧や、茶の湯にて、すいた同志のさし向
ひ。逢へば別れがつかくなる。逢はなきや私の氣がすまぬ。といふてそなたが落着かば又もや案
じる内の首尾。

一二、博多節

○博多帶しめ、筑前絞り、歩む姿は柳腰。

○立てば芍薬すわれば牡丹歩く姿は百合の花。

○眞の闇夜に、櫻をけづり、赤い心を墨で書く。

○百萬石の、知行とるより、アナタのそばで、竹の柱に茅の屋根、手鍋するともいどやせぬ。

編者曰曲譜なく、たゞ歌詞のみをあぐるを以て、其歌謡の特色を髣髴せしむること能はざること、頗る遺憾なり

一三、安來節

○安來千軒名の出たものは、社日櫻に十神山。

十神山から沖見れば、何處の船かは知らねども、三味の糸ほど帆を巻いて、やさほくと上みのぼる。

○わたす(私)をんすう(雲州)ふらた(平田)のをまれ(生れ)。ぬす(西)のはてから、ふがす(東)のはてまで、すうり、ぬすうり、さんすうり(十里、二十里、三十里)ふくづりふつばつて(引ずり引張つて)つれだすて(出して)今更ふま(ひま)とは何のこと、もとのすう五(十五)にすて(して)もとせ。

○愛宕山から春風吹けば、安來千軒花吹雪。

○所名物荷物にやならぬ。聞いておかれ安來節。

○安來出る時や、涙で出たが荒島すぎれば揖々の町。

編者曰この歌ひ方は山陰道獨特のものにして、快活なる節は尤も宴樂に適す。すべて七七五調のものは安來節にて歌ふべく右にかゝけたる初二のものは特色あるものの中の「入れ事節」といふものに屬す。次の三は新作中の特色あるものなり。

一四、祝言歌 (婚姻の道中にて歌ふ)

○娘に行く氣で白齒を染める。まさか行く時や血の涙。

○私や行きます兩親さまよ、永のお世話になりまして。

○私や行きます友達様よ。あとで立名もたゝぬよに。

○こゝは照るゝ。相山曇る。お杉お玉が日にやける。

○こゝは荷物の中繼所。左肩から今わたす。

○あれに見るは何誰の宅か、あれが殿御の御屋敷よ。

○門に立寄や小庭に青木。庫がござるぞ七戸まい。

○鶴がまひます此家の空で、此家繁昌と舞遊ぶ。

編者曰、歌曲哀音觸々、人の情を動かすこと尤も切。

一五、白挽歌

○白を挽くならごんど挽やれ、中に卵がありやすまい。

○白にさばらば歌だせ女、歌は仕事の花じやもの。

○歌へゝとせりかけられて、歌は出ませぬ汗が出る。

○歌ひなされやおうたひなされ。歌で器量が下りやせぬ。

○これが今宵の乙白様か挽いておさめる白の神。

一六、味噌搦歌 (愛宕参り)

○愛宕参りに十七、八に出遇たナア。ソレ。

これも愛宕の御利生かや。オモシロヤア。

○お伊勢七度熊野へ三度ナア。ソレ。

愛宕さんへは月まわり。オモシロヤア。

○かわい十七や朝川わたる。ナア。ソレ。

わしが妻ならおひ渡す。オモシロヤア。

○妻でなうても渡しておくれナア。ソレ。

こゝは山陰人知らぬ。オモシロヤア。

○東住吉大國柱ソレ本元は白金ナ。

末黄金オモシロヤナア。

○調子そろへてごんごごつけば、いかな大名も立止る。オモシロヤ。ナア。

一七、田 植 歌

編者曰、田植の際大鼓をうちつゝ音頭をとるものを「さげ」といひ、田を植うる婦女を「早乙女」といふ。さげ先づ歌ひ、早乙女これとす。

朝 の 歌

サゲ「朝聲はヤアレ、ならしにならす、聲ならし、ヤアレ、聲ならし、ヤアレ。」

早乙女「ヤレ、聲ならし、ヤアレ、朝の聲は、新聲なる。」

サゲ「朝起きて、ヤアレ、細戸にあげて、見渡せば、ヤアレ、見渡せばヤアレ。」

早乙女「ヤレ見渡せば、ヤアレ、黄金にまさる朝日さす。」

晝飯前の歌

サゲ「十七が、ヤアレ、倉建させてこの倉へ、ヤアレこの倉へ、ヤアレ。」

早乙女「ヤレ、この倉へ、ヤアレ、白米倉の戸を開く。」

サゲ「倉の戸開いたがごのはい出さうか」

早乙女「ヤレ、千石積の中のはい。」

サゲ「十七がヤアレあかねの襷で米量る、ヤアレ米はかるヤアレ。」

早乙女「米はかるヤアレ、小楯はとり置き斗ではかる。」

サゲ「十七が、ヤアレ、あかねの襷で米をどぐ、ヤアレ、米をどぐ、ヤアレ。」

早乙女「ヤレ、米をどぎ、ヤアレ、十二の釜にとぎすゑる。」

サゲ「晝飯持がござるやら、赤いかだびらでナア。」

早乙女「ひいらりしやらりと、赤い方。」

晝食後の始の歌

サゲ「晝寝して、ヤアレ、吾妻が原で枕して、ヤアレ枕してヤアレ。」

早乙女「枕して、ヤアレ、吾妻の殿を夢に見る。」

晩方の歌

「日は七ツヤアレ、西山見れば賑やかな、ヤアレ、賑やかな、ヤアレ。」

「ヤレ、賑やかな、ヤアレ、日輪様のおいりなり。」

編者曰、此外、田の神歌、(天竺歌ともいふ)八幡歌、一の谷歌、ねり歌、雑歌等あり。今は此地方に關係ふかき大山歌を掲ぐるに止む。此歌は晝前に歌ふ定なり。

大 山 歌 註曰、ヤアレは二以下省略す。

戀しくば、ヤアレ、尋ねてござれ、米子迄、ヤアレ、米子の町の真中へ

米子より扇のまかげで見上れば、ほのかに見えます大山が。
米子より大山様へ何ぼある。わけなる茶屋へ三里ある。
大山参りが手に笠さげて門出に、朝ごり取やら精進川。
大山のふもとにござるはね釣瓶、水くみ上げて垢離を取。
大山のだん原まき原の葉の数は、七千三百八把ござる。
大山やまき原の小ならの葉はな、おりかけにしよや小櫓の。
大山の金の鳥居をくぐる時、菅緒の小笠を手に持て。
大山のお宮の前のはね釣瓶、水くみ上げて垢離を取る。
大山のお宮の前の手水鉢、せとのさごゑの寄進かや。
大山のお宮の前の玉之垣、玉之垣金銀小蔦が舞上る。
大山のお宮の前の杉檜の木、杉檜の木金銀蔦舞上る。
大山の御宮の前の八重櫻、八重櫻美事に咲た八重櫻。
大山のさくらこそ美事に咲たな、美事に咲たか八重に花が。
大山の下山様に何がある、八萬八聲のうたがある。
大山の下山様に何ござる、尾のない狐が八つござる。
大山や下山様で金の御幣こそな、おれらも拜んだ金の御幣。
大山のみせんの池に出る清水、大山寺の御符の水。

大山のみせんにござる切蓬、病の根を切る切よもぎ。

大山の岩ねをめぐり出る清水、出る清水清水じやなうて泉湧。

その水硯に入れて墨を磨る、諸國へおろす守。

大山の本堂にすわる桐の箱、大山寺のお経箱。

大山の七さこ八塔吹おろす、吹下す唯寒かる山おろし。

大山の赤松池にうつ波は、横手の空の霧となる。

大山の七字八谷より出る水は、赤松池の其中へ。

大山の中山がりやにある笠は、早乙女笠に買ひ出す。

早乙女衆に着せるとて大山の笠を、買ひおろいたは大山の。

一八、追掛 (博勢といふ牛馬商が牛を引く時歌へる歌)。

向の山で鹿がなく。何で悲しうて鳴くのかや。

寒さがつらふて鳴くのかや。妻子が戀しうてなくのかや。寒さがつらうも、妻子が戀しうも、な
けねども、向の山のそねに、三十許の獵師めが、鐵砲かついで、犬をつれ、先に虎毛の犬を連
れ、後にはむくげの犬を連れ、虎ゆけむく行け。けしかける。それが悲しうて鳴くはいの。助け
て下さる神あらば、此山崩して城となし、四角四面の御堂を建て胡麻植へて、参る同行にごま刈
らせ、籠る同行に控らせて、十二燈明とします。助けて下され山の神

一九、童謡類及手鞠歌